

令和5年版 秋田市の環境



令和4年度
調査結果報告書

秋田市

表紙の写真について

【下浜サンセットロードから臨む日本海】

下浜サンセットロードの愛称で親しまれている国道7号下浜道路から撮影※した写真です。暮色蒼然たる日本海の波に映える夕日の様子は言葉にならないほど美しく、次世代にわたって残していきたい景色です。

※ドローンにより撮影

秋田市環境基本条例前文

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

(平成 11 年 3 月 19 日 秋田市条例第 15 号)

この報告書は、本市の環境状況に係る調査結果について次の法令等の規定に基づき公表するものです。大気・水質環境等の測定および結果の概要をまとめた「本編」のほか、詳細な測定結果を記載した「データ編」、大規模工場との公害防止協定の締結状況や規制基準等を記載した「資料編」で構成されています。「本編」は秋田市のホームページにも掲載しております。

また、様々な環境問題に対応するため、本市では秋田市環境基本計画を策定し、秋田市ホームページにて公表しています。

【「本編」掲載ページ】<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/hoshin-keikaku/1009930/1006273.html>

【秋田市環境基本計画掲載ページ】<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/hoshin-keikaku/1009930/1006108.html>

環境情報の公表に係る法令等の規定

法令等の名称等	内 容
大気汚染防止法（第 24 条）	大気汚染状況の公表
水質汚濁防止法（第 17 条）	公共用水域、地下水の水質汚濁状況の公表
騒音規制法（第 19 条）	自動車騒音の状況の公表
ダイオキシン類対策特別措置法（第 27 条、第 28 条）	都道府県知事等による調査測定、設置者による測定
秋田市環境基本条例（第 10 条、第 22 条）	年次報告：本市の環境の状況、 市が講じた環境施策の実施状況等、情報の提供

秋田市の環境（調査結果報告書）

本 編

序 章 秋田市の環境調査の概要・・・・・・・・・・	1	第3節 海域の水質調査結果・・・・・・・・・・	50
第1節 秋田市の概況・・・・・・・・・・	2	1 海域調査・・・・・・・・・・	50
1 位置、面積、地勢・・・・・・・・・・	2	2 水浴場調査・・・・・・・・・・	54
2 気象・・・・・・・・・・	2	3 浜田浜赤水調査・・・・・・・・・・	54
第2節 環境保全行政の概要・・・・・・・・・・	4	第4節 湖沼の水質調査結果・・・・・・・・・・	55
1 環境保全行政の推移・・・・・・・・・・	4	1 概況・・・・・・・・・・	55
2 環境保全行政の機構・・・・・・・・・・	4	2 調査結果・・・・・・・・・・	55
3 秋田市環境審議会・・・・・・・・・・	5	第5節 地下水の水質調査結果・・・・・・・・・・	58
第3節 環境調査等について・・・・・・・・・・	5	1 概況調査・・・・・・・・・・	58
第1章 大気汚染・・・・・・・・・・	6	2 継続監視調査・・・・・・・・・・	58
第1節 大気汚染状況調査の概要・・・・・・・・・・	7	3 土崎地区地下水質監視・・・・・・・・・・	58
第2節 大気常時監視・・・・・・・・・・	9	第6節 水質汚濁防止対策・・・・・・・・・・	60
1 大気常時監視体制の概要・・・・・・・・・・	9	1 規制、届出・・・・・・・・・・	60
2 大気常時監視測定結果の概要・・・・・・・・・・	11	2 検査、指導・・・・・・・・・・	62
3 風向・風速・・・・・・・・・・	13	3 その他の取組・・・・・・・・・・	62
4 二酸化硫黄・・・・・・・・・・	15	4 水質汚濁事故・・・・・・・・・・	63
5 窒素酸化物・・・・・・・・・・	17	第7節 土壌汚染対策・・・・・・・・・・	64
6 浮遊粒子状物質・・・・・・・・・・	19	1 届出状況・・・・・・・・・・	64
7 一酸化炭素・・・・・・・・・・	21	2 指定区域・・・・・・・・・・	64
8 光化学オキシダント・・・・・・・・・・	22	第3章 騒音・振動・・・・・・・・・・	66
9 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）・・・・・・・・・・	23	第1節 騒音・振動調査の概要・・・・・・・・・・	67
10 炭化水素類・・・・・・・・・・	27	第2節 道路交通騒音調査・・・・・・・・・・	68
第3節 有害大気汚染物質調査・・・・・・・・・・	29	第3節 一般環境騒音調査・・・・・・・・・・	71
1 調査概要・・・・・・・・・・	29	第4節 道路交通振動調査・・・・・・・・・・	73
2 調査結果・・・・・・・・・・	29	第5節 騒音・振動防止対策・・・・・・・・・・	74
第4節 酸性雨・酸性雪調査・・・・・・・・・・	31	1 規制、届出・・・・・・・・・・	74
1 調査概要・・・・・・・・・・	31	2 検査、指導・・・・・・・・・・	77
2 調査結果・・・・・・・・・・	31	3 その他の取組・・・・・・・・・・	77
第5節 大気汚染防止対策・・・・・・・・・・	34	第4章 悪臭・・・・・・・・・・	78
1 規制、届出・・・・・・・・・・	34	第1節 悪臭調査の概要・・・・・・・・・・	79
2 検査、指導・・・・・・・・・・	35	第2節 悪臭防止対策・・・・・・・・・・	80
3 その他の取組・・・・・・・・・・	36	第5章 化学物質汚染・・・・・・・・・・	82
第2章 水質汚濁・・・・・・・・・・	38	第1節 ダイオキシン類調査結果・・・・・・・・・・	83
第1節 水質汚濁状況調査の概要・・・・・・・・・・	39	1 大気・・・・・・・・・・	84
第2節 河川の水質調査結果・・・・・・・・・・	42	2 公共用水域の水質・・・・・・・・・・	85
1 健康項目・・・・・・・・・・	42	3 公共用水域の底質・・・・・・・・・・	85
2 生活環境項目・・・・・・・・・・	45	4 地下水水質・・・・・・・・・・	85
		5 土壌・・・・・・・・・・	87

第2節	ダイオキシン類対策	89
1	規制、届出	89
2	検査、指導	90
第6章	公害に関する苦情	92
第1節	公害苦情発生状況	93
第2節	近隣公害の状況	96
第3節	公害苦情の処理状況	97
第7章	自然環境の保全	98
第1節	秋田市自然環境保全条例	99
1	条例の目的	99
2	自然環境保全のための施策	99
3	開発行為の届出	99
第2節	市民活動計画の推進	99
1	大学病院前の水辺環境を守る会 (愛称：ホータル会)	99
2	日本野鳥の会秋田県支部	100
3	高清水町内会 緑を守る会	101
4	NPO法人 秋田水生生物保全協会	101
第3節	自然環境現況調査	102
1	秋田市自然環境調査	102

データ編

1	大気関係測定結果	103
1-1	二酸化硫黄測定結果	104
1-2	一酸化窒素測定結果	106
1-3	二酸化窒素測定結果	107
1-4	窒素酸化物測定結果	109
1-5	浮遊粒子状物質測定結果	111
1-6	一酸化炭素測定結果	113
1-7	光化学オキシダント測定結果	114
1-8	微小粒子状物質測定結果	115
1-9	炭化水素類測定結果	116
1-10	有害大気汚染物質 モニタリング結果	117
1-11	大気中のアスベスト濃度 測定結果	117
1-12	酸性雨調査結果	118
1-13	酸性雪調査結果	119

2	水質関係測定結果	120
2-1	公共用水域（河川） 水質測定結果	121
2-2	公共用水域（海域） 水質測定結果	146
2-3	公共用水域（水浴場） 水質測定結果	153
2-4	公共用水域（湖沼） 水質測定結果	154

資料編

1	環境保全行政の推移	156
2	環境部事務分掌	160
3	秋田市環境審議会および秋田市 公害対策審議会開催状況	161
4	公害防止協定締結状況（主要工場）	165
5	環境保全協定締結状況	169
6	土壌汚染対策法に基づく 規制区域一覧	170
7	公害防止管理者の届出状況	171
8	環境基準	172
(1)	大気汚染に係る環境基準	172
(2)	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に 係る環境基準	172
(3)	水質汚濁及び地下水の水質汚濁に 係る環境基準	173
(4)	土壌汚染に係る環境基準	179
(5)	騒音に係る環境基準	180
(6)	ダイオキシン類に係る環境基準	180
9	規制基準	181
(1)	大気関係	181
(2)	水質関係	189
(3)	騒音、振動関係	191
(4)	悪臭関係	196
(5)	ダイオキシン類関係	197
10	秋田市環境基本条例	199
11	秋田市公害防止条例	203
12	秋田市自然環境保全条例	208
13	用語解説	213

本 編

序 章 秋田市の環境調査の概要

第 1 節 秋田市の概況

- 1 位置、面積、地勢
- 2 気象

第 2 節 環境公害行政の概要

- 1 環境公害行政の推移
- 2 環境公害行政の機構
- 3 秋田市環境審議会

第 3 節 環境調査等について

序 章

第 1 節 秋田市の概況

1 位置、面積、地勢

秋田市は秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央に位置し、市の東部には奥羽山脈から続く太平山が連なり、南部には雄物川が西に流れ、市街地を貫流する旭川と合流し西部の日本海に注ぎ、北北西から南南東に向かって延長約 16km にわたって秋田平野が広がっています。

周囲は、潟上市、井川町、五城目町、上小阿仁村、北秋田市、仙北市、大仙市、由利本荘市の 8 市町村に隣接しています。

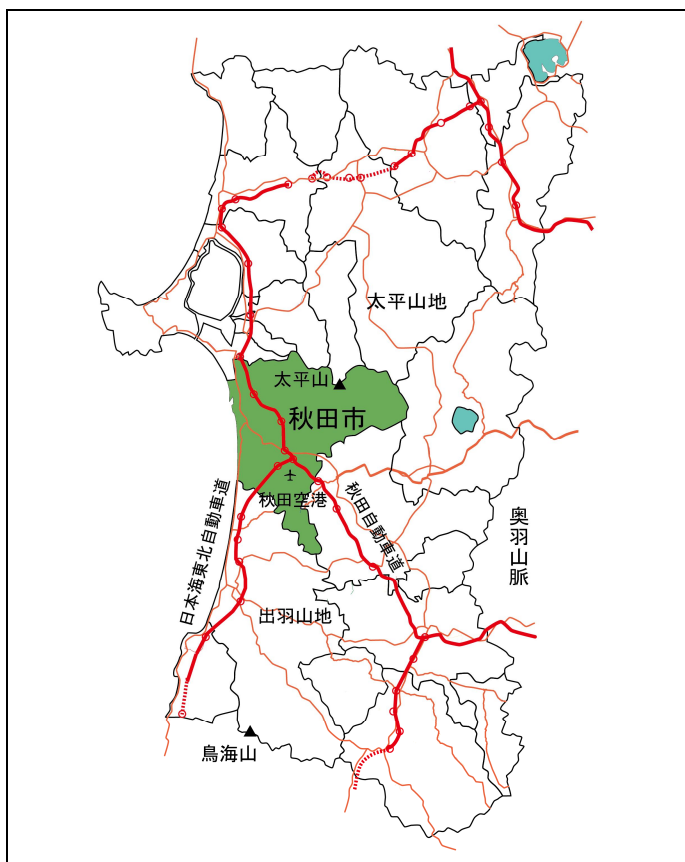


図 1 秋田市の位置

表 1 秋田市の位置・面積

市役所の位置	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 東経 140° 06′ 13″ 北緯 39° 43′ 12″		
面積	約 906.07 km ²		
地域	極東	河辺丹波森東	140° 31′
	極西	秋田港西	140° 01′
	東西 約 43.03 km		
	極南	雄和萱ヶ沢南	39° 27′
	極北	上新城俎山	39° 52′
	南北 約 46.20 km		
海拔	最高 1,179.1m 白子森		
	最低 0m 日本海		

2 気象

秋田市は、東に出羽山地が南北に縦断し、西に日本海に面していることから、典型的な日本海側気候となっています。

令和 4 年の平均気温は 12.6℃で前年よりも 0.3℃低い状態でしたが、夏の最高気温も前年に比べ、約 2.4℃低い 34.1℃、冬の最低気温は前年に比べ、約 1.6℃高い -6.6℃を観測しました。日照時間は、晴れの日が少ない影響により、前年に比べ約 101 時間減少しました。

表2 秋田市の気象

年月	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
	最低 (極値)	最高 (極値)	平 均					
H30	-9.7	37.6	12.3	75	4.1	1526.2	2016.5	34
R 1	-5.9	36.8	12.9	72	4.2	1833.7	1566.5	17
2	-6.7	36.1	12.8	75	4.1	1535.7	2022.5	24
3	-8.2	36.5	12.9	75	4.3	1755.7	1916.5	60
4	-6.6	34.1	12.6	75	4.1	1654.3	1862.0	56
R 4. 1	-6.6	5.5	-0.1	77	5.1	36.6	170.5	54
2	-5.8	8.9	0.6	72	5.2	51.2	65.5	56
3	-2.0	15.0	4.8	73	4.3	122.6)	148.5	18
4	-1.0	24.0	10.9	66	3.7	218.5	81.0	--
5	5.1	29.0	16.4	67	4.0	258.4	86.0	--
6	11.4	31.7	19.6	79	4.2	140.1	142.5	--
7	20.4	33.5	25.6	78	3.2	215.3	61.5	--
8	16.0	32.9	25.0	81	3.8	127.4	334.0	--
9	9.6	34.1	22.3	75	3.3	197.1	131.0	--
10	2.3	26.6	14.2	77	3.2	146.7	180.5	--
11	0.4	19.1	9.8	75	3.7	123.0	213.0	--
12	-3.0	10.1	2.5	77	5.1	17.4	248.0	13

(資料：気象庁 HP(<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>) を元に作成)

※数値右の“() ”は、推定された観測値又は欠測があったときの統計値

第2節 環境保全行政の概要

1 環境保全行政の推移

秋田市では、市民の健康保護と生活環境の保全を目的として、昭和44年に秋田市公害防止条例を制定したほか、環境関係法令や秋田市公害防止条例を補完しつつ公害を未然に防止するため、主要企業との間に公害防止協定を締結するなど、積極的に環境保全行政を推進してきました。

国における環境関係法令の整備・強化等もあり、大きな社会問題となった大気汚染や水質汚濁などのいわゆる産業型公害は、大幅に改善されてきました。一方、騒音、振動および悪臭等の都市型公害が顕在化してきたため、平成9年の中核市への移行に先立ち、秋田市公害防止条例を全面的に改正しました。さらに、平成15年の改正では食料品製造工場や飲食店等からの悪臭対策として、嗅覚測定法を用いた指導が可能となりました。

地球環境問題が多様化する中、平成11年には「秋田市環境基本条例」を制定し、この条例の理念の実現に向けて、環境の保全と創造に関する各種施策を盛り込んだ「秋田市環境基本計画」を平成13年に策定するなど、環境問題全般に積極的に取り組むこととしました。

本市の豊かな自然環境の保全等に係る施策の推進を図るため、平成15年には「秋田市自然環境保全条例」を制定し、平成16年度には本市における野生生物の生息分布状況など、自然環境の現況を把握し、今後の自然環境保全行政の基礎資料とすることを目的として、市域における自然環境調査を実施しました。さらに、平成17年の市町合併による市域拡大に伴い、平成21、22年度には河辺・雄和地区における調査を実施しました。

また、平成21年9月に国において「微小粒子状物質（PM_{2.5}）の大気汚染に係る環境基準」が定められたことにより、平成23年度から微小粒子状物質の測定を開始しました。

令和元年度には、秋田県知事により河川の水生生物の保全に係る類型指定※が行われたことから、令和元年度から水質環境基準項目の調査を開始しています。

※水生生物の生息状況等に応じて、河川、湖沼および海域を分類すること。それぞれに水生生物の保全に係る水質環境基準が定められています。

（参考：「資料編1 環境保全行政の推移」）

2 環境保全行政の機構

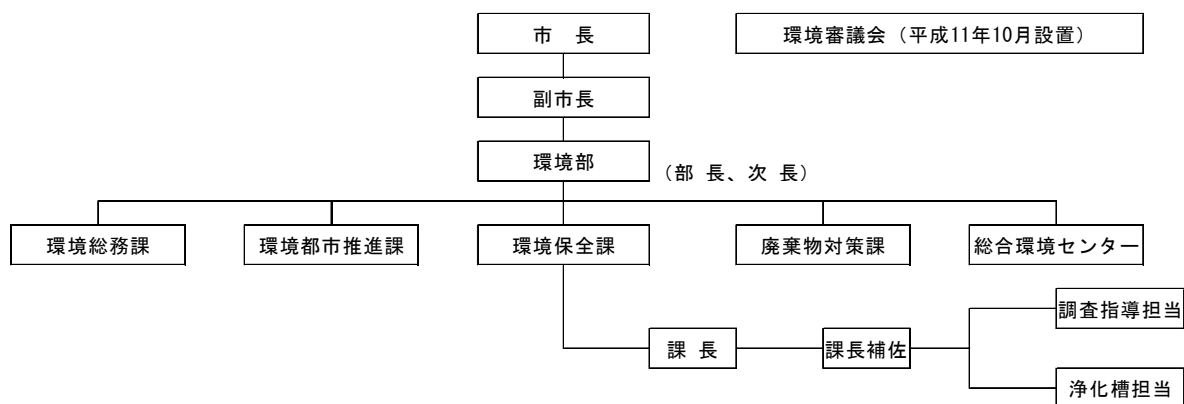


図2 環境保全行政の機構（令和5年4月現在）

（参考：「資料編2 環境部事務分掌」）

3 秋田市環境審議会

秋田市では、秋田市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や関係団体の代表者などで構成される秋田市環境審議会を設置しています。そこで環境の状況や環境基本計画の推進に関する報告を行うとともに、環境審議会からの意見や提言を受け、秋田市の環境保全に努めています。

表3 秋田市環境審議会委員（任期：令和3年11月1日～令和5年10月31日／五十音順）

氏 名	職 ・ 所 属 機 関 等
石 黒 尚 哉	一般社団法人秋田青年会議所 常任理事
石 場 加奈栄	一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部 支部長
岩 田 豊 人	秋田大学大学院医学系研究科 助教
上 野 智 明	秋田市立金足西小学校 校長
菅 原 勝 康	秋田大学 名誉教授
菅 原 拓 男	秋田大学 名誉教授
杉 山 秀 樹	特定非営利活動法人秋田水生生物保全協会 理事長
高 橋 敦 子	暮らしを考える女性の会 会長
竹 田 勝 美	たんぼぼ中央法律事務所 弁護士
津 村 守	特定非営利活動法人あきた環境カウンセラー協議会 理事
縄 田 浩 志	秋田大学国際資源学研究科 教授
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事・事務局長
蒔 田 明 史	秋田県立大学生物資源科学部 教授
湊 元 志	一般社団法人秋田市医師会 会長
村 中 孝 司	ノースアジア大学経済学部 准教授

（参考：「資料編3 秋田市環境審議会および秋田市公害対策審議会開催状況」）

第3節 環境調査等について

私たちを取り巻く環境は、大気や水、山や川、森などの自然のものや、道路、建物などの人工のものまで様々な要素から構成され、それが相互に複雑に関連しあった微妙なバランスの上に成り立っています。

地域の環境を保全し、持続的な活用を図りながら次の世代に引き継いでいくためには、環境調査などにより地域の環境状況や特性をよく把握した上で、適切な環境への配慮を行い、より良くしていくための取組を科学的根拠に基づき効果的に推進していく必要があります。

秋田市では、市民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害関係法令や条例等に基づき大気汚染や水質汚濁の状況等の調査を行うとともに、工場や事業場に対しても立入検査や指導を行うなど、環境の保全に努めています。

第 1 章 大気汚染

第 1 節 大気汚染状況調査の概要

第 2 節 大気常時監視

- 1 大気常時監視体制の概要
- 2 大気常時監視測定結果の概要
- 3 風向・風速
- 4 二酸化硫黄
- 5 窒素酸化物
- 6 浮遊粒子状物質
- 7 一酸化炭素
- 8 光化学オキシダント
- 9 微小粒子状物質（PM_{2.5}）
- 10 炭化水素類

第 3 節 有害大気汚染物質調査

- 1 調査概要
- 2 調査結果

第 4 節 酸性雨・酸性雪調査

- 1 調査概要
- 2 調査結果

第 5 節 大気汚染防止対策

- 1 規制、届出
- 2 検査、指導
- 3 その他の取組

第 1 章 大気汚染

第 1 節 大気汚染状況調査の概要

秋田市では、良好な大気環境を保全するため、環境基準の達成状況の把握をはじめとする各種調査を行っています。昭和 43 年に山王（市役所）と土崎（支所）に二酸化硫黄の自動測定記録計を設置し、昭和 48 年にテレメータシステムを導入して以来、大気汚染状況の常時監視体制の充実に努めてきました。平成 3 年からは酸性雨・酸性雪、平成 9 年から有害大気汚染物質調査、さらに平成 12 年からダイオキシン類の調査を行っています。これらの大気汚染状況調査地点は図 1－1 のとおりです。

令和 4 年度に行った調査の概要は、表 1－1 のとおりです。

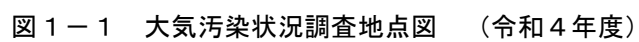
表 1－1 大気汚染状況調査の概要（令和 4 年度）

調 査 名		調 査 概 要
大気常時監視	一般環境大気	市内 9 か所に一般環境大気測定局を配置し、二酸化硫黄等 8 物質および風向風速を連続測定した。 （大気汚染防止法第 22 条に基づく）
	自動車排出ガス	市内 1 か所に自動車排出ガス測定局を配置し、二酸化窒素等 3 物質を連続測定した。 （大気汚染防止法第 20 条に基づく）
有害大気汚染物質調査	揮発性有機化合物	市内 2 か所において、揮発性有機化合物を毎月 1 回（24 時間採取）測定した。
	水銀	市内 1 か所において、毎月 1 回（24 時間採取）測定した。
酸性雨・酸性雪調査	酸性雨	市内 1 か所において、4 月から 12 月まで月 2 回、計 18 回測定した。
	酸性雪	市内 1 か所において、1 週間～2 週間単位で測定した。

（ダイオキシン類の調査結果は「第 5 章 化学物質汚染」参照）

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法およびダイオキシン類対策特別措置法に基づき定められています。



第2節 大気常時監視

1 大気常時監視体制の概要

秋田市では、環境監視情報システムを構築し、表1-2のとおり市内の大気汚染状況を常時監視しています。同システムでは一般環境大気測定局9局と自動車排出ガス測定局1局を配置し、図1-2のとおりテレメータシステムにより測定データを集中管理しています。集めた測定データは、市のホームページに毎時速報値として公表しているほか、秋田県や環境省にも送信しており広域的な常時監視にも用いられています。

また、表1-3に示した工場・事業場から排出されるばい煙や排水などについても、県と連携し公害防止協定に基づき常時監視しています。

表1-2 大気常時監視測定局の配置と測定内容（令和5年3月31日現在）

区分	局番	測定局名	測定局設置場所	用途地域	SO ₂	NO _x	SPM	CO	O _x	PM2.5	HC	WD・WS	緯度 経度
一般環境大気測定局	1	上新城	旧上新城小学校	未指定	○		○					○	N 39° 47' 43" E140° 7' 21"
	2	堀川	三吉神社隣接	二中	●	○	○					○	N 39° 47' 24" E140° 3' 44"
	3	将軍野	土崎駅東第三街区公園	一住	○	○	○		○	○	○	○	N 39° 45' 39" E140° 4' 52"
	4	土崎	北部市民サビセンター	準工	○	○	○					○	N 39° 45' 39" E140° 3' 54"
	5	山王	市役所本庁舎	商業	○	○	○				○	○	N 39° 43' 13" E140° 6' 13"
	6	広面	広面樋ノ上児童遊園地	一低		○	○		○			○	N 39° 42' 49" E140° 8' 44"
	7	茨島	茨島体育館	近隣商業	○		○					○	N 39° 42' 15" E140° 6' 10"
	8	仁井田	仁井田地区コミュニティセンター	一低	○	○	○		○	○		○	N 39° 40' 46" E140° 7' 49"
	9	新屋	西部市民サビセンター	商業		○	○					○	N 39° 40' 38" E140° 5' 7"
自排局	10	自排茨島	茨島体育館	近隣商業		○		○		○			N 39° 42' 15" E140° 6' 10"
SO ₂ ：二酸化硫黄 NO _x ：窒素酸化物 SPM：浮遊粒子状物質 CO：一酸化炭素 O _x ：光化学オキシダント PM2.5：微小粒子状物質 HC：炭化水素類 WD・WS：風向・風速 自排局：自動車排出ガス測定局 二中：第二種中高層住居専用地域 一住：第一種住居地域 一低：第一種低層住居専用地域 ●は湿式測定機を使用しています。													

（大気常時監視測定局および工場測定局の配置図は、図1-1を参照）

表1-3 工場測定局の配置と測定内容（令和5年3月31日現在）

区分	測定局名（備考）	測定項目							
		SO _x	NO _x	F	排ガス量	pH	COD	水温	排水量
市	秋田製錬1（ばい焼炉）	○				○			
市	アルフレッサファインケミカル（廃棄物焼却炉）		○	○		○	○	○	○
県	秋田火力4（4号機、60万kw）	○	○		○	○		○	
県	日本製紙1（2号回収ボイラー）	○	○			○	○		
	日本製紙2（1号重油/3号回収ボイラー）	○	○						
	日本製紙3（石灰焼成炉）	○	○						
	日本製紙4（2号廃棄物焼却炉）	○	○						
	日本製紙5（5号新エネルギーボイラー）	○	○						
	日本製紙6（緊急時用）	○	○						

備考：1 区分欄は、テレメータシステムの接続先を示す。

2 測定結果は、専用回線を用いて県市間で相互に交換され、常時監視されている。

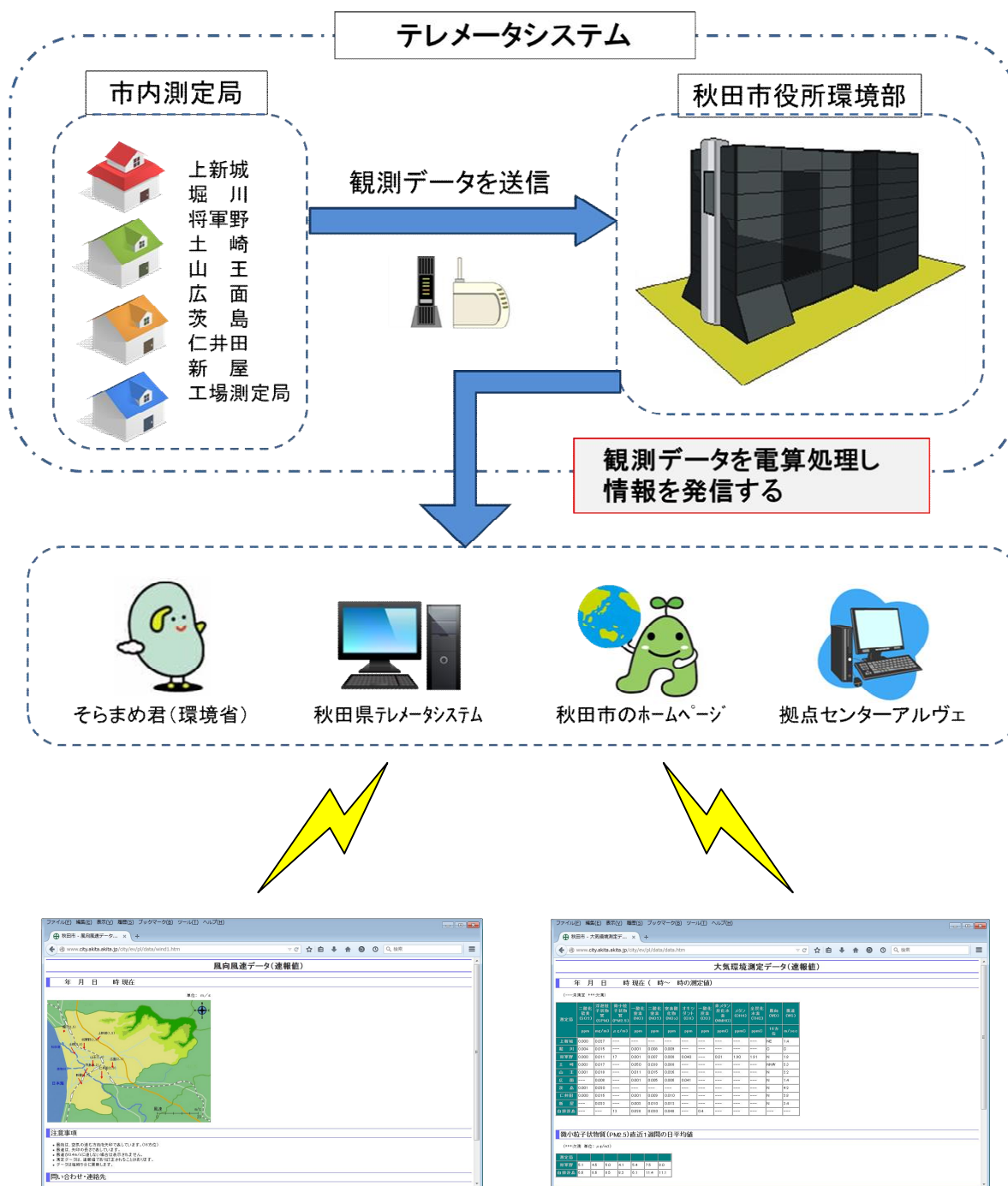


図 1－2 秋田市環境監視情報システムの概要

（参考）

秋田市速報値提供：URL <https://akitacity-taiki.jp/data.htm>

「そらまめ君」（出典：環境省）：URL <https://soramame.env.go.jp/>

テレメータシステム

遠隔計器ともいい、ある地点の測定値を遠隔地点に設置した受信器に送って記録させる計器です。秋田市環境監視情報システムでは、自動測定機で測定したデータを、光回線を使用して中央監視室に送信し、得られたデータを集中管理しています。

2 大気常時監視測定結果の概要

秋田市の令和4年度における大気環境に関する環境基準の達成状況は、表1－4のとおりです。

表1－4 大気環境基準の達成状況（令和4年度）

測定地点				測定項目										
区分	局番	測定局名	用途地域	二酸化硫黄		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		一酸化炭素		光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速
				長期	短期		長期	短期	長期	短期				
一般環境大気測定局	1	上新城	調整区域	○	○		○	○						☆
	2	堀川	二中	○	○	○	○	○						☆
	3	将軍野	一住	○	○	○	○	○			×	○	×	☆
	4	土崎	準工	○	○	○	○	○						☆
	5	山王	商業	○	○	○	○	○					×	☆
	6	広面	一低			○	○	○			×			☆
	7	茨島	近隣商業	○	○		○	○						☆
	8	仁井田	一低	○	○	○	○	○			×	○		☆
	9	新屋	商業			○	○	○						☆
自排局	10	自排茨島	近隣商業			○			○	○		○		
○：環境基準を達成した項目 △：環境省指針値を達成した項目 ー：有効測定日数未滿 空欄：測定していない項目 二中：第二種中高層住居専用地域														
×：環境基準又は環境省指針値が達成していない項目 ☆：環境基準および環境省指針値のない項目 自排局：自動車排出ガス測定局 一住：第一種住居地域 一低：第一種低層住居専用地域														

（参考）表1－5 大気環境基準とその評価方法

項 目	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考：1. 平成9年2月4日にベンゼン、トリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレン、平成11年12月17日にダイオキシン類、平成13年4月20日にジクロロメタンについての大気の汚染に係る環境基準が設定されたが、これらの物質については、本表から除いている。

2. 評価方法

長期的評価および短期的評価を各々行い、両方を満足した場合に環境基準達成とする。

(1) 短期的評価（二酸化窒素および微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

ア 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質および一酸化炭素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

イ 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

ウ 微小粒子状物質

(ア) 長期基準：1年平均値を環境基準と比較して評価を行う。

(イ) 短期基準：1日平均値の98%値を環境基準と比較して評価を行う。

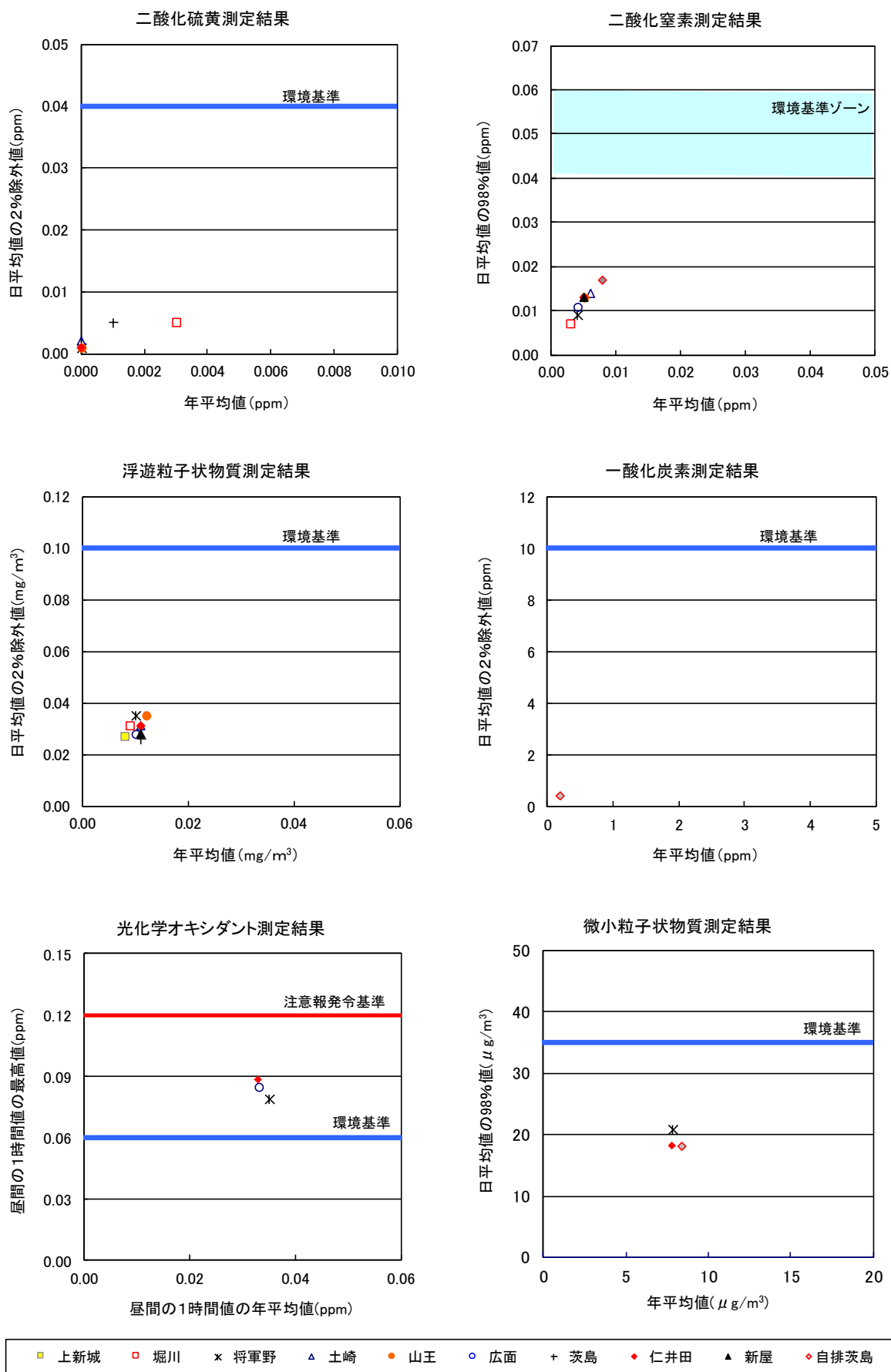


図 1 - 3 大気環境基準の達成状況 (令和 4 年度)

3 風向・風速

大気汚染状況は、気象条件に大きく左右され、特に汚染物質の輸送拡散は風速により大きな影響を受けます。秋田市では一般環境大気測定局9局において風向・風速を観測しており、令和4年度の風配図は図1－4のとおりです。全般的な傾向としては、夏期は南東系、冬期は北西系の風が卓越しています。

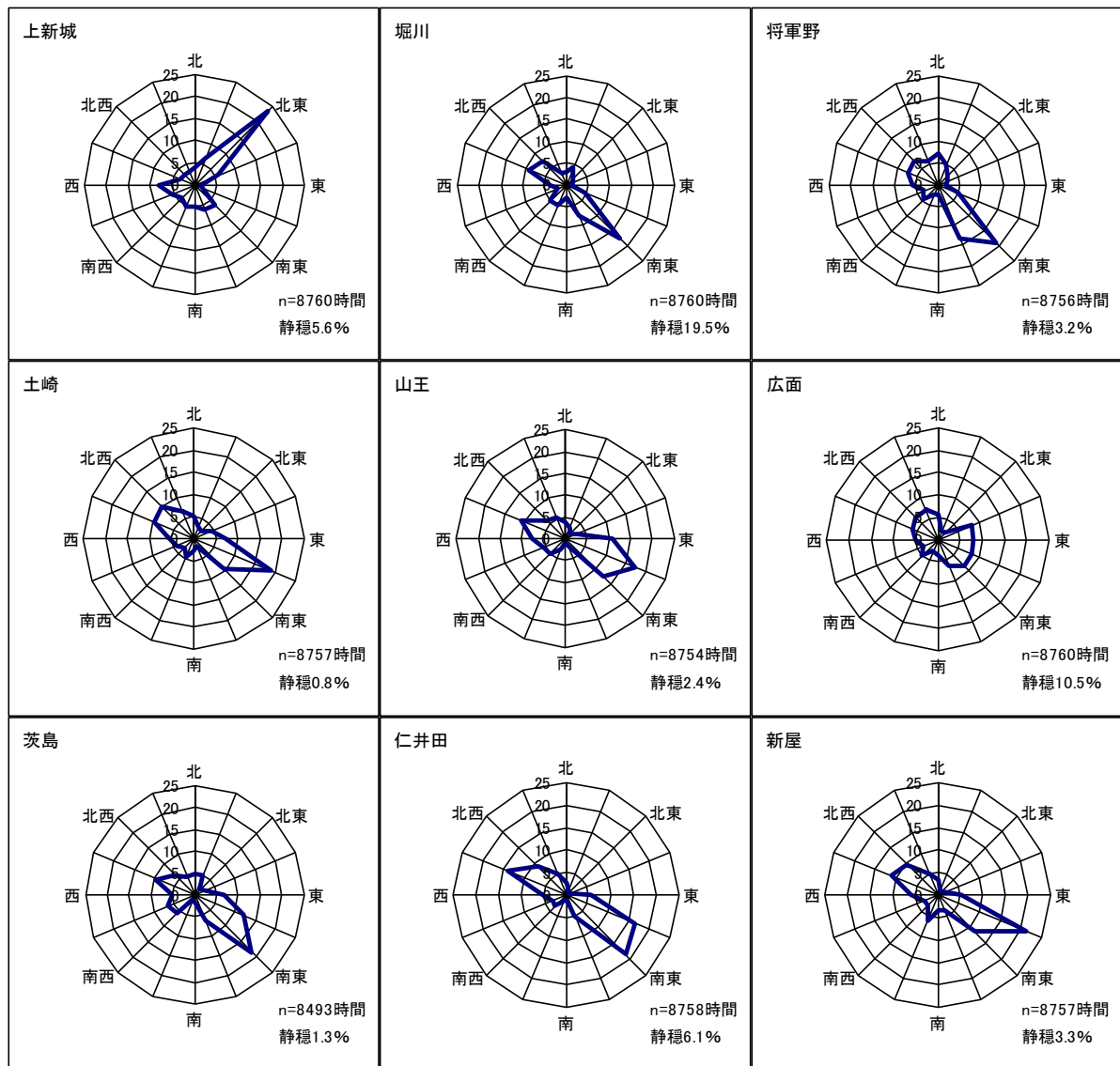


図1－4 風配図 (令和4年度)

静穏 (Calm)

風速が0.4m/秒未満の風の状態。静穏状態では汚染物質が拡散せず、滞留しやすくなります。

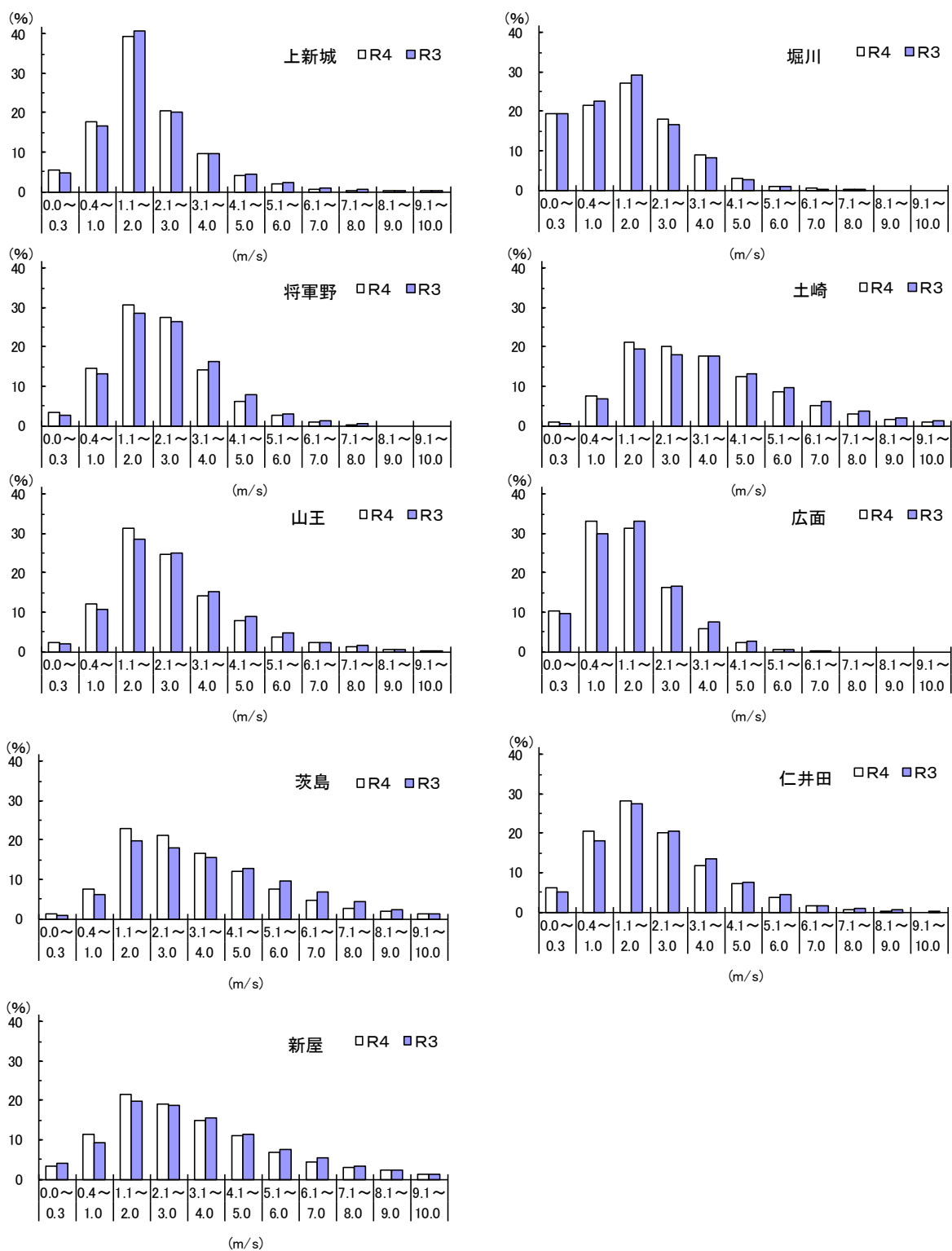


図 1 - 5 風速別出現図

4 二酸化硫黄

秋田市では、二酸化硫黄を一般環境大気測定局7局で測定しており、令和4年度の測定結果は表1－6のとおりでした。環境基準の長期的評価では、日平均値の2%除外値は0.001～0.005ppmと評価の基準0.04ppmを大きく下回り、日平均値も0.04ppmを2日以上連続して超えていなかったことから、全ての測定局において環境基準を達成しました。

主な測定局における年平均値の経年変化（図1－6）および日平均値の2%除外値の経年変化（図1－7）をみると、環境基準よりかなり低い値で横ばいとなっています。

表1－6 二酸化硫黄測定結果（SO₂：年間値）（令和4年度）

測定局名	環境基準 達成状況		測定状況		年平均値	1時間値 の最高値	長期的評価		短期的評価			
			有効 測定 日数	有効測定 時間			日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 が2日以上 連続したこと の有無	日平均値が 0.04ppm を 超えた日数とそ の割合	1時間値が 0.1ppmを超え た時間とその 割合			
	長期的評 価	短期的評 価										
	○×	○×								日	時間	ppm
上新城	○	○	363	8635	0.000	0.015	0.001	○	0	0	0	0
堀 川	○	○	364	8733	0.003	0.017	0.005	○	0	0	0	0
将軍野	○	○	364	8631	0.000	0.012	0.001	○	0	0	0	0
土 崎	○	○	360	8590	0.000	0.015	0.002	○	0	0	0	0
山 王	○	○	363	8684	0.000	0.013	0.001	○	0	0	0	0
茨 島	○	○	364	8638	0.001	0.020	0.005	○	0	0	0	0
仁井田	○	○	362	8629	0.000	0.003	0.001	○	0	0	0	0
評価の基準				6,000 以上		0.1 以下	0.04 以下	○	0	0	0	0

二酸化硫黄（SO₂）

火山活動など自然界に由来するものと、化石燃料（石炭、石油等）の燃焼など人間活動に由来するものがあり、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれています。

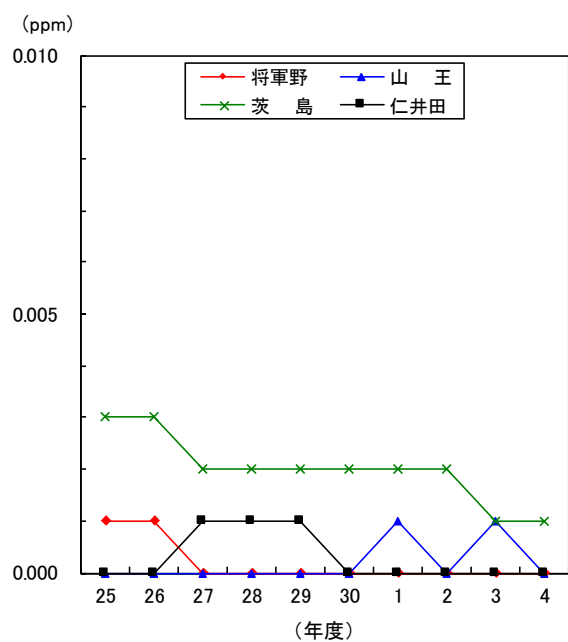


図1-6 二酸化硫黄年平均値の経年変化

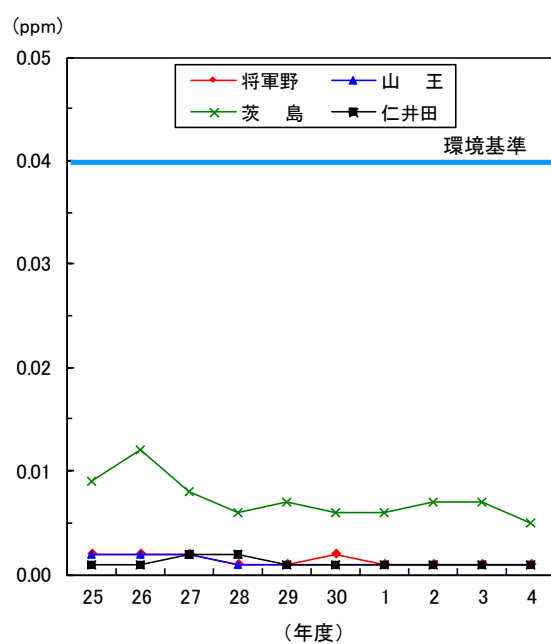


図1-7 二酸化硫黄日平均値の2%除外値の経年変化

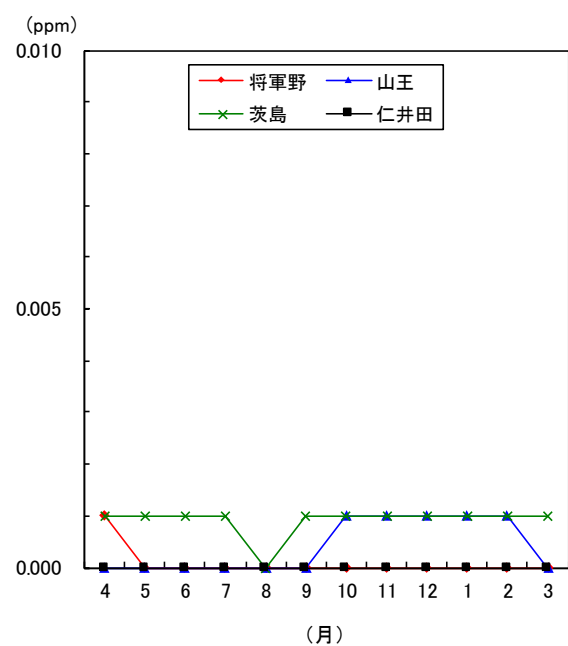


図1-8 二酸化硫黄月平均値の変化(令和4年度)

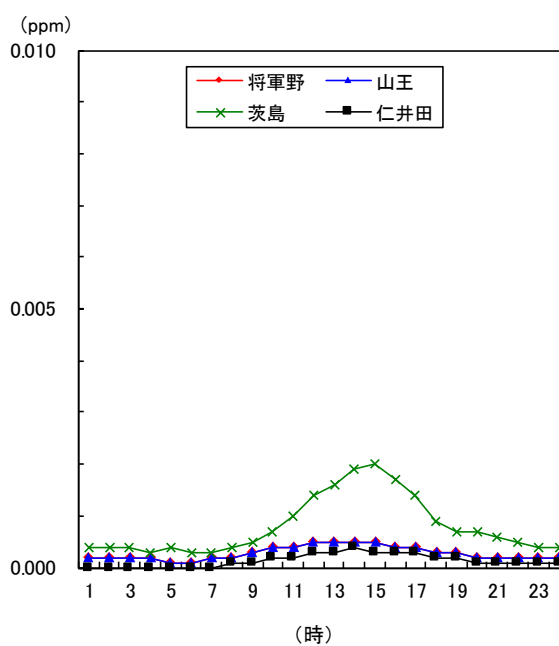


図1-9 二酸化硫黄時刻平均値の変化(令和4年度)

5 窒素酸化物

秋田市では、窒素酸化物を一般環境大気測定局7局、自動車排出ガス測定局1局において測定しており、令和4年度の結果は表1-7のとおりでした。環境基準は、二酸化窒素について定められており、環境基準の長期的評価では、日平均値の年間98%値が0.007~0.017ppmと、全ての測定局において環境基準を達成しました。各測定局における二酸化窒素の年平均値と年間98%値の推移(図1-10、図1-11)をみると、長期的には減少傾向で推移しています。

表1-7 窒素酸化物測定結果 (NO+NO₂: 年間値) (令和4年度)

項目	測定局名	環境基準達成状況	測定状況		年平均値	1 時 間 値 の 最 高 値	評価 日平均値の年間98%値	参考						
			有効測定日数	有効測定時間				日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		NOx 中のNO ₂ の割合 NO ₂ /(NO+NO ₂)
								○×	日	時間	ppm	ppm	ppm	
NO ₂	堀 川	○	363	8635	0.003	0.028	0.007	0	0	0	0	0	0	
	将軍野	○	363	8636	0.004	0.045	0.009	0	0	0	0	0	0	
	土 崎	○	363	8631	0.006	0.044	0.014	0	0	0	0	0	0	
	山 王	○	362	8680	0.005	0.044	0.013	0	0	0	0	0	0	
	広 面	○	363	8678	0.004	0.037	0.011	0	0	0	0	0	0	
	仁井田	○	361	8633	0.005	0.047	0.013	0	0	0	0	0	0	
	新 屋	○	364	8679	0.005	0.060	0.013	0	0	0	0	0	0	
	自排茨島	○	299	7169	0.008	0.087	0.017	0	0	0	0	0	0	
NO	堀 川		363	8635	0.000	0.062	0.002							
	将軍野		363	8636	0.000	0.091	0.002							
	土 崎		363	8631	0.005	0.073	0.016							
	山 王		362	8680	0.001	0.034	0.002							
	広 面		363	8678	0.001	0.047	0.004							
	仁井田		361	8633	0.002	0.141	0.008							
	新 屋		364	8679	0.002	0.077	0.007							
	自排茨島		299	7169	0.007	0.327	0.016							
NOx	堀 川		363	8635	0.003	0.073	0.008							86.8
	将軍野		363	8636	0.004	0.132	0.012							88.5
	土 崎		363	8631	0.011	0.115	0.030							56.2
	山 王		362	8680	0.006	0.078	0.015							88.4
	広 面		363	8678	0.005	0.070	0.015							80.6
	仁井田		361	8633	0.006	0.174	0.019							71.6
	新 屋		364	8679	0.007	0.136	0.020							75.0
	自排茨島		299	7169	0.015	0.414	0.033							55.8
評価の基準				6,000以上			0.06以下							

二酸化窒素 (NO₂)

大気中の窒素酸化物 (NO_x) のほとんどは、物の燃焼に伴い発生する一酸化窒素 (NO) と、大気中でさらに酸化されて生成する二酸化窒素 (NO₂) です。発生源としては、移動発生源である自動車排出ガス、固定発生源であるボイラー等の燃焼施設などがあります。窒素酸化物のうち、二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれています。

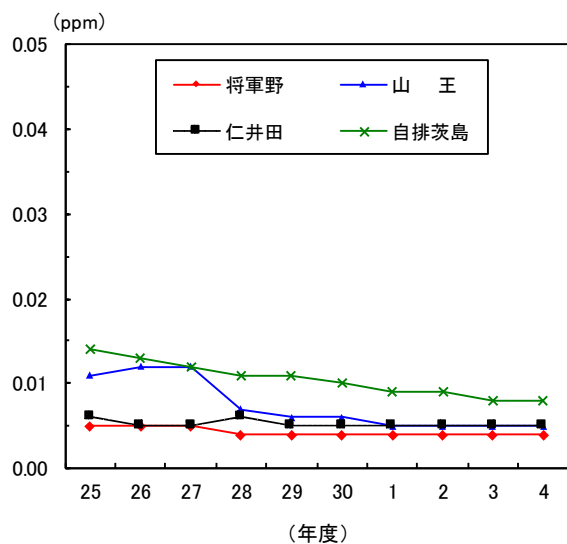


図1-10 二酸化窒素年平均値の経年変化

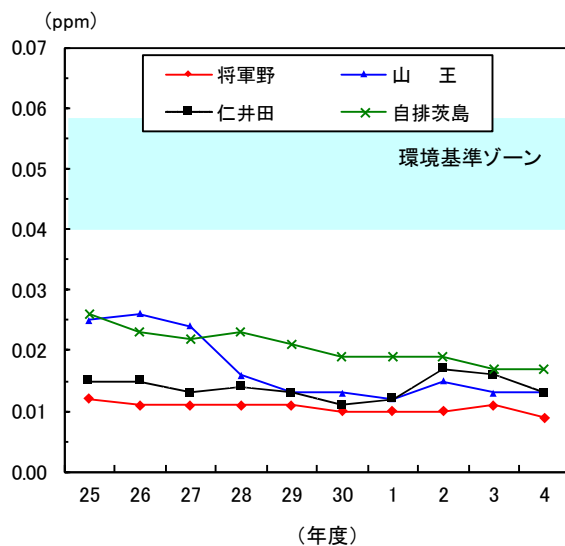


図1-11 二酸化窒素日平均値の年間98%値の経年変化

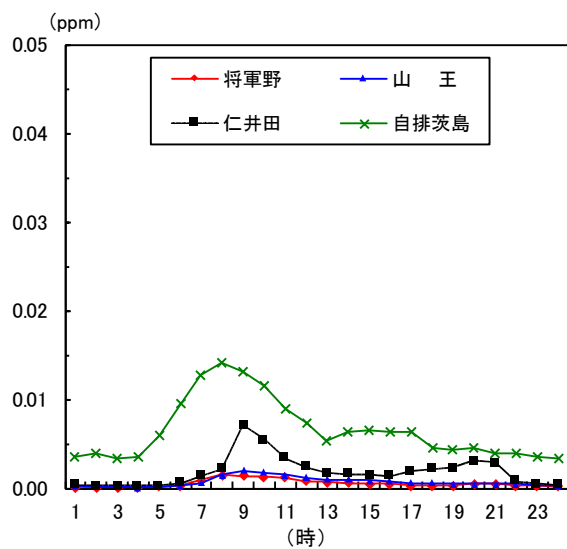


図1-12 一酸化窒素時刻平均値の変化(令和4年度)

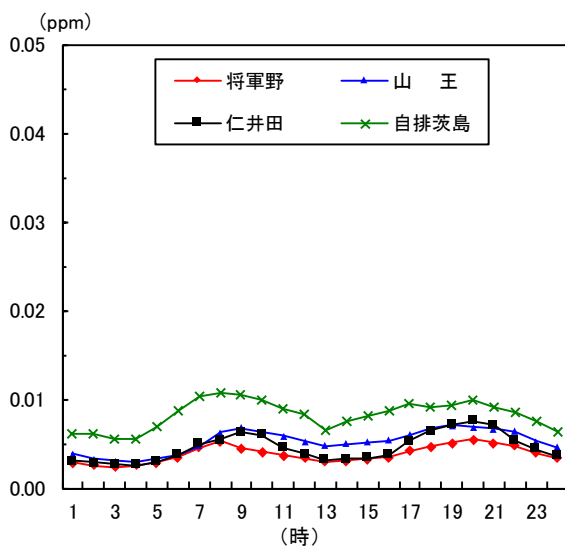


図1-13 二酸化窒素時刻平均値の変化(令和4年度)

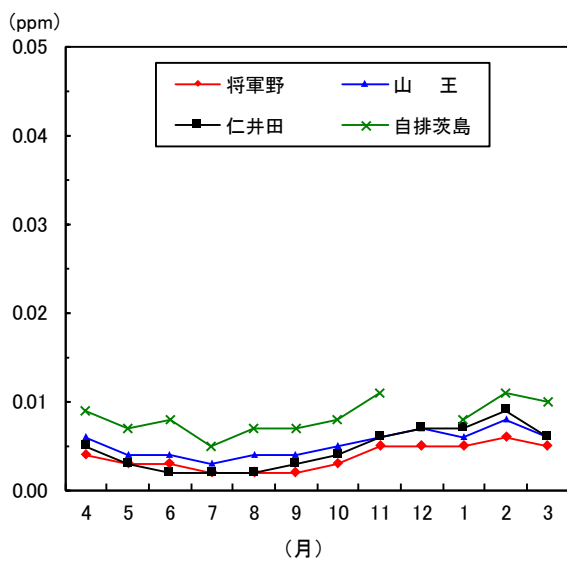


図1-14 二酸化窒素月平均値の変化(令和4年度)

6 浮遊粒子状物質

秋田市では、浮遊粒子状物質を一般環境大気測定局 9 局で測定しており、令和 4 年度の測定結果は表 1－8 のとおりでした。日平均値の 2 % 除外値は、0.026～0.035 mg/m³ の範囲内で評価基準 0.10mg/m³ を下回り、日平均値も 0.10mg/m³ を 2 日連続して超えていなかったことから、環境基準の長期的評価を達成しました。

主な測定局における年平均値の経年変化（図 1－15）をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

表 1－8 浮遊粒子状物質測定結果（SPM：年間値）（令和 4 年度）

測定局名	環境基準 達成状況		測定状況		年平均値	1 時間値 の最高値	長期的評価		短期的評価			
	長期的 評価	短期的 評価	有効 測定 日数	有効測定 時間			日平均値 の 2 % 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 が 2 日以上 連続したこと の有無	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 とその割合	
									○×	○×	日	時間
上新城	○	○	365	8731	0.008	0.066	0.027	○	0	0	0	0
堀 川	○	○	362	8693	0.009	0.117	0.031	○	0	0	0	0
将軍野	○	○	364	8724	0.010	0.133	0.035	○	0	0	0	0
土 崎	○	○	363	8701	0.011	0.095	0.031	○	0	0	0	0
山 王	○	○	357	8740	0.012	0.095	0.035	○	0	0	0	0
広 面	○	○	364	8742	0.010	0.102	0.028	○	0	0	0	0
茨 島	○	○	362	8720	0.011	0.126	0.026	○	0	0	0	0
仁井田	○	○	364	8734	0.011	0.096	0.031	○	0	0	0	0
新 屋	○	○	364	8718	0.011	0.094	0.028	○	0	0	0	0
評価の基準				6,000 以上		0.20 以下	0.10 以下					

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中で浮遊している“ごみ”や“ほこり”は、大気中の動態により自重・降雨等によって降下する「降下ばいじん」と、大気中に浮遊している「浮遊粉じん（DUST）、浮遊粒子状物質（SPM）」の 2 つに分けられます。浮遊粒子状物質は、粒径 10μm（1mm の 1,000 分の 10）以下の粒子のことをいい、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

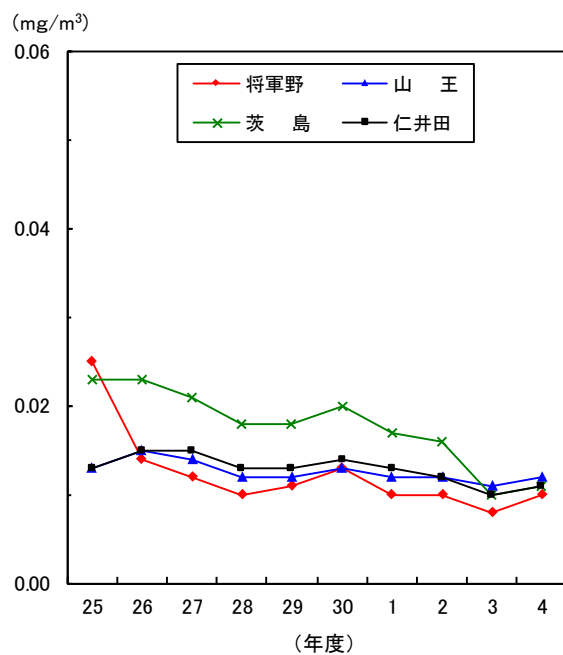


図1-15 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

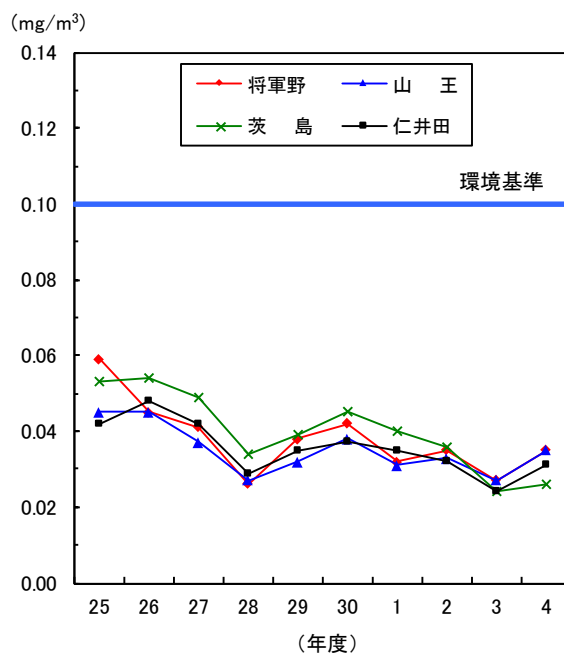


図1-16 浮遊粒子状物質の日平均値の
年間2%除外値の経年変化

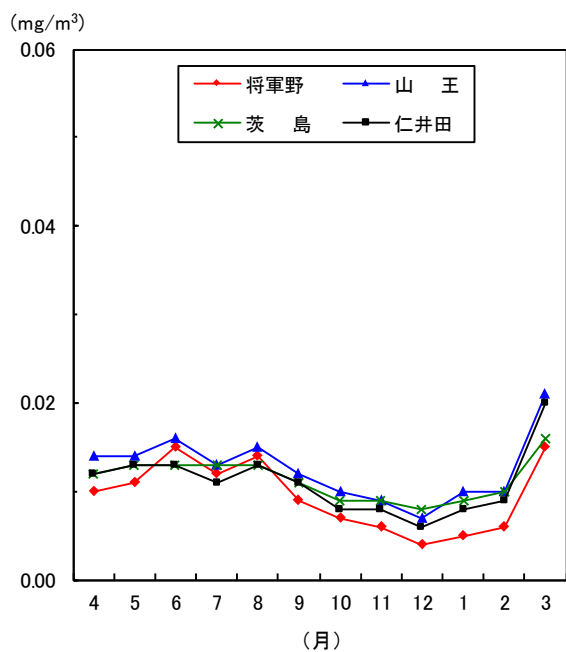


図1-17 浮遊粒子状物質の月平均値の変化
(令和4年度)

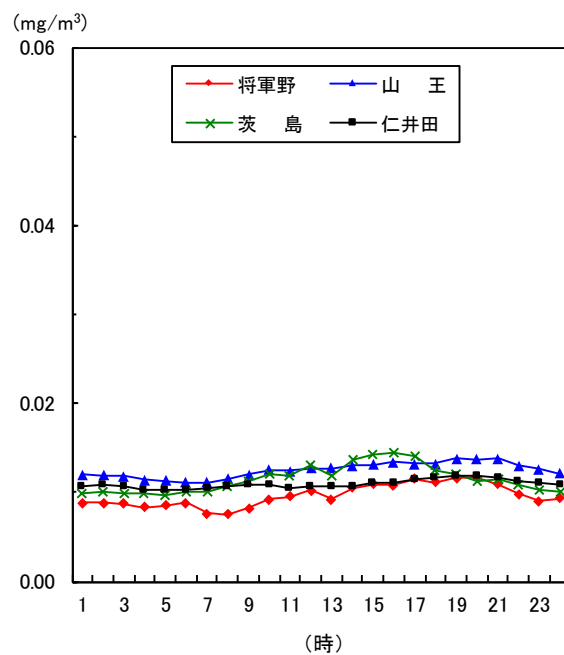


図1-18 浮遊粒子状物質の時刻平均値の変化
(令和4年度)

7 一酸化炭素

秋田市では、一酸化炭素を自動車排出ガス測定局1局で測定しており、令和4年度の測定結果は表1-9のとおりでした。環境基準の長期的評価では、日平均値の2%除外値は0.4ppmと評価の基準10ppmを下回り、日平均値も10ppmを2日連続して超えていなかったことから、環境基準を達成しました。

年平均値および日平均値の2%除外値の経年変化（図1-19）をみると、ほぼ横ばいで推移しています。時刻平均値の変化（図1-21）をみると、朝夕の交通渋滞時にやや高くなっています。

表1-9 一酸化炭素測定結果（CO：年間値）（令和4年度）

測定局名	環境基準 達成状況		測定状況		年平均値	1 時間値 の最高値	長期的評価		短期的評価				
			有効 測定 日数	有効測定 時間			日平均 値の 2 % 除外値	日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た 日 数 が 2 日 以 上 連 続 し た こ と の 有 無	日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た 日 数 と そ の 割		8 時 間 平 均 値 が 20ppm を 超 え た 回 数 と そ の 割		
	長 期 的 評 価	短 期 的 評 価							有 × ・ 無 ○	日	%	回	%
自排茨島	○	○	362	8650	0.2	1.5	0.4	○	0	0	0	0	
評価の基準				6,000 以上			10 以下						

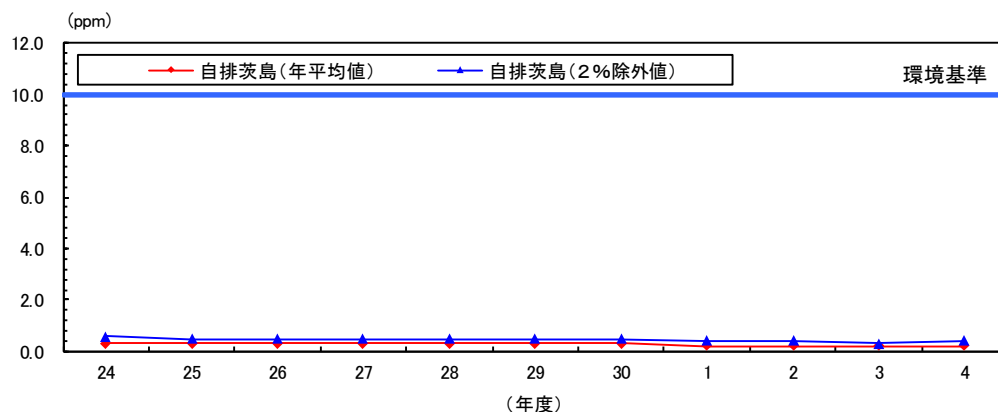


図1-19 一酸化炭素の年平均値および日平均値の年間2%除外値の経年変化

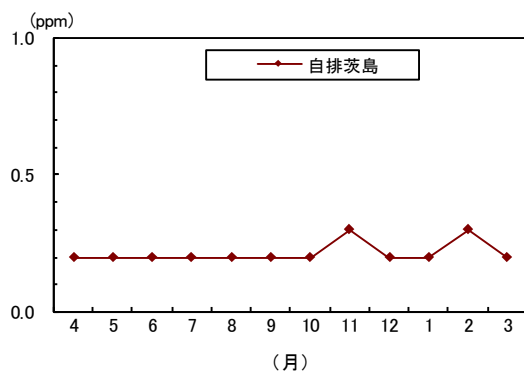


図1-20 一酸化炭素の月平均値の変化
(令和4年度)

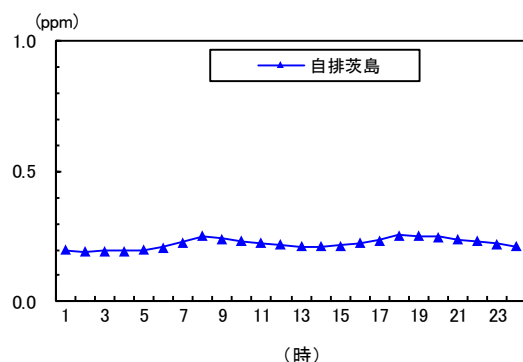


図1-21 一酸化炭素の時刻平均値の変化
(令和4年度)

一酸化炭素 (CO)

炭素含有物が不完全燃焼する際に発生し、そのほとんどが自動車の排出ガスによるといわれています。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなど人体に有害な影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

8 光化学オキシダント

秋田市では、光化学オキシダントを一般環境大気測定局3局で測定しており、令和4年度の測定結果は表1-10のとおりでした。昼間（5時～20時）の1時間値の最高値は將軍野局が0.079ppm、広面局が0.085ppm、仁井田局が0.088ppmであり、3局とも環境基準（0.06ppm）を達成しませんでした。光化学オキシダント注意報の発令基準である0.12ppmを下回っていました。

一般的には、日照時間の長い時期に高くなる傾向があり、月平均値の変化（図1-23）をみると、例年3月から6月にかけて高くなっています。

表1-10 光化学オキシダント測定結果（0x：年間値）（令和4年度）

測定局名	環境基準達成状況	測定状況		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の最高値	環境基準評価		注意報発令		昼間の日最高1時間値の年平均値
		測定日数	測定時間			昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		
						日	時間	日	時間	
	○×	日	時間	ppm	ppm	日	時間	日	時間	ppm
将軍野	×	365	5462	0.035	0.079	36	188	0	0	0.044
広 面	×	365	5458	0.033	0.085	33	199	0	0	0.043
仁井田	×	365	5463	0.033	0.088	41	244	0	0	0.044
評価の基準					0.06 以下					

表1-11 光化学オキシダント注意報等発令基準

発令基準（1局以上）		※左表の濃度になり、かつ、気象条件からみて汚染状態が続くと認められる状態になった場合、注意報または警報が発令されます。
注意報	0.12 ppm	
重大警報	0.40 ppm	

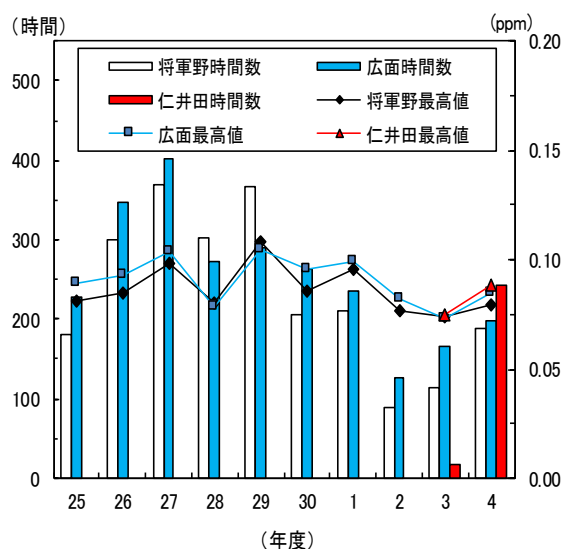


図1-22 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数と年間最高値の経年変化

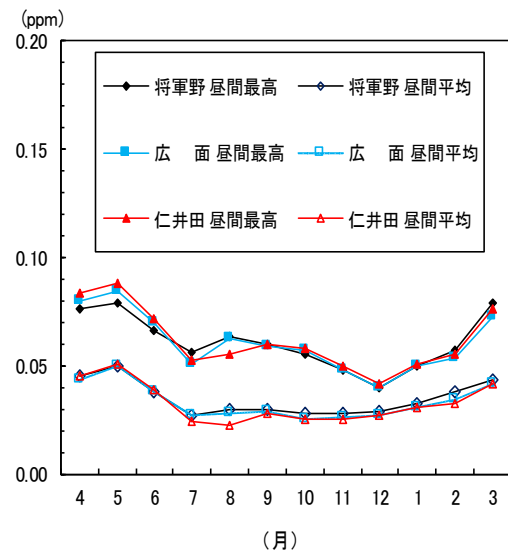


図1-23 光化学オキシダントの月平均値の変化（令和4年度）

光化学オキシダント（0x）

いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。大気中の窒素酸化物（NOx）および炭化水素類（HC）は、紫外線により光化学反応を起こし、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）およびその他の酸化性物質を生成します。

9 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

(1) 環境基準の達成状況

秋田市では、微小粒子状物質（PM_{2.5}）を一般環境大気測定局2局および自動車排出ガス測定局1局で測定しており、令和4年度の測定結果は表1-12のとおりでした。環境基準評価では、年平均値が7.8～8.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で長期基準15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回り、日平均値の年間98%値についても18.0～20.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と短期基準35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回っていることから、環境基準を達成しました。

また、環境基準値とは別に、大気中のPM_{2.5}により健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ が「注意喚起のための暫定的な指針となる値」として定められており、この値を超えることが予測される場合、秋田県により注意喚起情報が発令されます。なお、これまでに秋田県内において注意喚起情報が発令されたことはありません。

表1-12 微小粒子状物質測定結果（PM_{2.5}：年間値）（令和4年度）

測定局名	環境基準達成状況		測定状況	年平均値	日平均値の98%	98%評価による日平均値が35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	長期基準	短期基準	有効測定日数			
	○×	○×	日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
将軍野	○	○	362	7.8	20.8	0
仁井田	○	○	362	7.8	18.0	0
自排 茨島	○	○	361	8.4	18.1	0
評価の 基準			250 以上	15 以下	35 以下	

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中の粒径2.5 μm （1mmの1,000分の2.5）以下の微粒子で、主に、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生する施設を有する工場・事業場や、自動車排出ガスにより発生します。粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

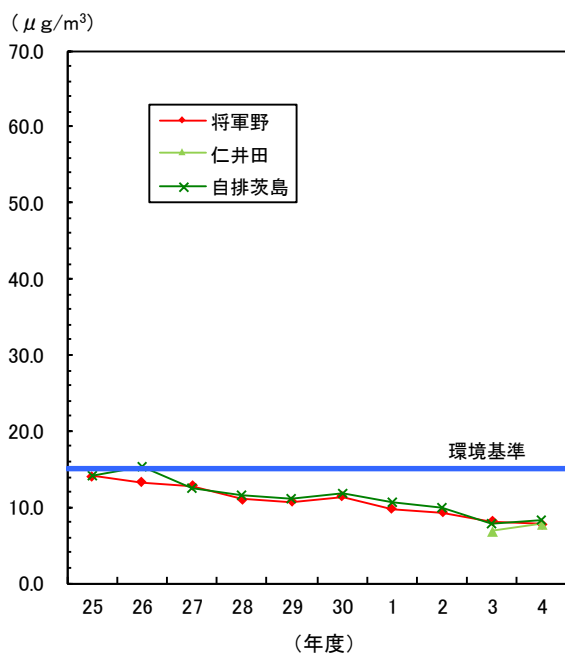


図1-24 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

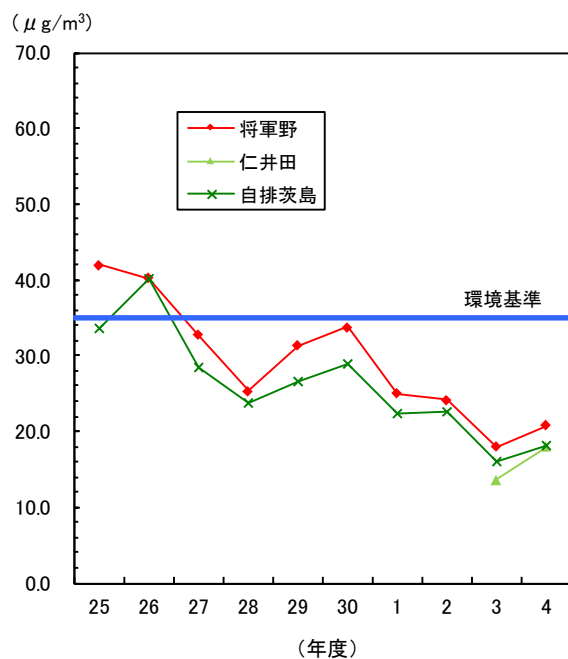


図1-25 微小粒子状物質の日平均値の年間98%値の経年変化

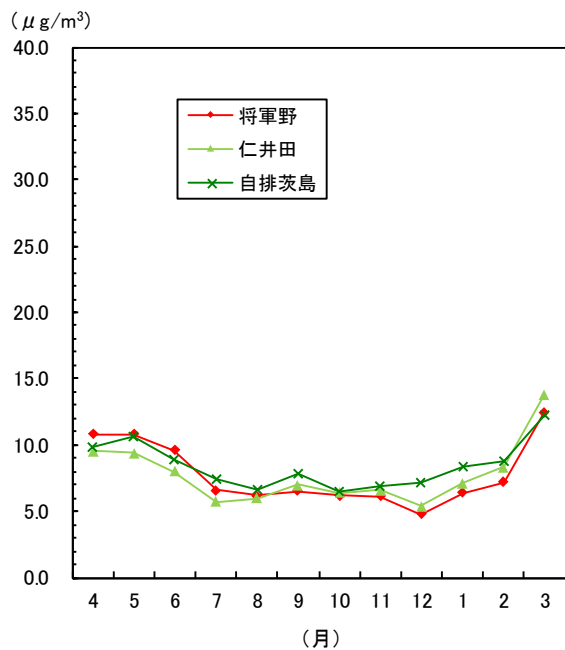


図1-26 微小粒子状物質の月平均値の変化
(令和4年度)

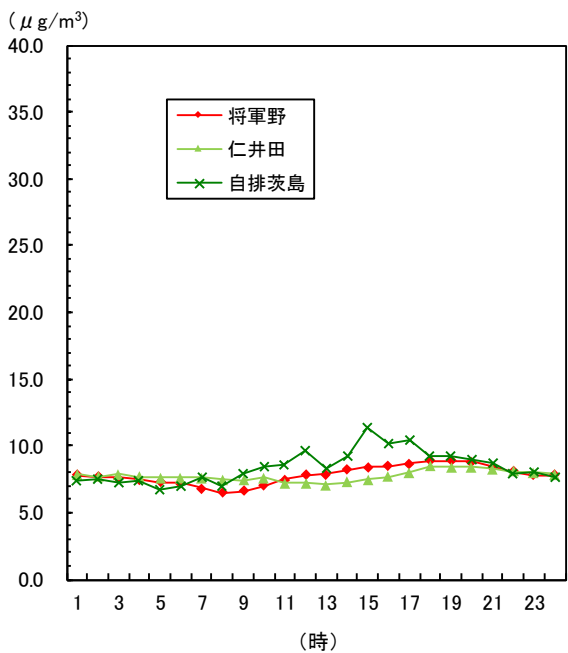


図1-27 微小粒子状物質の時刻平均値の変化
(令和4年度)

(2) 成分分析結果

秋田市では、平成 25 年度から微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析を茨島自動車排出ガス測定局で実施しており、令和 4 年度の測定結果は表 1-13 および図 1-28 から図 1-31 のとおりでした。

表 1-13 微小粒子状物質成分分析結果（令和 4 年度）

	春 季	夏 季	秋 季	冬 季
採取開始日	R4. 5. 13	R4. 7. 22	R4. 10. 21	R5. 1. 20
採取終了日	R4. 5. 26	R4. 8. 4	R4. 11. 3	R5. 2. 2
質量濃度（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	11. 68	9. 28	5. 46	8. 39
イオン成分（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	5. 37	3. 34	1. 99	4. 15
硫酸イオン	3. 09	2. 29	1. 06	1. 91
硝酸イオン	0. 53	0. 08	0. 28	0. 43
アンモニウムイオン	1. 20	0. 56	0. 36	0. 75
その他イオン	0. 55	0. 42	0. 29	1. 05
炭素成分（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	3. 43	3. 34	2. 26	2. 10
有機炭素	2. 98	2. 93	1. 80	1. 67
元素状炭素	0. 45	0. 41	0. 46	0. 43
無機元素成分（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0. 93	0. 93	0. 46	1. 07
その他成分（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	1. 95	1. 67	0. 75	1. 07

備考： 1 イオン成分、炭素成分、無機元素成分について季節ごとに 14 日間測定を行い、それぞれの平均値を示した。
2 集計の際は、定量下限値未満検出下限値以上の数値はその値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の 1/2 の値を用いて行った。

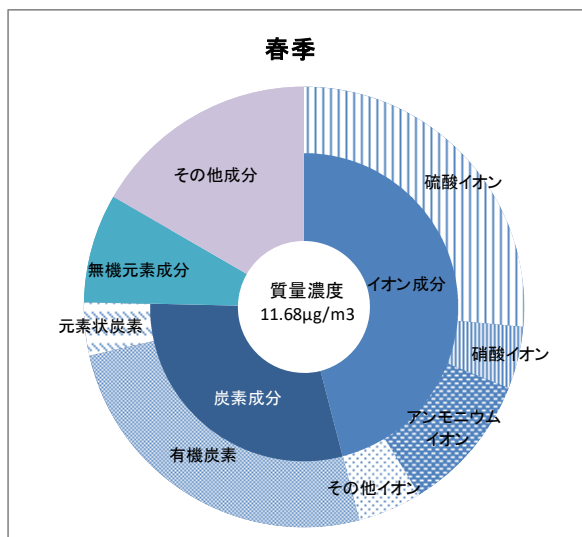


図1-28 PM2.5成分分析結果(春季)(令和4年度)

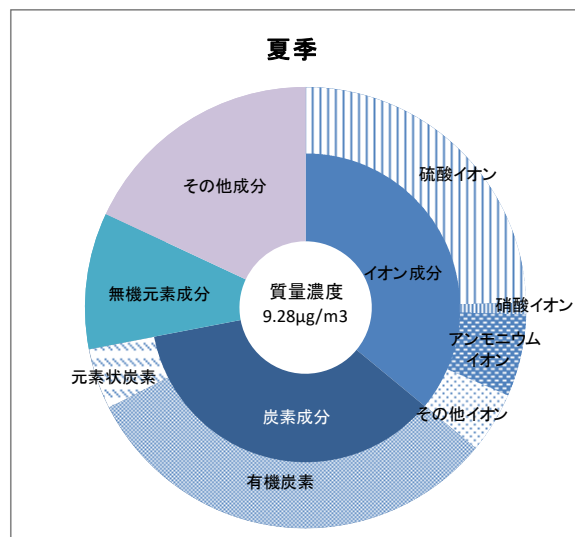


図1-29 PM2.5成分分析結果(夏季)(令和4年度)

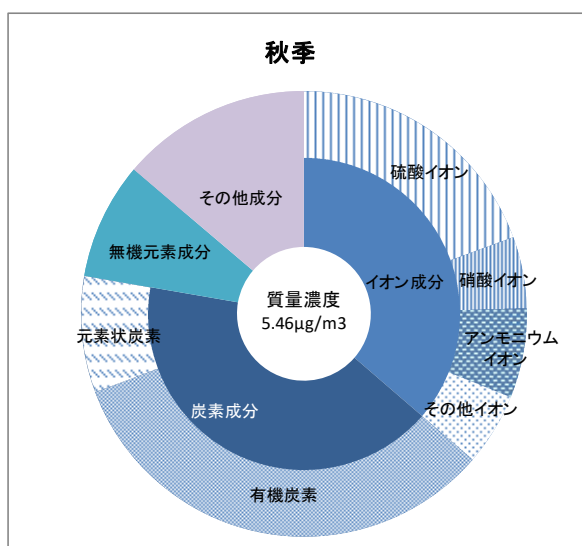


図1-30 PM2.5成分分析結果(秋季)(令和4年度)

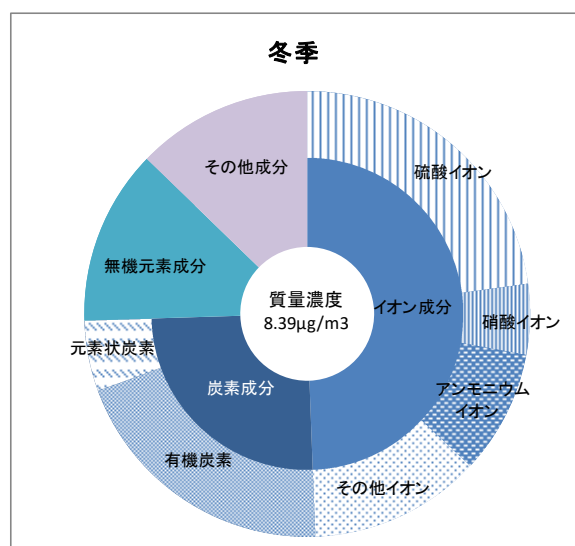


図1-31 PM2.5成分分析結果(冬季)(令和4年度)

10 炭化水素類

秋田市では、炭化水素類を一般環境大気測定局2局で測定しており、令和4年度の測定結果は表1-14のとおりでした。6～9時の3時間平均値が指針値（0.31ppmC）以上となる日が將軍野局では1日、山王局では6日あり、指針値を達成しませんでした。

表1-14 炭化水素類測定結果（HC：年間値）（令和4年度）

測定局名	物質名	指針達成状況	有効測定時間	年平均値	6～9時測定日数	6～9時における年平均値	6～9時3時間平均値		評価			
		△：達成					最高値	最低値	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
		▲：非達成	時間	ppmC	日	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日	%
將軍野	非メタン	▲	8607	0.09	361	0.09	0.34	0.03	4	1.1	1	0.3
	メタン		8607	2.02	361	2.03	2.54	1.85				
	全炭化水素		8607	2.11	361	2.12	2.67	1.93				
山王	非メタン	▲	8628	0.10	363	0.09	0.75	0.01	9	2.5	6	1.7
	メタン		8628	2.02	363	2.03	2.28	1.87				
	全炭化水素		8628	2.12	363	2.12	2.81	1.98				
評価の基準（非メタン）							0.20～0.31以下					

炭化水素類（HC）

窒素酸化物と同様に光化学スモッグ発生の要因物質の一つであり、発生源としては、移動発生源である自動車排出ガス、固定発生源であるガソリンスタンド等の石油貯蔵施設、有機溶剤を使用する工場および塗装施設、印刷施設等があります。非メタン炭化水素については、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」が昭和51年に定められ、6～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmC（炭素換算量）の範囲又はそれ以下であることとなっています。

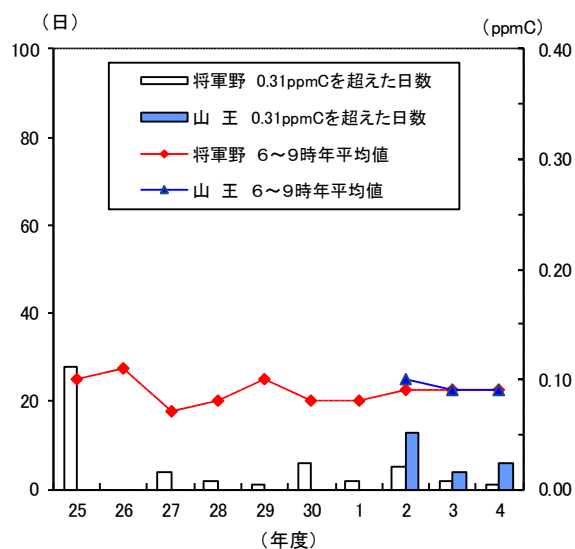


図1-32 非メタン炭化水素の6～9時3時間平均値が
指針値を超えた日数と年平均値の経年変化

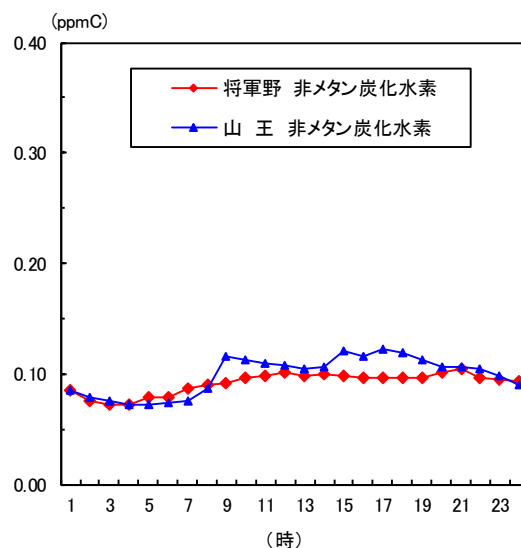


図1-33 非メタン炭化水素の時刻平均値の変化
(令和4年度)

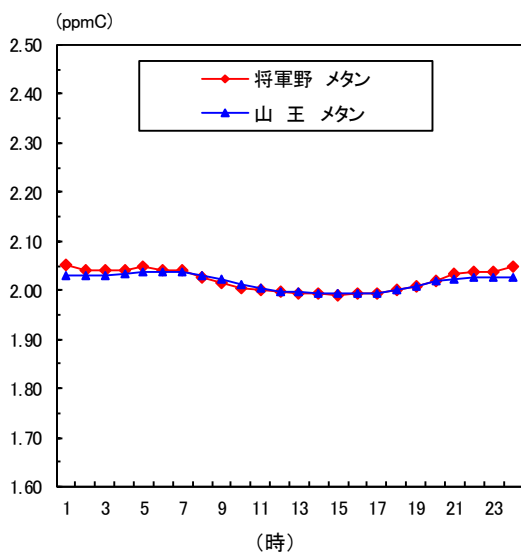


図1-34 メタンの時刻平均値の変化(令和4年度)

第3節 有害大気汚染物質調査

1 調査概要

令和4年度は、一般環境大気測定局設置場所1地点で、3物質（ベンゼン、水銀及びその化合物、酸化エチレン）について、自動車排出ガス測定局設置場所1地点で、6物質（ベンゼン、トルエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、ベンゾ[a]ピレン）のモニタリングを行いました。

表1-15 有害大気汚染物質調査概要（令和4年度）

測定地点	測定物質	測定頻度	測定方法
土崎局	ベンゼン 水銀及びその化合物 酸化エチレン	月1回	容器採取ガスクロマトグラフ質量分析法 金アマルガム捕集加熱気化冷原子吸光法 固相捕集高速液体クロマトグラフ法 フィルター捕集高速液体クロマトグラフ法
自排茨島局	ベンゼン トルエン、アセトアルデヒド ホルムアルデヒド 1,3-ブタジエン ベンゾ[a]ピレン		

2 調査結果

令和4年度の調査結果は表1-16のとおりです。調査した2地点全てで環境基準を達成しました。
（注意：環境基準適合状況の評価は、年間の平均値を用いて行うこととされています。）

表1-16 ベンゼン等の環境基準達成状況（令和4年度）

物質名	測定地点（地域区分）	環境基準 達成状況	測定 回数	年平均値	最高値	環境基準
		○×	回	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³
ベンゼン	土崎局（一般環境）	○	12	0.47	1.2	3
	自排茨島局（沿道）	○	12	0.63	1.3	

（環境基準の定められていない物質の調査結果はデータ編に掲載しています）

有害大気汚染物質

大気中の濃度が低濃度であっても、人体が長期的にばく露された場合には、健康影響が懸念される化学物質のことをいいます。

大気汚染防止法第2条第15項において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある（長期毒性を有する）物質で大気の汚染の原因となるものであって、同法による工場・事業場規制の対象物質を除くもの」として規定されています。

この有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質は、中央環境審議会の第二次答申（平成8年10月）の中で全234物質が提示されました。また、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質（優先取組物質）として22物質が選定されました。その後、第九次答申（平成22年10月）において物質の見直しが行われ、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質として248物質、優先取組物質として23物質が選定されました。

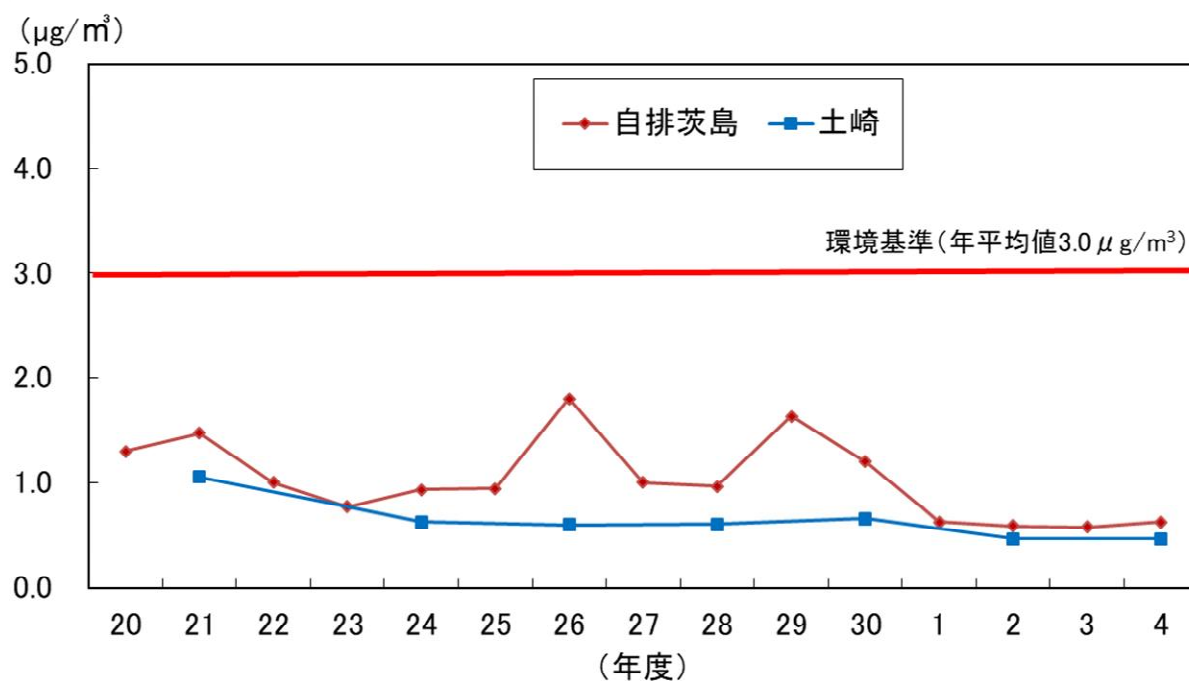


図 1-35 ベンゼンの年平均値の経年変化

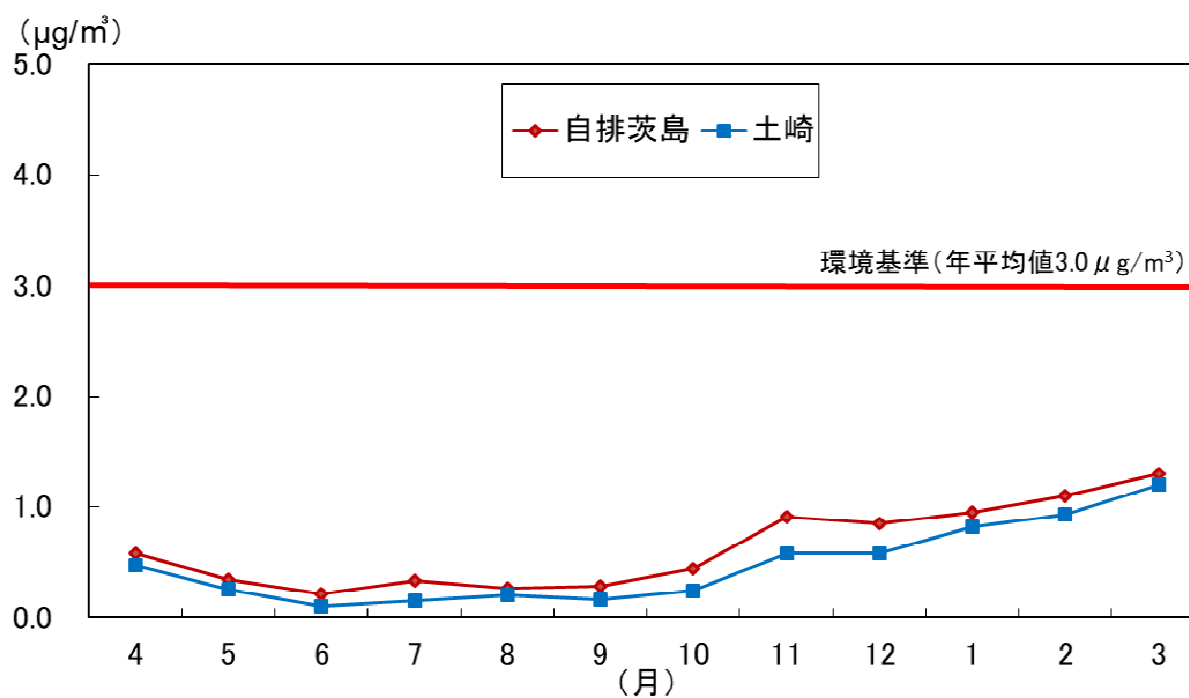


図 1-36 ベンゼンの測定結果（令和4年度）

第4節 酸性雨・酸性雪調査

1 調査概要

秋田市では、市内における降雨、降雪中の酸性物質の実態を把握するため、調査を行っています。令和4年度は、次の方法により調査しました。

表1-17 調査測定方法（令和4年度）

調査対象	降雨（1地点）	降雪（1地点）
調査期間	令和4年3月30日～令和4年12月23日	令和4年12月24日～令和5年3月22日
調査地点	秋田市庁舎分館（地上4階建）屋上	市営八橋球場
採取周期	月2回	1週間～2週間単位
採取方法	ろ過式採取装置（口径200mm）	ポリバケツ（口径430mm）
調査項目	次の12項目	
	降雨・降雪の採取量	降雨・降雪量
	水素イオン濃度（pH）	電気伝導率（EC）
	硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）	カルシウムイオン（ Ca^{2+} ）
	硝酸イオン（ NO_3^- ）	マグネシウムイオン（ Mg^{2+} ）
	塩化物イオン（ Cl^- ）	カリウムイオン（ K^+ ）
	アンモニウムイオン（ NH_4^+ ）	ナトリウムイオン（ Na^+ ）
	※各イオン分析は、月の前半と後半の試料を案分混合したもので分析	
分析方法	環境庁大気保全局編「酸性雨等調査マニュアル（平成2年3月改訂）に準ずる。	

2 調査結果

(1) 酸性雨

図1-37は年間を通した降水のpH測定結果です。調査期間を通したpH値は5.2と、酸性側に移行しています。毎年春先にpHが高くなる傾向が見られますが、酸性雨が黄砂によって中和されることなどが原因として挙げられます。電気伝導率はナトリウムイオン濃度の推移（図1-39）と似た傾向を示しており、冬期間に高くなる傾向がありました。これは季節風による海塩が主原因であると考えられます。図1-38は年度ごとの雨水のpH推移を示しており、平成3年度の調査開始以来、平均して酸性を示しています。

(2) 酸性雪

雪のpHについては、雨と同様に酸性を示し（図1-37、図1-40）、電気伝導率とナトリウムイオン濃度（図1-39）も、冬期において高い値となりました。これは、冬期、北西の強い季節風により海水中の塩分が雨や雪に混ざった結果であると推測されます。図1-40および図1-41は八橋におけるpHと電気伝導率の推移をそれぞれ示しています。調査期間を通したpH値は4.9の酸性雪でした。

酸性雨

石油・石炭に代表される化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が原因となって降る硫酸や硝酸などを含んだ強い酸性の雨（雪）のこと。

通常pH（水素イオン指数）5.6以下の雨が酸性雨とされている。地球の温暖化、オゾン層の破壊などとともに地球環境問題の一つとして注目されています。

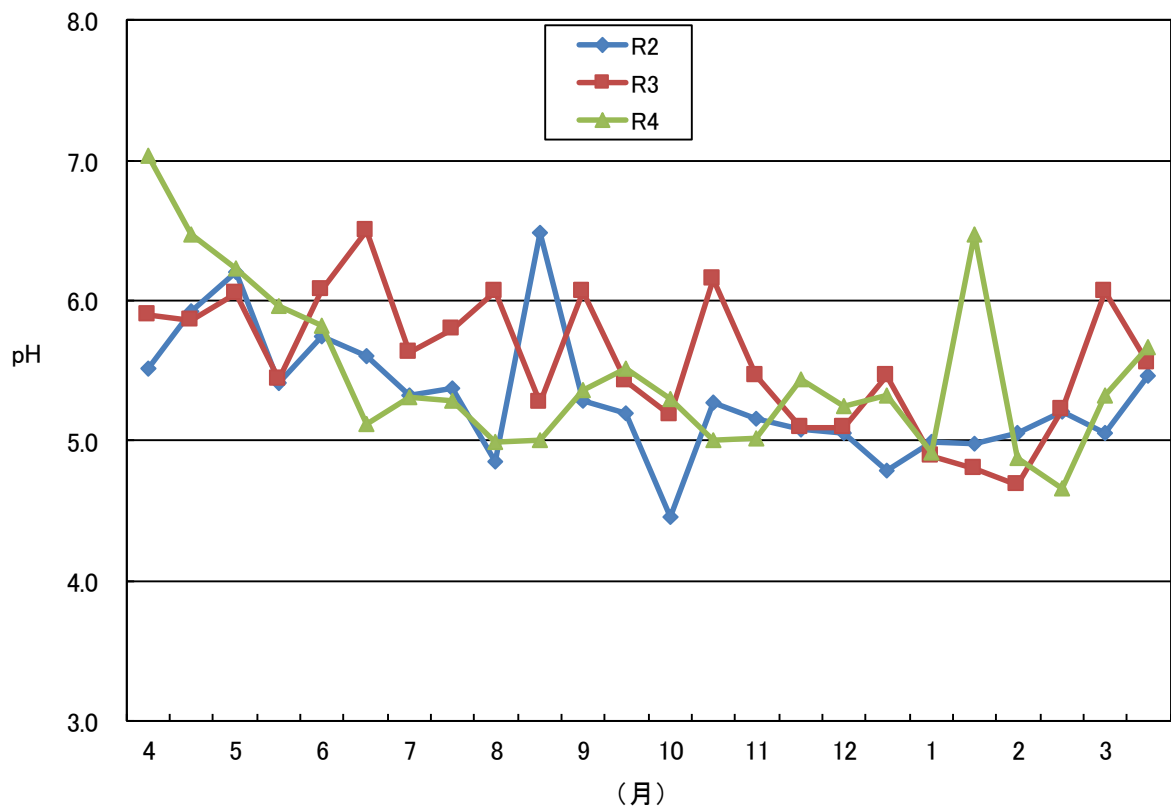


図 1－37 降雨・降雪の pH（月平均値）の変化（４～12 月は山王、１～３月は八橋で調査）

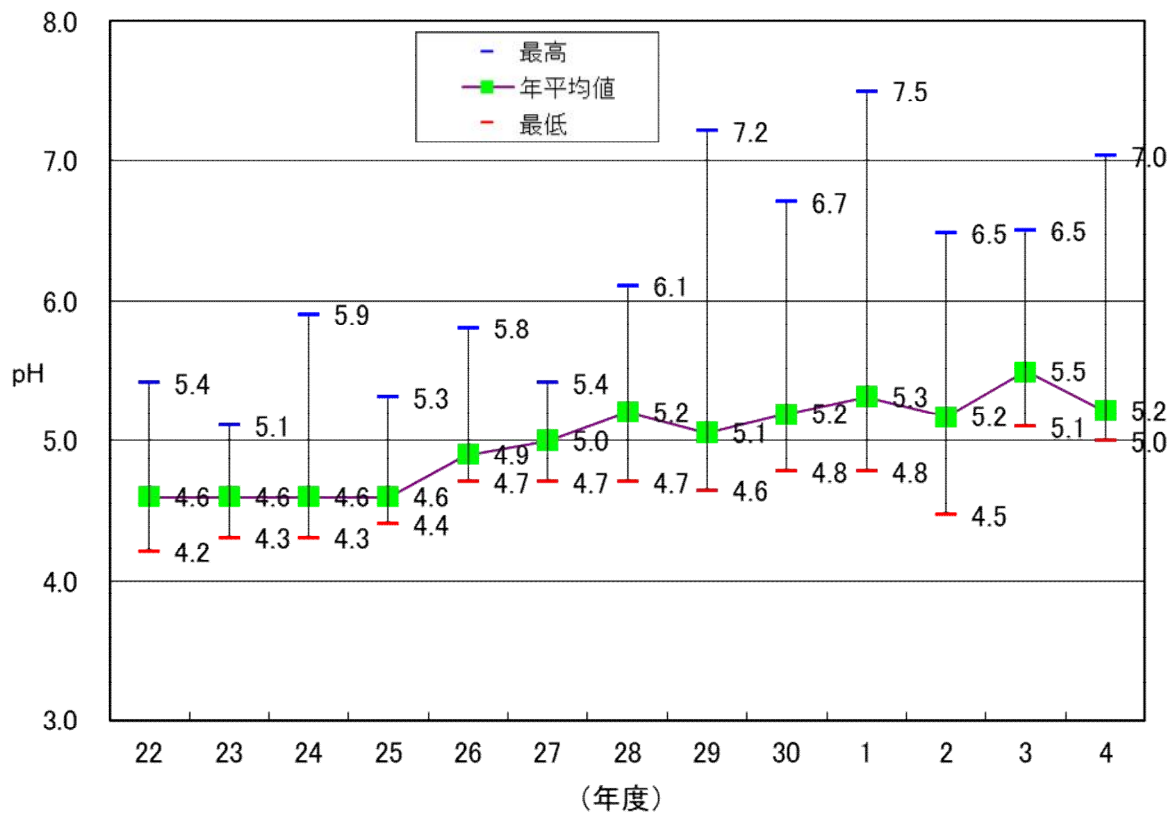


図 1－38 降雨（山王）pH の年平均値経年変化

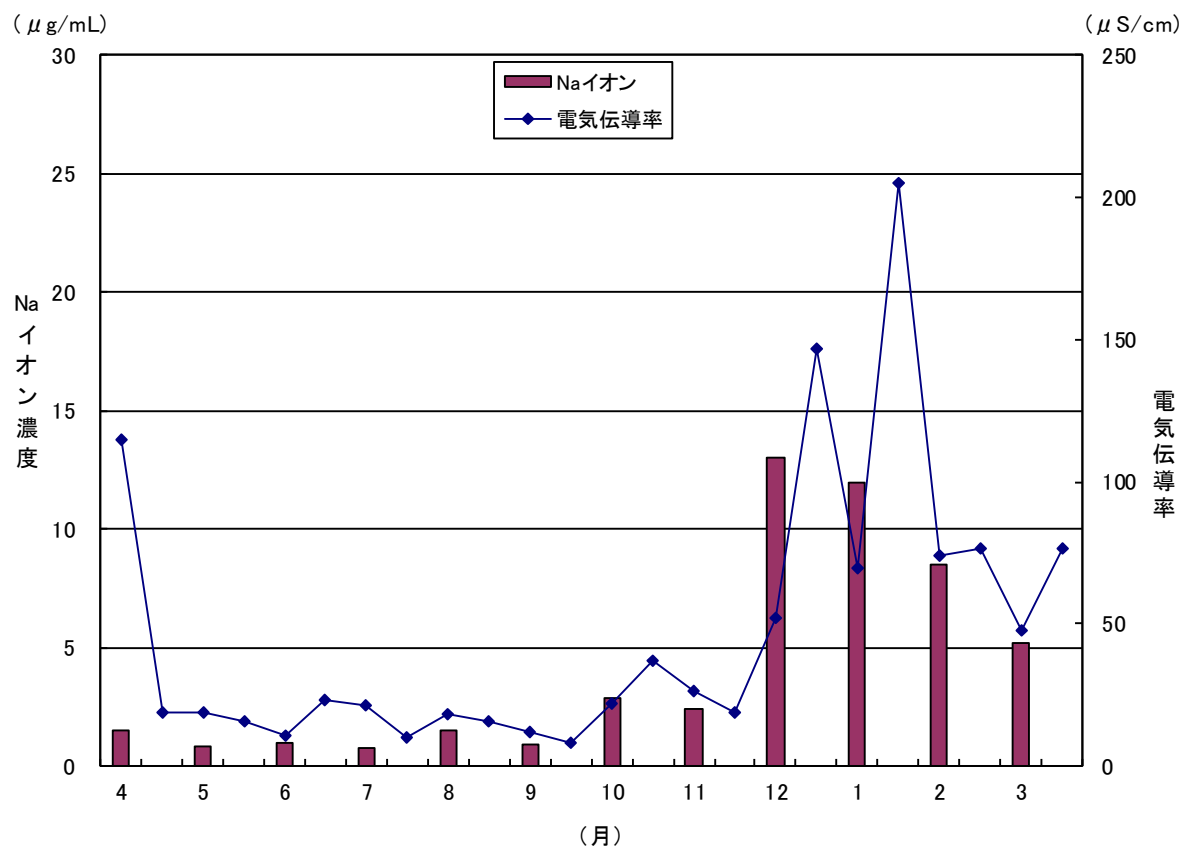


図 1-39 降水の電気伝導率とNaイオン濃度の推移（令和4年度）
（4～12月は山王、1～3月は八橋で調査）

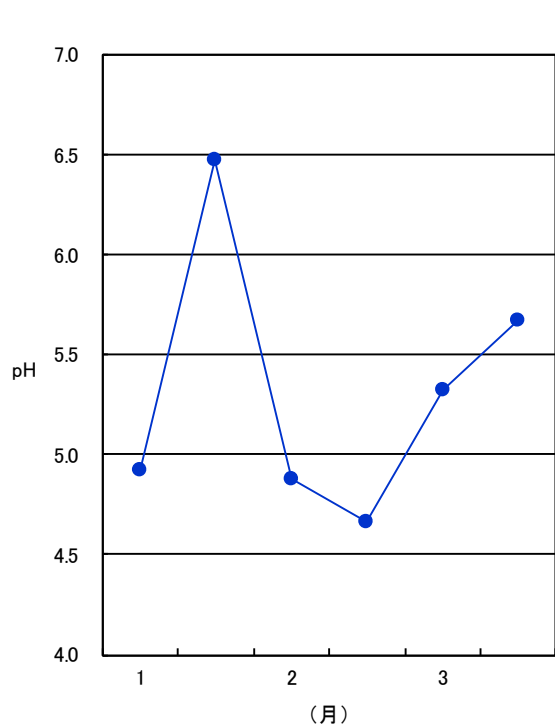


図 1-40 降雪のpHの推移（令和4年度）

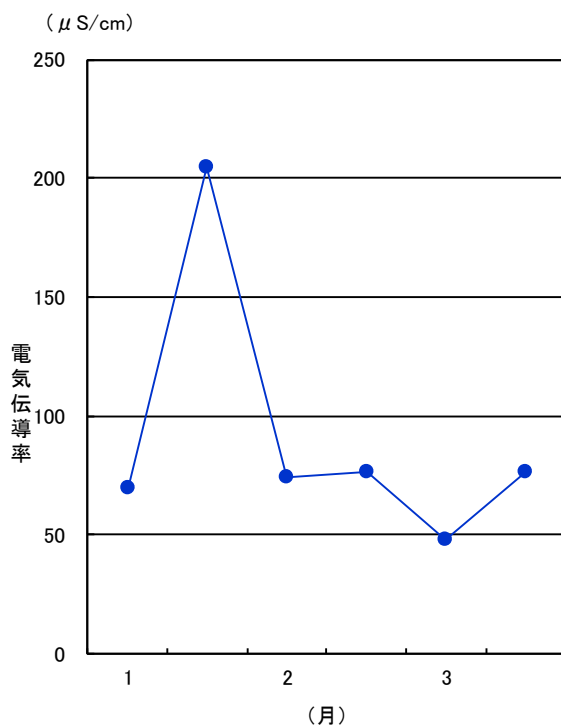


図 1-41 降雪の電気伝導率の推移（令和4年度）

第5節 大気汚染防止対策

1 規制、届出

(1) ばい煙、一般粉じん等

秋田市では、大気汚染を防止するため大気汚染防止法、秋田県公害防止条例および秋田市公害防止条例による規制が行われています。一定規模以上のばい煙や粉じんを発生させる施設については、届出が義務づけられており、その届出状況は表1-18のとおりです。また、これまでに大気汚染防止法および秋田県公害防止条例に基づいて届けられた全施設数は表1-23のとおりです。

なお、秋田市には揮発性有機化合物（VOC）排出施設および特定粉じん発生施設はありません。

表1-18 ばい煙発生施設等の届出件数（令和4年度）

	設 置	構造等変更	氏名等変更	廃 止	承 継	現況報告
大気汚染防止法	9	1	21	12	1	0
秋田県公害防止条例	9	0	15	6	1	0

(2) 石綿（アスベスト）

建築物等の解体工事、改造・補修作業（以下「解体等工事」という。）を行う場合には、その建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かを事前に調査しなければいけません。

特に、飛散性の高い石綿含有建築材料（吹付け石綿や石綿を含有する断熱材等）が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合（以下「届出対象特定工事」という。）、大気汚染防止法に基づき特定粉じん排出等作業実施の届出が義務づけられており、届出された解体等工事現場において立入検査を実施しています。令和4年度の届出対象特定工事の概要は表1-19のとおりです。

表1-19 届出対象特定工事の概要（令和4年度）

区分			累計
届出件数※			9
特定工事立入検査件数			12
作業基準	適合		12
	不適合		0

※届出に対して立入検査を実施するのが翌年度になる場合や、1件の届出に対して複数回立入検査を実施する場合もあるため、届出件数と立入検査件数は異なります。

また、秋田市では、届出対象特定工事に該当しない解体等工事現場についても立入検査を実施しており、事前調査の結果に基づき適切に作業を行うよう巡回・指導を行っています。令和4年度の立入検査件数は、巡回197件、苦情・通報0件となっております。

大気環境中のアスベスト濃度測定結果について、特に高い濃度は見られませんでした（データ編1-11参照）。

(3) 水銀

平成 29 年 8 月 16 日に水銀に関する水俣条約が発効されました。条約の的確かつ円滑な実施を確保するため「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 41 号）をはじめとする関係法令等が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から水銀大気排出規制が開始されました。

水銀排出施設設置者は、届出、水銀に係る排出基準の遵守、水銀濃度の測定・記録・保存が義務づけられており、その届出状況は表 1-20 のとおりです。

表 1-20 水銀排出施設の届出施設数 （令和 5 年 3 月 31 日現在）

施行規則 の号番号	施設	工場・事業場数	施設数
1	小型石炭混焼ボイラー	1	1
4	一次施設（鉛又は亜鉛）	1	3
8	廃棄物焼却炉	9	13
計		11	17
届出施設総計（実数）		10	17

備考：1 施設名欄の番号は、ばい煙発生施設が大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 3 の上欄の番号を示す。
 2 工場・事業場数の計は実数であり、各施設ごとの工場・事業場の合計とは一致しない。
 3 電気事業法、ガス事業法および鉱山保安法対象施設を含む。

2 検査、指導

法令に基づき届出されたばい煙発生施設等に対して立入検査・測定検査を行った結果は、表 1-21 および表 1-22 のとおりです。

表 1-21 ばい煙発生施設等に対する立入検査実施状況 （令和 4 年度）

区分	工場・事業場数	施設数
ばい煙発生施設（県条例対象含む）、水銀排出施設	4	4
粉じん発生施設（県条例対象含む）	0	0
合計	4	4

表 1-22 ばい煙発生施設等に対する測定検査結果 （令和 4 年度）

区分	施設数	検体数
立入検査実施	2	
立入検査のうち分析 検査を実施したもの	分析検査実施	2(0)
	分析項目	
	硫黄酸化物	2(0)
	ばいじん	2(0)
	有害物質	2(0)
	窒素酸化物	2(0)
	その他	2(0)
	水銀	2(0)

備考：1 （ ）内には指導対象件数を内数で示す。
 2 有害物質のその他は、塩化水素、鉛、フッ素およびカドミウムを示す。

3 その他の取組

(1) 大規模工場からのばい煙の常時監視

市内の大規模な7つの工場と締結している公害防止協定に基づき、自主検査結果の報告を受け状況を確認するとともに、テレメータシステムを用いてばい煙の常時監視（4工場）を行いました。

（公害防止協定については、資料編4参照）

（テレメータシステムについては、P.10 図1－2参照）

(2) 稲わら焼きの禁止指導に関する取組

秋田県は稲作を中心とする農業県であり、米の収穫後の稲わら・もみ殻は土づくりのためにすき込んだり、畜舎の敷料や堆肥の原料にしたりするなど有効利用に努めています。しかし、一部では稲わら・もみ殻が焼却されており、その煙によって市民生活に様々な影響を与えています。

特に、気象条件により地表付近に煙が停滞しやすい、10月1日から11月10日までの間は、秋田県公害防止条例により稲わら等の焼却行為が禁止されています。

本市では、農家に対し稲わら等の焼却をしないよう広報あきたやラジオ番組を通じて周知を図るとともに、巡回指導を行いました。また、関係機関と協力し、稲わら等の有効活用についての啓発に努めました。

表 1-23 大気汚染防止法および秋田県公害防止条例に基づく届出施設数（令和 5 年 3 月 31 日現在）

区 分		施行令別表 第1の番号	施設	届出施設数	
大 気 汚 染 防 止 法 対 象 施 設	ば い 煙 発 生 施 設	1	ボイラー	465	
		5	金属溶解炉	38	
		6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	6	
		9	窯業焼成炉・溶融炉	25	
		10	反応炉・直火炉	3	
		11	乾燥炉	11	
		13	廃棄物焼却炉	13	
		14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉等	3	
		22	弗酸製造用施設	1	
		24	溶解炉(鉛の二次精錬用)	4	
		29	ガスタービン	38	
		30	ディーゼル機関	112	
		31	ガス機関	7	
		計		726	
	工場・事業場数			302	
	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	2	堆積場	22	
		3	ベルトコンベア	17	
		4	破碎機・摩砕機	1	
		計		40	
	工場・事業場数			15	
秋 田 県 公 害 防 止 条 例 対 象 施 設	指 定 ば い 煙 発 生 施 設	1	廃棄物焼却炉	2	
		2	蒸解施設等	5	
		計		7	
	工場・事業場数			3	
	指 定 粉 じ ん 発 生 施 設	1	堆積場	22	
		2	チップ製造施設等	21	
		計		43	
	工場・事業場数			16	
	(指定)ばい煙発生施設合計(実数)				733
	(指定)ばい煙発生施設保有工場・事業場数				304
	(指定)粉じん発生施設合計(実数)				83
(指定)粉じん発生施設保有工場・事業場数				27	

- 備考： 1 施設名欄の番号は、ばい煙発生施設が大気汚染防止法施行令別表第 1 の、一般粉じん発生施設が同別表第 2 の、指定ばい煙発生施設が秋田県公害防止条例施行規則第 1 の、指定粉じん発生施設が同別表第 6 のそれぞれの上欄の番号を示す。
- 2 工場・事業場数の計は実数であり、各施設ごとの工場・事業場の合計とは一致しない。
- 3 V O C 排出施設の届出はない。
- 4 特定粉じん発生施設の届出はない。
- 5 電気事業法、ガス事業法および鉱山保安法対象施設を含む。

第2章 水質汚濁

第1節 水質汚濁状況調査の概要

第2節 河川の水質調査結果

- 1 健康項目
- 2 生活環境項目

第3節 海域の水質調査結果

- 1 海域調査
- 2 水浴場調査
- 3 浜田浜赤水調査

第4節 湖沼の水質調査結果

- 1 概況
- 2 調査結果

第5節 地下水の水質調査結果

- 1 概況調査
- 2 継続監視調査
- 3 土崎地区地下水質監視

第6節 水質汚濁防止対策

- 1 規制、届出
- 2 検査、指導
- 3 その他の取組
- 4 水質汚濁事故

第7節 土壌汚染対策

- 1 届出状況
- 2 指定区域

第2章 水質汚濁

第1節 水質汚濁状況調査の概要

秋田市では、河川や海域、地下水等の水質の状況を把握するため調査を実施しており、令和4年度調査概要は、次のとおりです。

表2-1 水質汚濁状況調査の概要 (令和4年度)

分類		調査名		(1) 測定地点・測定頻度（年間） (2) 測定項目等	調査目的 または根拠
公 共 用 水 域	河 川 調 査	雄物川水系	(1) 19河川、25水域、31地点、2～12回／年 (2) 健康項目26項目、生活環境項目10項目、その他3項目 全39項目	公共用水域水質測定計画※	
		八郎湖 流入河川	(1) 1河川、1水域、1地点、12回／年 (2) 健康項目11項目、生活環境項目9項目、その他2項目 全22項目		
		その他河川	(1) 2河川、2水域、2地点、2～6回／年 (2) 健康項目0項目、生活環境項目8項目、その他2項目 全10項目		
		(小 計)	(1) 22河川、28水域、34地点、2～12回／年 (2) 健康項目26項目、生活環境項目11項目、その他3項目 全40項目		
		(河川基準点)	(1) 17河川、23水域、23地点、4～12回／年 (2) 全40項目		
		(河川補助点)	(1) 5河川、5水域、6地点、4～12回／年 (2) 全22項目		
		(未指定地点)	(1) 5河川、5水域、5地点、2～4回／年 (2) 全15項目		
		海 域	海域調査		(1) 4水域、7地点、7～9回／年 (2) 健康項目24項目、生活環境項目11項目、その他1項目 全36項目
	水浴場調査		(1) 1海域、3海水浴場、各2地点、海開き前と遊泳期間中の1日に2回 (2) pH、ふん便性大腸菌、COD、O-157、油膜 全5項目	環境省水・大気環境局水環境課長	
	浜田浜赤水調査		(1) 1地点、1回 (2) カドミウム、鉄等 全9項目	モニタリング調査	
	湖 沼	湖沼調査	(1) 4湖沼、4地点、4回／年 (2) 生活環境項目10項目、その他2項目 全12項目	公共用水域水質測定計画※	
	地 下 水	概況調査	(1) 16地点、2回／年 (2) 環境基準項目 全26項目	地下水質水質測定計画※	
継続監視調査		(1) 5地区、9地点、2回／年 (2) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、カドミウム、鉛、砒素、総水銀、セレン、ふっ素 全10項目			
土崎地区 地下水質監視調査		(1) 土崎地区、5地点、2回／年 (2) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン 全3項目	地下水質測定計画外調査		

※ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条第1項の規定に基づき秋田県が毎年度定める計画。

備考： 上記の他に国土交通省が雄物川の1地点(黒瀬橋)で調査を行っている。

表 2 - 2 秋田市内の主な河川

	河 川 名		級 別	区 間	流路延長 (m)
1	雄物川	おものがわ	国直轄一級河川	淀川合流点～日本海	30,150
2	旧雄物川	きゅうおものがわ	一級河川 (一部国直轄)	雄物川分岐水門下流～日本海	9,300
3	旭川	あさひかわ	一級河川	務沢国有林～旧雄物川合流点	21,796
4	太平川	たいへいがわ	一級河川	無知志沢国有林～旭川合流点	26,267
5	猿田川	さるたがわ	一級河川	上北手古野～太平川合流点	11,400
6	八田川	はったがわ	一級河川	太平八田～太平川合流点	7,770
7	草生津川	くそうづがわ	一級河川	外旭川一本木～旧雄物川合流点	7,000
8	新城川	しんじょうがわ	一級河川	上新城小又～旧雄物川合流点	19,100
9	岩見川	いわみがわ	一級河川	河辺岩見山国有林和田事業区～雄物川合流点	39,382
10	地蔵川	じぞうがわ	一級河川	四ツ小屋末戸松本～岩見川合流点	1,550
11	梵字川	ぼんじがわ	一級河川	河辺北野田高野～岩見川合流点	8,100
12	神内川	じんないがわ	一級河川	河辺神内～岩見川合流点	6,200
13	三内川	さんないがわ	一級河川	出前沢合流点～岩見川合流点	13,500
14	安養寺川	あんようじがわ	一級河川	雄和椿川～雄物川合流点	7,600
15	平尾鳥川	ひらおどりがわ	一級河川	雄和平尾鳥～雄物川合流点	7,790
16	新波川	あらわがわ	一級河川	雄和萱ヶ沢～雄物川合流点	6,500
17	馬踏川	ばふみがわ	二級河川	金足黒川～八郎湖	13,220
18	鮎川	あゆかわ	二級河川	下浜名ヶ沢～日本海	7,500
19	宝川	たからがわ	準用河川	下北手宝川～太平川合流点	5,600
20	島合川	しまあいかわ	普通河川	追分東町～新城川合流点	6,700
21	白山川	しらやまがわ	普通河川	白山沢国有林～新城川合流点	6,600
22	境川	さかいがわ	普通河川	下浜桂根～日本海	2,600
23	古川	ふるかわ	普通河川	四ツ小屋～雄物川合流点	9,600

大臣管理区間： 一級水系については国土交通大臣が直接管理しますが、その中の主要な河川を2つに区分し、特に重要な幹川を国土交通大臣管理区間と呼びます（次の指定区間と対比して「指定区間外区間」とも呼びます）。

指定区間： 大臣管理区間以外の河川は、一定規模以上の水利権などを除いて、通常の管理を都道府県知事に委任しています。この区間は、国土交通大臣が指定することによって決まるので、指定区間と呼びます。

一級河川： 一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川です。

二級河川： 二級水系に係わる河川で、都道府県知事が指定した河川です。

準用河川： 河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川です。

普通河川： 一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を普通河川と呼びます。実際の管理は、市町村などが行っています。

第2節 河川の水質調査結果

1 健康項目

秋田市が令和4年度に行った15河川19地点における「人の健康の保護に関する項目」の調査結果は表2-3のとおりであり、すべての調査地点で環境基準を達成しました。

なお、環境基準は達成しましたが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が調査した全地点で検出され、ほう素およびふっ素が一部の地点で検出されました。その他の項目は全て定量下限値未満でした。

表2-3 河川における環境基準（人の健康の保護に関する項目）の達成状況（令和4年度）

番号	項 目	番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	調査 地点 数												
		水域名	馬踏川	白山川	新城川上流	新城川下流	草生津川	旭川下流	太平川下流	猿田川	旧雄物川	地藏川	岩見川下流	神内川	梵字川	新波川	平尾川		安養寺川											
			測定地点名	1号人道橋（前山橋）	第五号橋	新城橋	新城橋	面影橋	川口旭橋	新太平川橋										開島橋	茨島橋	旭川合流前橋	港大橋	岩見川合流前橋	本宮崎橋	ぐみの橋	新波川下流橋	平尾鳥橋	仁助橋	
				類 型 ※	A	未	A	B	B	B										B	A	C	C	C	A	A	A	A	A	A
				調査回数	1	2	1	2	2	2										2	2	2	6	6	2	12	2	1	1	1
1	カドミウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19											
2	全シアン	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	16											
3	鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19											
4	六価クロム	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	16											
5	砒素	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	17											
6	総水銀	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	16											
7	アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0											
8	PCB	○	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	8											
9	ジクロロメタン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
10	四塩化炭素	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	10											
11	1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
12	1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
14	1, 1, 1-トリクロロエタン	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	10											
15	1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
16	トリクロロエチレン	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	10											
17	テトラクロロエチレン	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	10											
18	1, 3-ジクロロプロペン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
19	チウラム	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
20	シマジン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
21	チオベンカルブ	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
22	ベンゼン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
23	セレン	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	8											
25	ふっ素	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
26	ほう素	-	-	-	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	7											
27	1, 4-ジオキサン	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	9											
調査項目数			11	3	6	26	26	11	26	11	26	2	2	26	26	26	6	6	6	7										
(評価)			○:環境基準達成 ×:環境基準非達成 -:未測定																											

備考：1 類型欄の○印は基準点を示す（以下同じ）

2 類型欄に○印のないものは補助点または未指定地点を示す（以下同じ）

表2-4 公共用水域（河川）水質測定結果 地点別総括表〔1〕（令和4年度）

水 域 名	地 点 名	類型	項目 〔環境基準〕																	
			カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀		PCB		ジクロロ メタン	
			[0.003mg/L以下]		〔検出されないこと〕		[0.01mg/L以下]		[0.02mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[0.0005mg/L以下]		〔検出されないこと〕		〔検出されないこと〕		[0.02mg/L以下]	
			m/n	最大値 平均値	m/n	最大値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値 平均値
馬路川	1号人道橋 (前山橋)	㊤	0/1	<0.0003 <0.0003	0/1	N.D.	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.01 <0.01	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.0005	-	-	0/1	N.D.	-	- -
白山川	第五号橋	未	0/2	<0.0003 <0.0003	-	-	0/2	<0.005 <0.005	-	- -	0/2	<0.005 <0.005	-	-	-	-	-	-	-	- -
新城川上流	新城橋	㊤	0/1	<0.0003 <0.0003	0/1	N.D.	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.01 <0.01	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	- -
新城川下流	新城川橋	㊤	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N.D.	0/2	<0.002 <0.002
草生津川	面影橋	㊤	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N.D.	0/2	<0.002 <0.002
旭川下流	川口橋	B	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	-	-	-	- -
	新旭橋	㊤	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N.D.	0/2	<0.002 <0.002
太平川下流	太平川橋	㊤	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	-	-	-	- -
猿田川	開橋	㊤	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N.D.	0/2	<0.002 <0.002
旧雄物川	茨島橋	C	0/6	<0.0003 <0.0003	-	-	0/6	<0.005 <0.005	-	- -	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	- -
	旭川合流前	C	0/6	<0.0003 <0.0003	-	-	0/6	<0.005 <0.005	-	- -	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	- -
	港大橋	㊤	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N.D.	0/2	<0.002 <0.002
地蔵川	岩見川合流前	㊤	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N.D.	0/1	<0.002 <0.002
岩見川下流	本田橋	㊤	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	N.D.	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N.D.	0/2	<0.002 <0.002
神内川	宮崎橋	㊤	0/1	<0.0003 <0.0003	0/1	N.D.	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.01 <0.01	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	- -
梵字川	ぐみの橋	㊤	0/1	<0.0003 <0.0003	0/1	N.D.	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.01 <0.01	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	- -
新波川	新波川下流	㊤	0/1	<0.0003 <0.0003	0/1	N.D.	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.01 <0.01	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	- -
平尾鳥川	平尾鳥橋	㊤	0/1	<0.0003 <0.0003	0/1	N.D.	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.01 <0.01	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	- -
安養寺川	仁助橋	㊤	0/1	<0.0003 <0.0003	0/1	N.D.	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.01 <0.01	0/1	<0.005 <0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	- -

m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 N.D.：不検出 -：未測定

表 2-4 公共用水域（河川）水質測定結果 地点別総括表 [1] (2) (令和 4 年度)

水 域 名	地 点 名	類型	項目 〔環境基準〕																	
			四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン	
			[0.002mg/L以下]		[0.004mg/L以下]		[0.1mg/L以下]		[0.04mg/L以下]		[1mg/L以下]		[0.006mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[0.01mg/L以下]		[0.002mg/L以下]	
			m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値
馬踏川	1号人道橋 (前山橋)	㊤	0/1	<0.0002 <0.0002	-	-	-	-	-	-	0/1	<0.0005 <0.0005	-	-	0/1	<0.001 <0.001	0/1	<0.0005 <0.0005	-	-
新城川下流	新城川橋	㊤	0/2	<0.0002 <0.0002	0/2	<0.0004 <0.0004	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.004 <0.004	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0002 <0.0002
草生津川	面影橋	㊤	0/2	<0.0002 <0.0002	0/2	<0.0004 <0.0004	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.004 <0.004	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0002 <0.0002
旭川下流	川口橋	B	0/2	<0.0002 <0.0002	-	-	-	-	-	-	0/2	<0.0005 <0.0005	-	-	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.0005 <0.0005	-	-
	新旭橋	㊤	0/2	<0.0002 <0.0002	0/2	<0.0004 <0.0004	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.004 <0.004	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0002 <0.0002
太平川下流	太平川橋	㊤	0/2	<0.0002 <0.0002	-	-	-	-	-	-	0/2	<0.0005 <0.0005	-	-	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.0005 <0.0005	-	-
猿田川	開橋	㊤	0/2	<0.0002 <0.0002	0/2	<0.0004 <0.0004	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.004 <0.004	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0002 <0.0002
旧雄物川	港大橋	㊤	0/2	<0.0002 <0.0002	0/2	<0.0004 <0.0004	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.004 <0.004	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0002 <0.0002
地藏川	岩見川合流前	㊤	0/1	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0004 <0.0004	0/1	<0.002 <0.002	0/1	<0.004 <0.004	0/1	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.001 <0.001	0/1	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0002 <0.0002
岩見川下流	本田橋	㊤	0/2	<0.0002 <0.0002	0/2	<0.0004 <0.0004	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.004 <0.004	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0002 <0.0002

m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 N.D.：不検出 -：未測定

表 2-4 公共用水域（河川）水質測定結果 地点別総括表 [1] (3) (令和 4 年度)

水 域 名	地 点 名	類型	項目 〔環境基準〕																	
			チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサン	
			〔0.006mg/L以下〕		〔0.003mg/L以下〕		〔0.02mg/L以下〕		〔0.01mg/L以下〕		〔0.01mg/L以下〕		〔10mg/L以下〕		〔0.8mg/L以下〕		〔1mg/L以下〕		〔0.05mg/L以下〕	
			m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値
新城川下流	新城川橋	㊦	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.002 <0.002	0/2	0.38 0.33	0/2	<0.08 <0.08	0/2	<0.1 <0.1	0/1	<0.005 <0.005
草生津川	面影橋	㊦	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.002 <0.002	0/2	0.54 0.54	0/2	0.09 0.09	0/2	<0.1 <0.1	0/1	<0.005 <0.005
旭川下流	川口橋	B	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	0/1	<0.005 <0.005
	新旭橋	㊦	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.002 <0.002	0/2	0.29 0.25	0/2	<0.08 <0.08	0/2	<0.1 <0.1	0/1	<0.005 <0.005
太平川下流	太平川橋	㊦	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	0/1	<0.005 <0.005
猿田川	開橋	㊦	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.002 <0.002	0/2	0.52 0.39	0/2	<0.08 <0.08	0/2	<0.1 <0.1	0/1	<0.005 <0.005
旧雄物川	港大橋	㊦	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.002 <0.002	0/2	0.49 0.38	0/2	0.29 0.19	0/2	0.5 0.3	0/1	<0.005 <0.005
地藏川	岩見川合流前	㊦	0/1	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0003 <0.0003	0/1	<0.002 <0.002	0/1	<0.001 <0.001	0/1	<0.002 <0.002	0/2	1.3 1.1	0/12	0.66 0.26	0/2	<0.1 <0.1	0/1	<0.005 <0.005
岩見川下流	本田橋	㊦	0/2	<0.0006 <0.0006	0/2	<0.0003 <0.0003	0/2	<0.002 <0.002	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.002 <0.002	0/2	0.28 0.27	0/2	<0.08 <0.08	0/2	<0.1 <0.1	0/1	<0.005 <0.005
安養寺川	仁助橋	㊦	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	0/2	0.52 0.49	-	- -	-	- -	-	-

m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 N.D.：不検出 -：未測定

2 生活環境項目

(1) 環境基準項目

秋田市が令和4年度に行った22河川34地点における「生活環境の保全に関する5項目」の調査について、環境基準の達成状況および各項目別の調査結果は、それぞれ表2-5のとおりであり、類型指定のされている29地点すべての地点でpH、DO、SSの環境基準を達成しました。一方、大腸菌数については26地点中14地点で環境基準を達成しませんでした。

また、類型指定された河川における「水生生物の保全に関する3項目」の環境基準の達成状況は、表2-7のとおりです。

表2-5 河川の環境基準（生活環境の保全に関する項目）の達成状況（令和4年度）

水域名	1	2	3		4	5	6			7			8	9	10	11		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
	馬踏川	白山川	新城川上流	新城川下流	島合川	草生津川	旭川上流	旭川中流	旭川下流	太平川上流	太平川中流	太平川下流	八田川	宝田川	猿田川	旧雄物川		古川	境川	鮎川	地蔵川	三内川	岩見川上流	岩見川下流	神内川	安養寺川	新波川	平尾川	梵字川				
地点名	1号人道橋（前山橋）	第五号橋	新城川橋	新城川橋	大堀川橋	八面影橋	藤倉川橋	添川橋	川口旭橋	新旭橋	地崎主橋	松崎主橋	太平川合流橋	八田川合流橋	福開島橋	茨島橋	旭合流橋	港大橋	中末橋	境川橋	鮎川橋	三内川橋	岩見川合流橋	岩見川大橋	橋田崎	橋助	新波川下流	平尾川橋	梵字川の				
類型	Ⓐ	未	Ⓐ	Ⓑ	B	未	B	Ⓑ	ⒶⒶ	Ⓐ	B	Ⓑ	ⒶⒶ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	未	A	Ⓐ	C	C	Ⓒ	未	未	Ⓐ	Ⓐ	ⒶⒶ	ⒶⒶ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ
調査回数	12	2	12	12	4	4	4	12	12	12	12	12	12	12	6	4	12	12	6	6	12	4	2	6	12	12	12	4	4	4	4	4	
生活環境項目	pH	○	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	DO	○	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	
	BOD	×	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	
	SS	○	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	
	大腸菌数	○	－	×	○	○	－	○	×	○	○	○	×	×	×	○	○	－	×	×	－	－	－	×	○	○	×	○	×	×	×	×	
(評価) ○：環境基準達成　×：環境基準非達成　－：環境基準が適用されないもの																																	

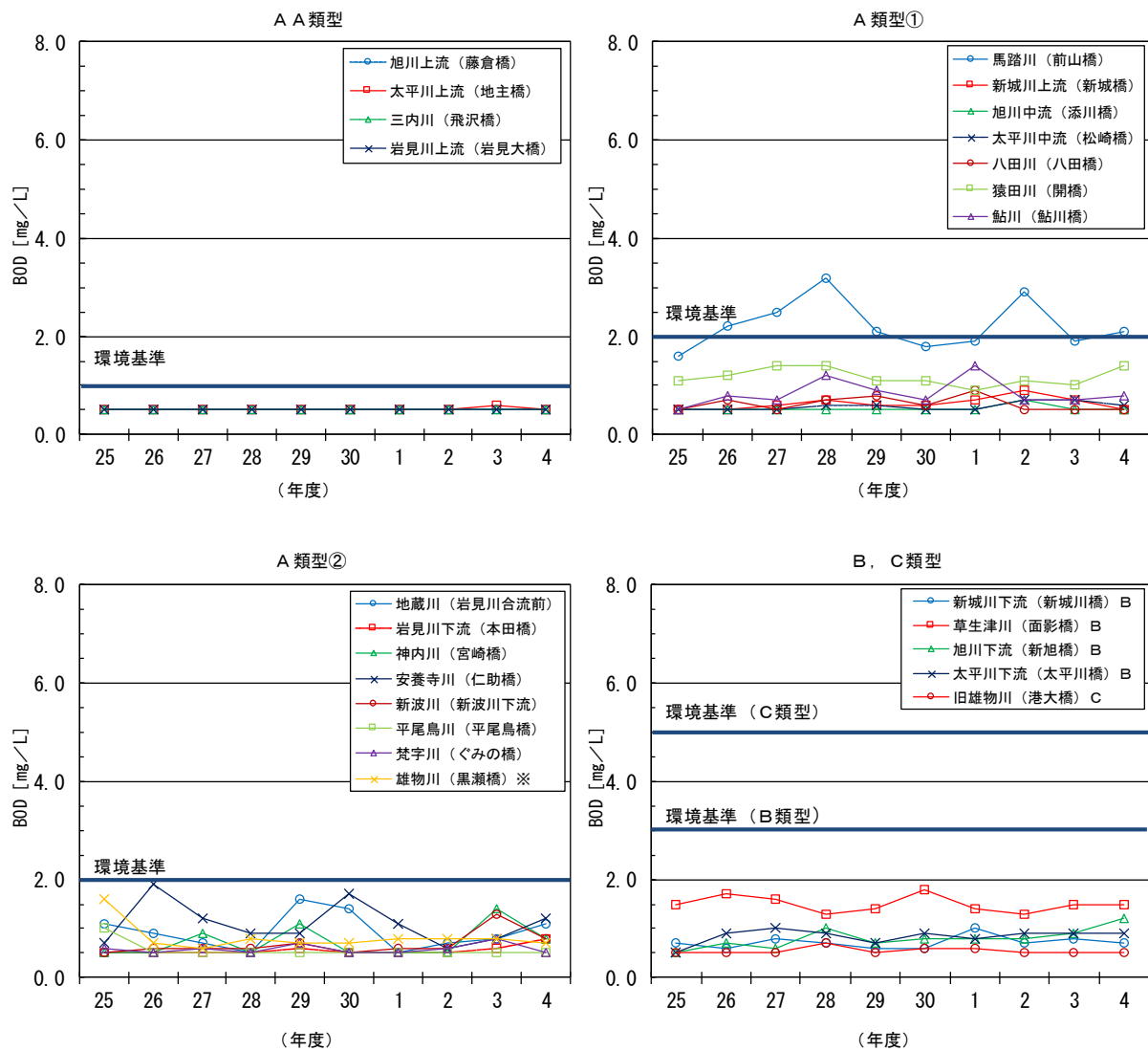
（評価）○：環境基準達成 ×：環境基準非達成 ー：環境基準が適用されないもの

表2-6 河川のBOD達成率（75%値による）

年度	類 型	AA		A		B		C		合 計	
		m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
30	全 地 点	4/4	100	15/15	100	7/7	100	3/3	100	29/29	100
	基 準 点	4/4	100	14/14	100	4/4	100	1/1	100	23/23	100
	その他の地点	0/0	100	1/1	100	3/3	100	2/2	100	6/6	100
R 1	全 地 点	4/4	100	15/15	100	7/7	100	3/3	100	29/29	100
	基 準 点	4/4	100	14/14	100	4/4	100	1/1	100	23/23	100
	その他の地点	0/0	100	1/1	100	3/3	100	2/2	100	6/6	100
2	全 地 点	4/4	100	14/15	93	7/7	100	3/3	100	28/29	97
	基 準 点	4/4	100	13/14	93	4/4	100	1/1	100	22/23	96
	その他の地点	0/0	100	1/1	100	3/3	100	2/2	100	6/6	100
3	全 地 点	4/4	100	15/15	100	7/7	100	3/3	100	29/29	100
	基 準 点	4/4	100	14/14	100	4/4	100	1/1	100	23/23	100
	その他の地点	0/0	100	1/1	100	3/3	100	2/2	100	6/6	100
4	全 地 点	4/4	100	14/15	93	7/7	100	3/3	100	28/29	97
	基 準 点	4/4	100	13/14	93	4/4	100	1/1	100	22/23	96
	その他の地点	0/0	100	1/1	100	3/3	100	2/2	100	6/6	100

m：環境基準を達成した地点数 n：調査総地点数

備考：1 調査回数が年2回の地点では、大きい方の値を75%値としている。
2 類型指定されていない地点は除いている。
3 国土交通省が調査する1地点（黒瀬橋）は除いている。



備考： 1 BOD値0.5未満(<0.5)は、0.5として計算している。
 2 ※印は国土交通省が調査したもの

図 2-2 BOD 75% 値の過去 10 年間の比較

表 2-7 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況 (令和4年度)

水域名	地点名	類型	項目											
			全亜鉛				ノニルフェノール				L A S			
			[mg/L]				[mg/L]				[mg/L]			
			m / n	最大	平均	達成状況	m / n	最大	平均	達成状況	m / n	最大	平均	達成状況
馬 踏 川	1号入道橋 (前山橋)	生物B	0 / 1	0.005	0.005	○	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-
新城川下流	新 城 川 橋	生物B	0 / 2	0.005	0.004	○	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-
白 山 川	第 五 号 橋	未	- / 2	0.005	0.005	-	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-
草 生 津 川	面 影 橋	生物B	0 / 2	0.015	0.014	○	0 / 1	<0.00006	<0.00006	○	0 / 1	0.0070	0.0070	○
旭 川 下 流	新 旭 橋	生物A	0 / 2	0.002	0.002	○	0 / 1	<0.00006	<0.00006	○	0 / 1	0.0006	0.0006	○
太平川下流	太 平 川 橋	生物A	0 / 2	0.006	0.004	○	0 / 1	<0.00006	<0.00006	○	0 / 1	0.0006	0.0006	○
猿 田 川	開 橋	生物B	0 / 2	0.013	0.011	○	0 / 1	<0.00006	<0.00006	○	0 / 1	0.0020	0.0020	○
旧 雄 物 川	茨 島 橋	生物A	0 / 6	0.008	0.005	○	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-
	旭川合流前	生物A	0 / 6	0.013	0.008	○	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-
	港 大 橋	生物A	0 / 2	0.010	0.009	○	0 / 1	<0.00006	<0.00006	○	0 / 1	0.0001	0.0001	○
地 蔵 川	岩見川合流前	生物B	0 / 2	0.020	0.014	○	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-
岩見川下流	本 田 橋	生物A	0 / 2	0.002	0.013	○	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-

環境基準	類型	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
	生物A	0.03以下	0.001以下	0.03以下
	生物B	0.03以下	0.002以下	0.05以下

m : 環境基準に適合しない検体数 n : 総検体数 ○ : 環境基準達成 - : 環境基準が適用されないものおよび未測定 × : 環境基準非達成

(2) 環境基準未設定項目

環境基準が定められていない項目の調査結果は表2-8のとおりです。

表 2-8 項目別調査結果 (令和4年度)

項目	概 況
全窒素	年平均値が0.21~1.4mg/Lの範囲であり、前年度と比べて大きな変動はありませんでした。最も高かったのは地蔵川の岩見川合流前となっています。要因として、生活系に由来するものと農業系に由来するものが考えられます。一方、最も低い地点は八田川の八田橋です。
全燐	全地点の年平均値が0.014~0.11 mg/Lの範囲であり、前年度と比べて大きな変動はありませんでした。最も高い地点は草生津川の面影橋です。

表 2-9 公共用水域（河川）水質測定結果 地点別総括表 [2] (1) (令和4年度)

水域名	地点名	類型	項目																
			pH				DO				BOD				SS				
			m / n	最小	最大	平均	m / n	最小	最大	[mg/L] 平均	m / n	最小	最大	[mg/L] 平均	75%値	m / n	最小	最大	[mg/L] 平均
馬 踏 川	1号人道橋 (前山橋)	Ⓐ	1 / 12	7.6	8.7	7.5	0 / 12	8.6	14	11	4 / 12	0.6	2.6	1.5	2.1	3 / 12	3	34	14
白 山 川	第五号橋	未	- / 2	7.6	7.7	7.7	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-	-	0 / 2	<1	2	2
新城川上流	新 城 橋	Ⓐ	0 / 12	7.2	7.6	7.4	0 / 12	9.4	14	11	0 / 12	<0.5	0.9	0.6	0.5	0 / 12	<1	11	4
新城川下流	新 城 川 橋	Ⓑ	0 / 12	7.2	8.1	7.5	0 / 12	9.5	14	11	0 / 12	<0.5	1.3	1.6	0.7	0 / 12	1	22	
	大 浜 橋	B	0 / 4	7.0	7.3	7.2	0 / 4	8.1	12	10	0 / 4	<0.5	0.8	0.6	<0.5	0 / 4	2	5	4
島 合 川	堀 川 大 橋	未	- / 4	7.0	7.9	7.5	- / 4	9.1	14	12	- / 4	0.9	2.3	1.5	1.8	- / 4	2	10	5
草生津川	八 柳 橋	B	0 / 4	6.9	7.1	7.0	0 / 4	8.1	11	9.3	0 / 4	1.1	2.0	1.4	1.4	0 / 4	5	16	11
	面 影 橋	Ⓑ	0 / 12	6.9	7.4	7.1	0 / 12	6.1	11	8.6	0 / 12	0.8	1.9	1.3	1.5	0 / 12	4	11	7
旭 川 上 流	藤 倉 橋	Ⓐ	0 / 12	7.2	7.5	7.4	0 / 12	9.8	14	11	0 / 12	<0.5	0.7	0.5	<0.5	0 / 12	<1	2	1
旭 川 中 流	添 川 橋	Ⓐ	0 / 12	7.1	7.5	7.3	0 / 12	9.8	14	11	0 / 12	<0.5	0.6	0.5	<0.5	0 / 12	<1	2	1
旭川下流	川 口 橋	B	0 / 12	7.1	7.8	7.4	0 / 12	9.7	14	11	0 / 12	<0.5	1.2	0.6	0.6	0 / 12	<1	6	2
	新 旭 橋	Ⓑ	0 / 12	7.0	7.5	7.2	0 / 12	8.6	14	11	0 / 12	<0.5	2.8	1.0	1.2	0 / 12	3	15	6
太平川上流	地 主 橋	Ⓐ	0 / 12	7.1	7.4	7.2	0 / 12	9.8	14	11	0 / 12	<0.5	0.6	0.5	0.5	0 / 12	<1	3	1
太平川中流	松 崎 橋	Ⓐ	0 / 12	7.1	7.5	7.3	0 / 12	9.0	14	11	0 / 12	<0.5	0.9	0.6	0.6	0 / 12	<1	25	5
太平川下流	太 平 川 橋	Ⓑ	0 / 12	7.1	7.6	7.3	0 / 12	8.0	13	11	0 / 12	<0.5	1.4	0.8	0.9	0 / 12	<1	10	5
八 田 川	八 田 橋	Ⓐ	0 / 6	7.2	7.6	7.4	0 / 6	10	14	11	0 / 6	<0.5	0.5	0.5	0.5	0 / 6	<1	4	2
宝 川	太平川合流前	未	- / 4	7.1	7.5	7.3	- / 4	8.9	13	11	- / 4	0.6	2.0	1.0	0.7	- / 4	3	18	8
猿田川	福 島 橋	A	0 / 12	6.9	7.4	7.1	0 / 12	7.9	13	10	1 / 12	<0.5	2.1	1.2	1.5	2 / 12	2	53	16
	開 橋	Ⓐ	0 / 12	6.8	7.4	7.0	0 / 12	7.6	12	9.7	0 / 12	<0.5	1.6	1.1	1.4	2 / 12	6	31	17
旧雄物川	茨 島 橋	C	0 / 6	7.1	7.4	7.2	0 / 2	9.8	11	10	0 / 2	<0.5	0.5	0.5	0.5	0 / 2	2	21	12
	旭川合流前	C	0 / 6	7.0	7.5	7.3	0 / 2	10	11	11	0 / 2	0.5	0.6	0.6	0.6	0 / 2	3	8	6
	港 大 橋	Ⓒ	0 / 12	7.0	7.4	7.2	0 / 12	8.5	12	10	0 / 12	<0.5	0.9	0.5	0.5	0 / 12	1	11	5
古 川	中 山	未	- / 4	6.8	7.1	7.0	- / 4	8.5	10	9.3	- / 4	0.6	0.9	0.7	0.8	- / 4	7	11	9
境 川	境 川 末 端	未	- / 2	7.2	7.4	7.3	- / 2	8.9	12	11	- / 2	<0.5	0.9	0.7	0.9	- / 2	1	5	3
鮎 川	鮎 川 橋	Ⓐ	0 / 6	7.1	7.4	7.3	0 / 6	7.9	13	11	0 / 6	<0.5	0.8	0.7	0.8	0 / 6	2	11	6
地 蔵 川	岩見川合流前	Ⓐ	1 / 12	6.4	7.1	6.9	0 / 6	8.6	11	9.8	0 / 6	<0.5	1.3	0.8	1.1	0 / 6	1	12	3
三 内 川	飛 沢 橋	Ⓐ	0 / 12	7.1	7.5	7.3	0 / 12	9.8	14	11	0 / 12	<0.5	0.9	0.6	<0.5	0 / 12	<1	3	1
岩見川上流	岩 見 大 橋	Ⓐ	0 / 12	7.1	7.4	7.3	0 / 12	10	13	11	0 / 12	<0.5	0.7	0.5	<0.5	0 / 12	<1	12	2
岩見川下流	本 田 橋	Ⓐ	0 / 12	7.0	7.4	7.2	0 / 12	9.8	14	11	0 / 12	<0.5	1.1	0.7	0.8	1 / 12	2	32	7
神 内 川	宮 崎 橋	Ⓐ	0 / 4	7.2	7.6	7.4	0 / 4	9.4	12	11	0 / 4	<0.5	0.8	0.7	0.8	0 / 4	1	11	4
安養寺川	仁 助 橋	Ⓐ	0 / 4	7.0	7.4	7.3	0 / 4	9.7	12	11	0 / 4	0.5	1.2	0.9	1.2	0 / 4	1	14	5
新 波 川	新波川下流	Ⓐ	0 / 4	6.9	7.4	7.2	0 / 4	8.9	12	11	0 / 4	<0.5	1.3	0.9	0.8	1 / 4	6	56	20
平尾鳥川	平 尾 鳥 橋	Ⓐ	0 / 4	7.0	7.4	7.2	0 / 4	9.3	12	11	0 / 4	<0.5	0.7	0.6	<0.5	0 / 4	2	7	4
梵 字 川	ぐみの橋	Ⓐ	0 / 4	7.1	7.5	7.2	0 / 4	9.1	12	11	0 / 4	<0.5	1.1	0.7	0.5	0 / 4	1	14	5

環境基準	類型	pH	DO [mg/L]	BOD [mg/L]	SS [mg/L]
	AA	6.5~8.5	7.5以上	1以下	25以下
	A		7.5以上	2以下	25以下
	B		5以上	3以下	25以下
	C		5以上	5以下	50以下

m: 環境基準に適合しない検体数 n: 総検体数 - : 環境基準が適用されないもの

[備考: 「75%値」は、日平均値の全データを小さい方から並べた場合に0.75×n番目に当たる数値である(以下同じ)]

表 2－9 公共用水域（河川）水質測定結果 地点別総括表〔2〕(2) (令和4年度)

水域名	地点名	類型	項目													
			大腸菌数					全窒素				全磷				
			[CFU/100mL]					[mg/L]				[mg/L]				
			m / n	最小	最大	平均	90%値	m / n	最小	最大	平均	m / n	最小	最大	平均	
馬 踏 川	1号人道橋 (前山橋)	Ⓐ	0 / 12	15	290	84	220	- / 12	0.34	0.93	0.59	- / 12	0.026	0.18	0.076	
白 山 川	第 五 号 橋	未	- / -	-	-	-	-	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-	
新城川上流	新 城 橋	Ⓐ	2 / 12	27	380	140	330	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-	
新城川下流	新 城 川 橋	Ⓑ	0 / 12	27	500	150	440	- / 2	0.40	0.47	0.44	- / 2	0.029	0.040	0.035	
	大 浜 橋	B	0 / 4	23	230	100	230	- / 2	0.70	0.79	0.75	- / 2	0.054	0.086	0.070	
島 合 川	堀 川 大 橋	未	- / 4	250	1,100	680	1,100	- / 2	0.83	1.1	0.97	- / 2	0.078	0.12	0.099	
草生津川	八 柳 橋	B	0 / 4	96	530	250	530	- / 2	1.0	1.3	1.2	- / 2	0.082	0.12	0.10	
	面 影 橋	Ⓑ	2 / 12	180	1,100	460	1,100	- / 2	1.0	1.0	1.0	- / 2	0.10	0.11	0.11	
旭 川 上 流	藤 倉 橋	ⒶⒶ	0 / 12	2	77	27	64	- / 2	0.32	0.35	0.34	- / 2	0.018	0.054	0.036	
旭 川 中 流	添 川 橋	Ⓐ	1 / 12	6	450	100	250	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-	
旭川下流	川 口 橋	B	1 / 12	9	13,000	1,200	250	- / 2	0.25	0.35	0.30	- / 2	0.013	0.023	0.018	
	新 旭 橋	Ⓑ	5 / 12	120	46,000	5,900	12,000	- / 2	0.27	0.47	0.37	- / 2	0.021	0.041	0.031	
太平川上流	地 主 橋	ⒶⒶ	4 / 12	14	580	120	200	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-	
太平川中流	松 崎 橋	Ⓐ	4 / 12	110	980	360	850	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-	
太平川下流	太 平 川 橋	Ⓑ	0 / 12	63	1,000	400	870	- / 2	0.33	0.50	0.42	- / 2	0.025	0.058	0.042	
八 田 川	八 田 橋	Ⓐ	0 / 6	8	300	110	300	- / 2	0.16	0.25	0.21	- / 2	0.016	0.033	0.025	
宝 川	太平洋合流前	未	- / 4	330	830	510	830	- / 2	0.65	0.89	0.77	- / 2	0.078	0.11	0.094	
猿田川	福 島 橋	A	4 / 12	49	920	300	620	- / 6	0.38	0.78	0.61	- / 6	0.048	0.11	0.079	
	開 橋	Ⓐ	5 / 12	74	830	320	620	- / 2	0.58	0.94	0.76	- / 2	0.089	0.098	0.094	
旧雄物川	茨 島 橋	C	- / 2	37	180	110	180	- / 2	0.30	1.1	0.35	- / 2	0.026	0.045	0.030	
	旭川合流前	C	- / 2	13	52	33	52	- / 2	0.58	1.1	0.84	- / 2	0.026	0.045	0.036	
	港 大 橋	Ⓒ	- / 12	45	2,400	440	1,300	- / 2	0.33	0.96	0.65	- / 2	0.030	0.046	0.038	
古 川	中 山	未	- / 4	88	360	190	360	- / 2	0.37	0.70	0.54	- / 2	0.051	0.069	0.060	
境 川	境 川 末 端	未	- / 2	430	1,200	820	1,200	- / 2	0.71	0.84	0.78	- / 2	0.023	0.081	0.052	
鮎 川	鮎 川 橋	Ⓐ	2 / 6	13	1,400	500	1,400	- / 2	0.55	0.71	0.63	- / 2	0.033	0.080	0.057	
地 蔵 川	岩見川合流前	Ⓐ	0 / 6	<1	300	110	300	- / 2	1.0	1.8	1.4	- / 2	0.020	0.042	0.031	
三 内 川	飛 沢 橋	ⒶⒶ	1 / 12	3	110	27	57	- / 2	0.22	0.24	0.23	- / 2	0.013	0.014	0.014	
岩見川上流	岩 見 大 橋	ⒶⒶ	3 / 12	2	180	50	110	- / -	-	-	-	- / -	-	-	-	
岩見川下流	本 田 橋	Ⓐ	1 / 12	4	640	110	110	- / 2	0.31	0.35	0.33	- / 2	0.017	0.027	0.022	
神 内 川	宮 崎 橋	Ⓐ	2 / 4	29	490	280	490	- / 2	0.38	0.41	0.40	- / 2	0.032	0.076	0.054	
安養寺川	仁 助 橋	Ⓐ	2 / 4	19	640	350	640	- / 4	0.57	0.72	0.64	- / 4	0.019	0.087	0.041	
新 波 川	新波川下流	Ⓐ	2 / 4	200	420	330	420	- / 2	0.40	0.42	0.41	- / 2	0.034	0.050	0.042	
平尾鳥川	平 尾 鳥 橋	Ⓐ	2 / 4	20	330	160	330	- / 2	0.29	0.29	0.29	- / 2	0.027	0.047	0.037	
梵 字 川	ぐ み の 橋	Ⓐ	3 / 4	21	1,400	470	1,400	- / 2	0.32	0.33	0.33	- / 2	0.029	0.046	0.038	

環境基準	類型	大腸菌数 [CFU/100mL]	全窒素 [mg/L]	全磷 [mg/L]
	ⒶⒶ	100以下	基準なし	基準なし
	A	300以下		
	B	1,000以下		
	C	基準なし		

m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 -：環境基準が適用されないものおよび未測定

第3節 海域の水質調査結果

1 海域調査

秋田市が令和4年度に行った本市の地先海域と秋田港の7地点で水質調査を行った結果は表2-10、図2-3のとおりであり、全調査地点で環境基準を達成しました。

全窒素、全燐については、前年度と比較して大きな変動はありませんでした。

表2-10 海域における環境基準等の達成状況（令和4年度）

水 域 名	地点 番号	地点名	類型	生活環境項目						健康項目	
				pH	DO	COD	大腸 菌数	油分 ※1	T-N T-P	Cd等 7項目※2	PCB等 17項目※3
B・C該当海域以外の海域 （中部海域）	1	下浜沖 2km	A	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	—
秋田港及び船川港の港湾区 域のうち泊地及び航路を除 く海域（秋田港）	2	秋田港西 2km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
	3	秋田港南 西 2.8km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
雄物川河口から旧雄物川河 口までの海域	4	向浜沖 2km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
	5	雄物川 河口沖 2km	B	◎	◎	◎	—	◎	▼	◎	—
	6	雄物川 河口沖 4km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
秋田港及び船川港の港湾区 域のうち泊地及び航路（秋 田港）	7	秋田港北 250m	C	◎	◎	◎	—	—	▼	◎	◎
（評価）◎：環境基準達成 ×：環境基準非達成 —：未測定 ○：水域類型の指定がされていない環境基準項目（T-N、T-P）で最も厳しいI類型の基準値に適合 ▼：水域類型の指定がされていない環境基準項目で最も厳しいI類型の基準値に不適合											

※1 油分：ノルマルヘキサン抽出物質

※2 Cd等7項目：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、1,4-ジオキサン

※3 PCB等17項目：PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

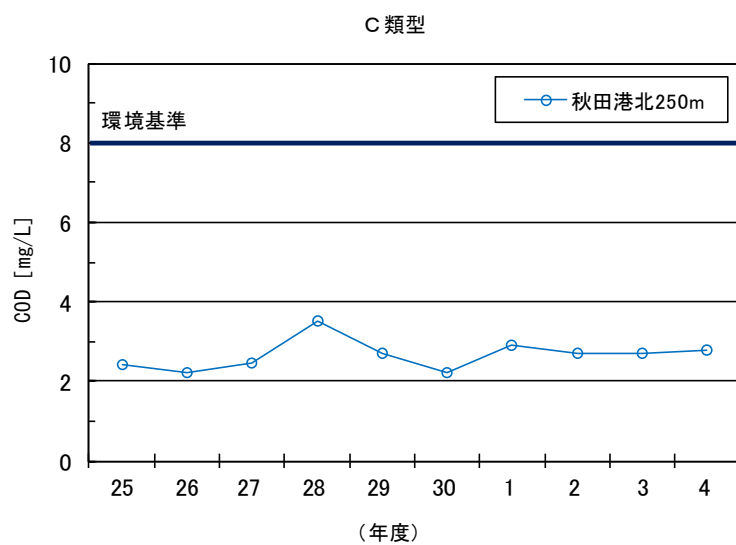
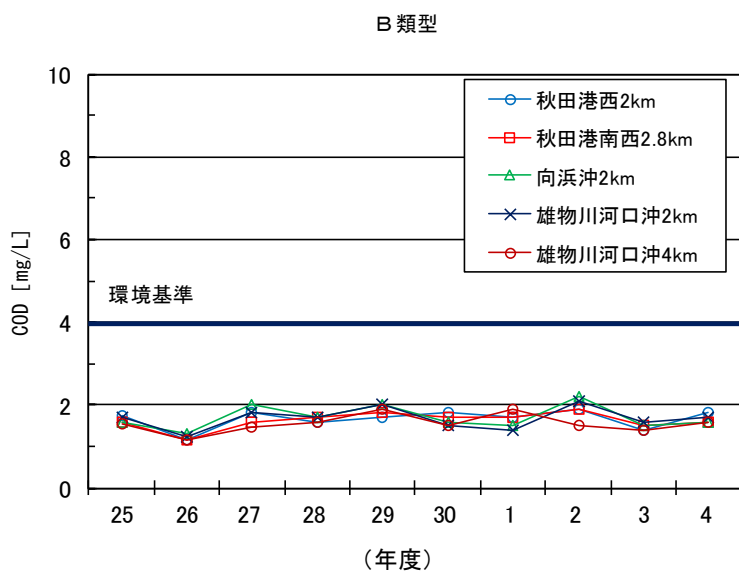
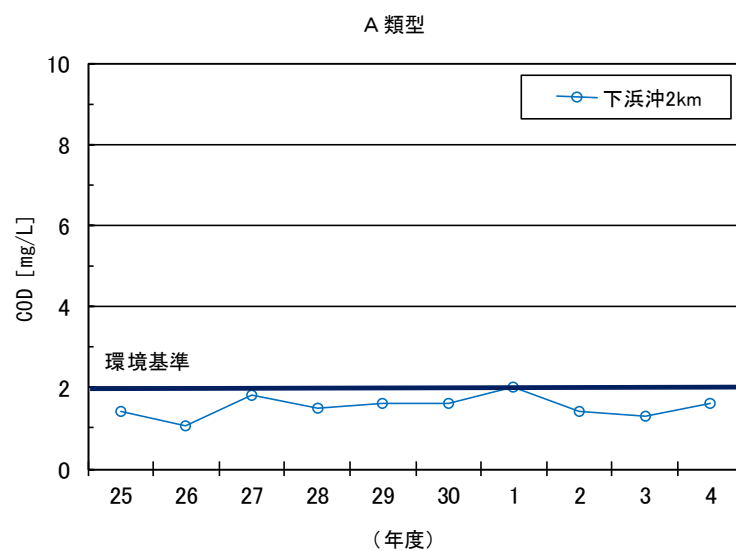


図 2 - 3 海域のCOD75%値の経年変化

表2-11 公共用水域（海域）水質測定結果 地点別総括表〔1〕（令和4年度）

水 域 名	B・C該当海域以外の海域 （中部海域）		秋田港及び船川港の港湾区域 のうち泊地及び航路を除く海域 （秋田港）				雄物川河口から旧雄物川河口までの海域						秋田港及び船川港 の港湾区域のうち 泊地及び航路 （秋田港）	
地 点 名	下浜沖2km		秋田港西2km		秋田港南西 2.8km		向浜沖2km		雄物川河口沖 2km		雄物川河口沖 4km		秋田港北 250m	
類 型	A		B		B		B		B		B		C	
項 目 （単位：mg/L）	m／n	最大値 平均値	m／n	最大値 平均値	m／n	最大値 平均値	m／n	最大値 平均値	m／n	最大値 平均値	m／n	最大値 平均値	m／n	最大値 平均値
カドミウム	0／2	<0.0003 <0.0003	0／2	<0.0003 <0.0003	0／2	<0.0003 <0.0003	0／2	<0.0003 <0.0003	0／2	<0.0003 <0.0003	0／2	<0.0003 <0.0003	0／2	<0.0003 <0.0003
全シアン	0／2	N.D. N.D.	0／2	N.D. N.D.	0／2	N.D. N.D.	0／2	N.D. N.D.	0／2	N.D. N.D.	0／2	N.D. N.D.	0／2	N.D. N.D.
鉛	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005
六価クロム	0／2	<0.01 <0.01	0／2	<0.01 <0.01	0／2	<0.01 <0.01	0／2	<0.01 <0.01	0／2	<0.01 <0.01	0／2	<0.01 <0.01	0／2	<0.01 <0.01
砒素	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005	0／2	<0.005 <0.005
総水銀	0／2	<0.0005 <0.0005	0／2	<0.0005 <0.0005	0／2	<0.0005 <0.0005	0／2	<0.0005 <0.0005	0／2	<0.0005 <0.0005	0／2	<0.0005 <0.0005	0／2	<0.0005 <0.0005
P C B	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	N.D. N.D.
トリクロロエチレン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.001 <0.001
テトラクロロエチレン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.0005 <0.0005
四塩化炭素	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.0002 <0.0002
ジクロロメタン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.002 <0.002
1,2-ジクロロエタン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.0004 <0.0004
1,1,1-トリクロロエタン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.0005 <0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.0006 <0.0006
1,1-ジクロロエチレン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.002 <0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.004 <0.004
1,3-ジクロロプロペン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.0002 <0.0002
チウラム	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.0006 <0.0006
シマジン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.0003 <0.0003
チオベンカルブ	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.002 <0.002
ベンゼン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.001 <0.001
セレン	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	<0.002 <0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	—	— —	0／1	0.26 0.26
1,4-ジオキサン	0／1	<0.005 <0.005	0／1	<0.005 <0.005	0／1	<0.005 <0.005	0／1	<0.005 <0.005	0／1	<0.005 <0.005	0／1	<0.005 <0.005	0／1	<0.005 <0.005

m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 —：未測定

表 2-11 公共用水域（海域）水質測定結果 地点別総括表〔2〕（1）（令和4年度）

水域名	地点名	類型	採取水深	pH			D0 [mg/L]				COD [mg/L]							大腸菌数 [CFU/100mL]				
				m / n	最小	最大	m / n	最小	最大	平均	x / y	最小	最大	平均	日間平均値 中央値 75%値		m / n	最小	最大	平均	90%値	
B・C該当海域 以外の海域 (中部海域)	下 浜 沖 2km	A	表層	0 / 7	8.1	8.2	1 / 7	7.1	10	8.5	0 / 7	0.8	1.8	1.3	1.4		0 / 7	<1	<1	<1		
			3m	0 / 7	8.1	8.2	1 / 7	7.2	10	8.4	0 / 7	1.0	1.8	1.3	1.2		0 / 7	<1	<1	<1		
			全層	0 / 14	8.1	8.2	2 / 14	7.1	10	8.5	0 / 7	1.0	1.8	1.3	1.2	1.6	0 / 14	<1	<1	<1	<1	
秋田港及び船川港の 港湾区域のうち泊地 及び航路を除く海域 (秋田港)	秋田港西 2km	B	表層	0 / 9	8.1	8.2	0 / 9	7.2	10	8.7	0 / 9	1.1	2.4	1.6	1.4		- / -	-	-	-	-	
			3m	0 / 9	8.1	8.2	0 / 9	7.5	10	8.6	0 / 9	0.9	2.3	1.5	1.2		- / -	-	-	-	-	
			全層	0 / 18	8.1	8.2	0 / 18	7.2	10	8.7	0 / 9	1.2	2.4	1.6	1.5	1.8	- / -	-	-	-	-	
	秋田港南西 2.8km	B	表層	0 / 9	8.1	8.2	0 / 9	7.3	10	8.5	0 / 9	0.9	1.9	1.4	1.3		- / -	-	-	-	-	
			3m	0 / 9	8.1	8.2	0 / 9	7.2	10	8.5	0 / 9	1.0	2.0	1.4	1.3		- / -	-	-	-	-	
			全層	0 / 18	8.1	8.2	0 / 18	7.2	10	8.5	0 / 9	1.0	1.8	1.4	1.3	1.6	- / -	-	-	-	-	
雄物川河口から 旧雄物川河口 までの海域	向 浜 沖 2km	B	表層	0 / 9	8.0	8.2	0 / 9	7.5	10	8.6	1 / 9	1.2	3.1	1.7	1.5		- / -	-	-	-	-	
			3m	0 / 9	8.1	8.2	0 / 9	7.2	10	8.6	1 / 9	1.1	3.6	1.6	1.4		- / -	-	-	-	-	
			全層	0 / 18	8.0	8.2	0 / 18	7.2	10	8.6	1 / 9	1.1	3.6	1.7	1.6	1.6	- / -	-	-	-	-	
	雄物川 河口沖 2km	B	表層	0 / 9	7.8	8.2	0 / 9	7.5	10	8.8	1 / 9	0.9	3.3	1.7	1.6		- / -	-	-	-	-	
			3m	0 / 9	8.1	8.2	0 / 9	7.3	10	8.7	0 / 9	1.0	3.0	1.6	1.4		- / -	-	-	-	-	
			全層	0 / 18	7.8	8.2	0 / 18	7.3	10	8.7	1 / 9	0.9	3.3	1.6	1.5	1.7	- / -	-	-	-	-	
	雄物川 河口沖 4km	B	表層	0 / 9	8.1	8.2	0 / 9	7.6	10	8.6	0 / 9	0.9	2.5	1.5	1.4		- / -	-	-	-	-	
			3m	0 / 9	8.1	8.2	0 / 9	7.4	10	8.6	0 / 9	0.8	2.3	1.4	1.2		- / -	-	-	-	-	
			全層	0 / 18	8.1	8.2	0 / 18	7.4	10	8.6	0 / 9	0.8	2.5	1.4	1.3	1.6	- / -	-	-	-	-	
秋田港及び船川港の 港湾区域のうち泊地 及び航路 (秋田港)	秋田港北 250m	C	表層	0 / 9	7.3	8.2	0 / 9	8.0	10	9.0	0 / 9	1.5	4.0	3.2	2.6		- / -	-	-	-	-	
			3m	0 / 9	7.5	8.2	0 / 9	7.8	10	8.8	0 / 9	1.4	4.2	3.0	2.0		- / -	-	-	-	-	
			全層	0 / 18	7.3	8.2	0 / 18	7.8	10	8.9	0 / 9	1.4	4.2	2.3	2.1	2.8	- / -	-	-	-	-	

環境基準	類型	pH	D0	COD	大腸菌数
	A	7.8～8.3	7.5以上	2以下	300以下
	B	7.8～8.3	5以上	3以下	—
	C	7.0～8.3	2以上	8以下	—

m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 x：環境基準に適合しない日数 y：測定日数 —：未測定

表 2-11 公共用水域（海域）水質測定結果 地点別総括表〔2〕（2）（令和4年度）

水域名	地点名	類型	n-ヘキサン 抽出物質	全窒素 [mg/L]				全燐 [mg/L]			
			m / n	m / n	最小	最大	平均	m / n	最小	最大	平均
B・C該当海域以外の海域（中部海域）	下 浜 沖2km	A	0 / 2	— / 7	0.05	0.10	0.08	— / 7	0.005	0.019	0.012
秋田港及び船川港の港湾区域のうち 泊地及び航路を除く海域（秋田港）	秋田港西2km	B	0 / 2	— / 9	0.06	0.23	0.12	— / 9	0.008	0.033	0.014
	秋田港南西2.8km	B	0 / 2	— / 9	0.06	0.16	0.10	— / 9	0.006	0.030	0.014
雄物川河口から 旧雄物川河口 までの海域	向 浜 沖2km	B	0 / 2	— / 9	0.08	0.31	0.17	— / 9	0.008	0.053	0.018
	雄物川河口沖2km	B	0 / 2	— / 9	0.08	0.31	0.19	— / 9	0.009	0.064	0.022
	雄物川河口沖4km	B	0 / 2	— / 9	0.05	0.23	0.12	— / 9	0.006	0.046	0.016
秋田港及び船川港の港湾区域のうち 泊地及び航路（秋田港）	秋田港北250m	C	— / 2	— / 9	0.27	0.66	0.50	— / 9	0.024	0.070	0.040

環境基準	類型	n-ヘキサン 抽出物質	全窒素	全燐
	A	検出されないこと	基準なし	基準なし
	B	検出されないこと		
	C	—		

m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 —：環境基準が適用されないもの

〔備考 n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐は表層で検体採取〕

2 水浴場調査

水浴場については、3水浴場2地点において、開設前および開設中の期間にそれぞれ2日間調査を行いました。その結果は表2-12のとおりで、開設前および開設中の全ての水浴場で「水質が良好な水浴場」である水質AAと判定されました。

表2-12 水浴場調査結果（令和4年度）

水浴場名		浜田浜海水浴場		桂浜海水浴場		下浜海水浴場	
調査実施期間		開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中
調査項目	ふん便性大腸菌群数 [MPN/100mL]	<2	<2	<2	<2	<2	2
	COD [mg/L]	1.9	1.8	1.9	1.8	1.8	1.5
	油膜等	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない
	透明度 [m]	>1	>1	>1	>1	>1	>1
判定		AA	AA	AA	AA	AA	AA

3 浜田浜赤水調査

秋田市では、新屋浜地区に過去に設置された鉱滓堆積場（チタン製造工場（当時）が昭和47年から使用）からの浸出水による赤水の発生状況を把握するため、過去に赤水の発生が見られた浜田浜において、海水調査を行っています。

その結果は表2-13のとおりで、着色地域の広がりはありません。

表2-13 新屋浜堆積場地先海浜地区（浜田浜）における海水調査結果

年度	カドミウム [mg/L]	銅 [mg/L]	鉛 [mg/L]	亜鉛 [mg/L]	砒素 [mg/L]	鉄 [mg/L]	溶解性鉄 [mg/L]	溶解性マンガン [mg/L]	水銀 [mg/L]
H25	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	<0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
26	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	<0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
27	<0.0003	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	<0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
28	<0.0003	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	<0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
29	<0.0003	<0.01	<0.005	0.01	<0.005	<0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
30	<0.0003	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	<0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
R1	<0.0003	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	<0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
2	<0.0003	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
3	<0.0003	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	<0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
4	<0.0003	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	0.2	<0.1	<0.05	<0.0005

第4節 湖沼の水質調査結果

1 概況

秋田市内には、水域類型が指定されている湖沼として、男潟（類型 A、約 26ha）、女潟（類型 A、約 3ha）、空素沼（類型 A、約 2ha）、旭川ダム（類型 A、約 35ha）、岩見ダム（類型 A、約 95ha）があります。これらのうち、排水基準に係る湖沼として、窒素および磷含有量については岩見ダムおよび男潟、磷含有量については大滝沢ダム貯水池、空素沼および旭川ダムが指定されています。

男潟は、県立小泉潟公園の一部を形成し農業用水に利用されていますが、生活排水の流入等により水質汚濁が進んできたため、昭和 61 年度から水質調査を実施しています。近年は、下水道等の整備により生活排水の影響は減ってきていますが、農業由来の汚濁水の流入や湖水および湖底に蓄積された汚濁源の影響などにより、大幅な水質改善には至っていません。

空素沼は、周辺開発による水質汚濁が懸念され始めた平成 3 年度から調査を実施しています。近年は周辺の下水道整備が進み、生活排水の流入がほぼなくなったので、汚濁は進んでいませんが、水の流入・流出がほとんどない閉鎖性水域のため、環境基準を達成しませんでした。

岩見ダムは市町合併、旭川ダムは磷の排水基準に係る湖沼に指定されたことを契機に、平成 17 年度から調査を実施しています。

なお、女潟は陸化が著しく進行し、また大滝沢ダム貯水池は大滝山（標高約 200m）の中腹に位置し排水の流入がないことから、いずれも水質調査は実施していません。

2 調査結果

令和 4 年度の環境基準の達成状況および各項目の測定結果は、表 2-14、図 2-4、表 2-15 のとおりです。男潟の COD および SS と、空素沼の COD で環境基準を達成しませんでした。全窒素および全磷については、各湖沼とも環境基準は設定されていませんが例年並みの値になっています。

表 2-14 湖沼における環境基準の達成状況（令和 4 年度）

水域名	地点名	類型	生活環境項目					
			pH	DO	COD	SS	大腸菌数	T-N T-P
男潟	湖心	A	◎	◎	×	×	◎	▼
空素沼	湖心	A	◎	◎	×	◎	◎	▼
岩見ダム	湖心	A	◎	◎	◎	◎	◎	▼
旭川ダム	湖心	A	◎	◎	◎	◎	◎	▼
（評価）◎：環境基準達成 ×：環境基準非達成 ○：水域類型の指定がされていない環境基準項目（T-N、T-P）で最も厳しいⅠ類型の基準値に適合 ▼：水域類型の指定がされていない環境基準項目で最も厳しいⅠ類型の基準値に不適合								

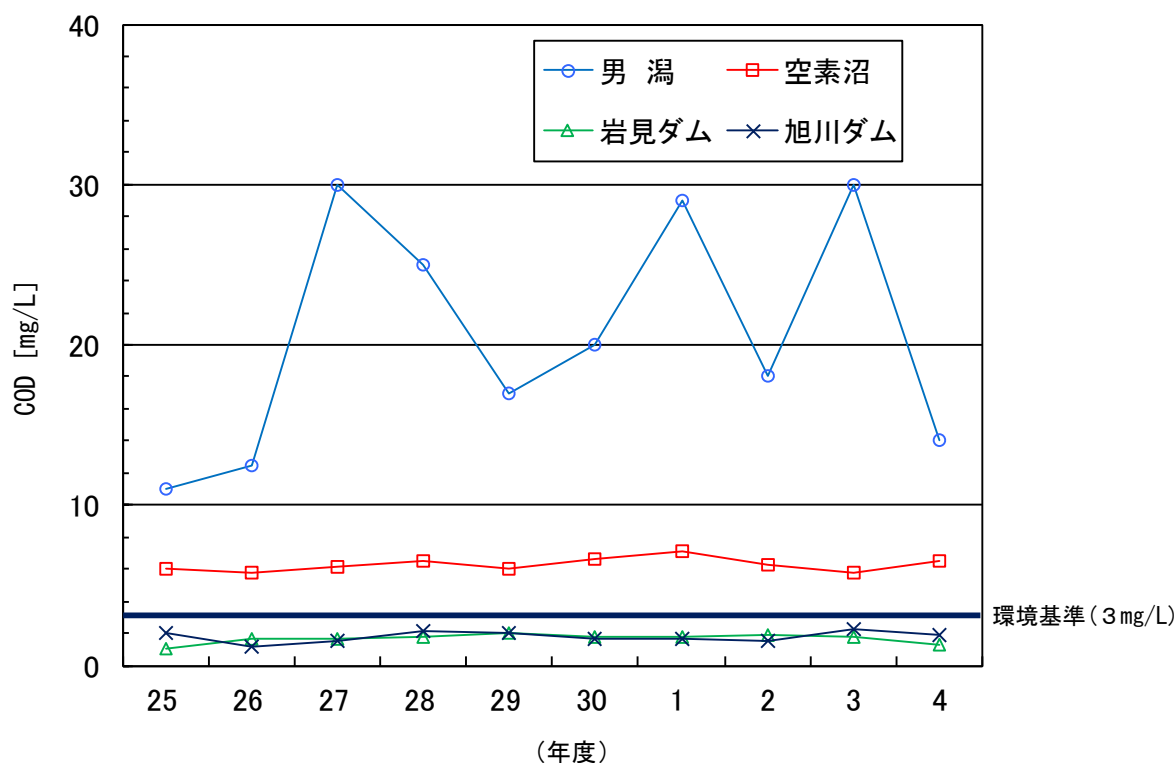


図 2-4 湖沼のCOD75%値の経年変化

表 2-15 公共用水域（湖沼）水質測定結果〔1〕（令和 4 年度）

水域名 地点名 (類型)	採取水深	pH				DO [mg/L]				COD [mg/L]					SS [mg/L]			
		m / n	最小	最大	平均	m / n	最小	最大	平均	x / y	最小	最大	平均	75%値	m / n	最小	最大	平均
男 潟 湖心 (A)	表層	2 / 4	7.4	8.8	8.3	0 / 4	9.2	11	9.8	4 / 4	12	19	15	14	4 / 4	13	21	18
	1m	1 / 4	7.4	8.7	8.1	0 / 4	8.8	11	9.5	4 / 4	12	19	14	14	4 / 4	13	21	18
	全層	3 / 8	7.4	8.8	8.2	0 / 8	8.8	11	9.7	4 / 4	12	19	14	14	8 / 8	13	21	18
空素沼 湖心 (A)	表層	0 / 4	6.9	8.0	7.2	2 / 4	6.3	9.8	8.0	4 / 4	3.9	6.7	5.5	6.5	0 / 4	1	2	2
	2m	0 / 4	6.9	7.8	7.2	2 / 4	6.5	9.4	7.9	4 / 4	4.3	6.9	5.7	6.5	0 / 4	2	3	3
	全層	0 / 8	6.9	8.0	7.2	4 / 8	6.3	9.8	8.0	4 / 4	4.1	6.5	5.6	6.5	0 / 8	1	3	2
岩見ダム 湖心 (A)	表層	0 / 4	7.3	7.9	7.5	0 / 4	9.6	11	10.1	0 / 4	1.3	1.8	1.6	1.3	0 / 4	<1	1	1
	10m	0 / 4	6.9	7.7	7.2	0 / 4	9.0	11	9.8	0 / 4	0.8	2.0	1.3	1.3	0 / 4	<1	2	1
	全層	0 / 8	6.9	7.9	7.3	0 / 8	9.0	11	10.0	0 / 4	1.3	1.9	1.4	1.3	0 / 8	<1	2	1
旭川ダム 湖心 (A)	表層	0 / 4	6.9	7.5	7.1	0 / 4	8.3	10	9.1	0 / 4	0.8	1.9	1.4	1.3	0 / 4	<1	1	1
	10m	0 / 4	6.8	7.1	7.0	0 / 4	8.2	11	9.3	0 / 4	1.3	2.3	1.8	1.3	1 / 4	1	6	3
	全層	0 / 8	6.8	7.5	7.0	0 / 8	8.2	11	9.2	0 / 4	1.1	2.0	1.6	1.9	1 / 8	<1	6	2

環境基準	類型	pH	DO	COD	SS
	A	6.5~8.5	7.5以上	3以下	5以下

m : 環境基準に適合しない検体数 n : 総検体数 x : 環境基準に適合しない日数 y : 測定日数

表 2-15 公共用水域（湖沼）水質測定結果〔2〕（令和 4 年度）

水域名 地点名 (類型)	採取水深	大腸菌数					全窒素				全磷			
		[CFU/100mL]					[mg/L]				[mg/L]			
		m / n	最小	最大	平均	90%値	m / n	最小	最大	平均	m / n	最小	最大	平均
男潟 湖心 (A)	表層	0 / 4	8	51	32		- / 4	0.55	1.5	0.9	- / 4	0.041	0.09	0.073
	1m	0 / 4	5	88	39		- / 4	0.62	1.4	0.9	- / 4	0.049	0.10	0.078
	全層	0 / 8	5	88	35	66	- / 8	0.55	1.5	0.9	- / 8	0.041	0.10	0.076
空素沼 湖心 (A)	表層	0 / 4	3	68	30		- / 4	0.30	0.63	0.48	- / 4	0.010	0.045	0.028
	2m	0 / 4	3	26	15		- / 4	0.41	0.62	0.49	- / 4	0.011	0.048	0.027
	全層	0 / 8	3	68	21	47	- / 8	0.30	0.63	0.49	- / 8	0.010	0.048	0.027
岩見ダム 湖心 (A)	表層	0 / 4	2	17	7		- / 4	0.14	0.21	0.17	- / 4	0.012	0.015	0.014
	10m	0 / 4	4	51	26		- / 4	0.13	0.22	0.17	- / 4	0.009	0.013	0.011
	全層	0 / 8	2	51	16	34	- / 8	0.13	0.22	0.17	- / 8	0.009	0.015	0.012
旭川ダム 湖心 (A)	表層	0 / 4	19	80	38		- / 4	0.15	0.28	0.20	- / 4	0.007	0.014	0.010
	10m	0 / 4	8	85	37		- / 4	0.18	0.24	0.21	- / 4	0.010	0.014	0.011
	全層	0 / 8	8	85	37	83	- / 8	0.15	0.28	0.20	- / 8	0.007	0.014	0.011

環境 基準	類型	大腸菌群数	全窒素	全磷
	A	300以下	基準なし	基準なし

m : 環境基準に適合しない検体数 n : 総検体数 - : 環境基準が適用されないもの

第5節 地下水の水質調査結果

1 概況調査

秋田市では、市域を1kmメッシュで区切り、5年間で一巡する地下水質測定計画を定め、平成元年度から地下水質調査を行っています。令和4年度の地下水調査結果は、表2-16のとおりで、全項目で環境基準を達成しました。

2 継続監視調査

継続監視調査は、過去の調査で汚染が確認された將軍野、飯島、下新城、茨島および千秋地区の5地区で行っています。

飯島地区（平成16年度および平成18年度の概況調査で汚染が判明した1地点）については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成しませんでした。將軍野地区（平成8年度に自主検査により汚染が判明）ではトリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンが環境基準を達成しませんでした。また、茨島地区（平成18年度に自主検査により汚染が判明した井戸の近隣井戸）、下新城地区（平成17年度の概況調査で汚染が判明）および千秋地区（平成28年度の概況調査で汚染が判明）については、環境基準を達成しました。

3 土崎地区地下水質監視

平成元年10月に土崎地区の自家用飲用井戸から高濃度のテトラクロロエチレンが検出されたため、平成元年度から汚染井戸および汚染井戸周辺の追跡調査を行っています。令和4年度の調査では、1本の井戸でテトラクロロエチレンが環境基準を達成できませんでした。

表 2-16 地下水調査結果の概要 (令和 4 年度)

番号	調査区分	概況調査					継続監視調査					土崎地区調査					環境基準値 mg/L以下
		調査井戸数	調査検体数	検出井戸数	環境基準値超過井戸数	環境基準値超過最大値 [mg/L]	調査井戸数	調査検体数	検出井戸数	環境基準値超過井戸数	環境基準値超過最大値 [mg/L]	調査井戸数	調査検体数	検出井戸数	環境基準値超過井戸数	環境基準値超過最大値 [mg/L]	
1	カドミウム	16	16	0	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.003
2	全シアン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	N. D.
3	鉛	16	16	1	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.01
4	六価クロム	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05
5	砒素	16	16	1	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.01
6	総水銀	16	16	0	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.0005
7	ジクロロメタン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02
8	四塩化炭素	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002
9	塩化ビニルモノマー	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002
10	1,2-ジクロロエタン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004
11	1,1-ジクロロエチレン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1
12	1,2-ジクロロエチレン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04
13	1,1,1-トリクロロエタン	16	16	0	0	—	3	6	0	0	—	5	10	0	0	—	1
14	1,1,2-トリクロロエタン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006
15	トリクロロエチレン	16	16	0	0	—	3	6	1	1	0.22	5	10	1	0	—	0.01
16	テトラクロロエチレン	16	16	0	0	—	3	6	2	1	0.19	5	10	1	1	0.048	0.01
17	1,3-ジクロロプロペン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002
18	チウラム	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006
19	シマジン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003
20	チオベンカルブ	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02
21	ベンゼン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01
22	セレン	16	16	0	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.01
23	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	16	32	15	0	—	5	10	5	1	20	—	—	—	—	—	10
24	ふっ素	16	16	3	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.8
25	ほう素	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
26	1,4-ジオキサン	16	16	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05
調査回数		1～2回(5月、9月)					2回(5月、9月)					2回(5月、9月)					
調査井戸、項目等		26項目×16本					9本(將軍野3本3項目、飯島1本1項目、下新城笠岡1本1項目、下新城青崎2本1項目、茨島1本6項目、千秋1本1項目)					5本各3項目					
結果概要		16本すべてで環境基準を達成しました。					1本でトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが、1本で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成しませんでした。					1本でテトラクロロエチレンが環境基準を達成しませんでした。					

第6節 水質汚濁防止対策

1 規制、届出

秋田市域では水質汚濁を防止するため表2-17の法令等による規制が行われています。設置等に係る届出が必要な水質汚濁防止法および秋田県公害防止条例に基づく届出状況は表2-18、表2-19および表2-20のとおりです。

表2-17 秋田市域における水質汚濁に関する規制

関係法令等	項 目	規制対象となる工場・事業場	設置等に 係る届出	排水基準
水質汚濁防止法 (水質汚濁防止法の政令市 (中核市)として受託)		特定施設を設置する工場・事業場	要	資料編参照 (上乗せあり)
秋田県公害防止条例 (秋田市に権限移譲)		指定汚水排出施設を設置する工場・事業場 (上欄特定施設以外に県条例で定める、いわゆる「横 出し規制」対象施設)	要	資料編参照
秋田市公害防止条例		上記以外の全ての工場・事業場	なし	資料編参照

表2-18 届出件数 (令和4年度)

法 令	設置 (うち新規事業場)	構造等変更	氏名等変更	廃止 (うち事業場廃止等)	承継	使用
水質汚濁防止法	18(3)	16	38	19(4)	1	0
秋田県公害防止条例	2(2)	0	6	2(2)	0	—

表2-19 指定汚水排出施設届出状況(秋田県公害防止条例に基づく届出) (令和5年3月31日現在)

施行令の 号 番 号	業 種 又 は 施 設 名	総 数	割合 (%)
1(1)	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(牛房施設)	14(0)	6.0
1(2)	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(鶏房施設)	9(0)	3.9
1(3)	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(豚房施設)	0(0)	0.0
2(1)	自動車特定整備事業	183(0)	78.5
2(2)	ガソリンスタンド営業	19(0)	8.2
2(3)	鉄道業	0(0)	0.0
3	病院	8(0)	3.4
計 (工場・事業場数)		233(0)	100

- 備考：1 () 内の数字は、一つの工場で二種類以上の業種・施設がある工場のもので、代表する業種・施設で示した工場・事業場数である。
- 2 秋田県公害防止条例の指定汚水排出施設に該当する施設は、水質汚濁防止法に規定する特定施設以外の施設である。

表 2-20 特定施設届出状況（水質汚濁防止法に基づく届出）（令和 5 年 3 月 31 日現在）

施行令の 号 番 号	施 設 名	排水量	排水量	総 数
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0 (0)	19 (1)	19 (1)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0 (0)	2 (0)	2 (0)
5	みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ又は食酢等の製造業の用に供する施設	0 (0)	6 (0)	6 (0)
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	1 (1)	0 (0)	1 (1)
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1 (0)	0 (0)	1 (0)
10	飲料製造業の用に供する施設	0 (0)	4 (0)	4 (0)
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	1 (0)	1 (0)	2 (0)
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0 (0)	4 (0)	4 (0)
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1 (0)	1 (0)	2 (0)
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	2 (0)	2 (0)	4 (0)
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1 (1)	0 (0)	1 (1)
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0 (0)	8 (1)	8 (1)
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2 (1)	0 (0)	2 (1)
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2 (1)	0 (0)	2 (1)
47	医薬品製造業の用に供する施設	1 (0)	0 (0)	1 (0)
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1 (1)	1 (1)	2 (2)
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0 (0)	1 (1)	1 (1)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0 (0)	9 (0)	9 (0)
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
61	鉄鋼業の用に供する施設	1 (0)	0 (0)	1 (0)
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1 (1)	0 (0)	1 (1)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	0 (0)	1 (0)	1 (0)
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0 (0)	3 (0)	3 (0)
64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道	3 (1)	0 (0)	3 (1)
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3 (3)	3 (1)	6 (4)
66	電気めっき施設	1 (1)	1 (1)	2 (2)
66 の 3	旅館業の用に供する施設	7 (4)	22 (2)	29 (6)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する施設	1 (0)	0 (0)	1 (0)
66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設	0 (0)	2 (1)	2 (1)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	4 (0)	45 (0)	49 (0)
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0 (0)	14 (0)	14 (0)
68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置される施設	2 (2)	2 (1)	4 (3)
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	1 (1)	0 (0)	1 (1)
69 の 2	中央卸売市場に設置される施設	1 (0)	0 (0)	1 (0)
70 の 2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0 (0)	7 (1)	8 (7)
71	自動式車両洗浄施設	1 (0)	99 (2)	100 (2)
71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設	1 (0)	12 (2)	13 (2)
71 の 3	一般廃棄物処理施設	1 (1)	0 (0)	1 (1)
71 の 4	産業廃棄物処理施設	0 (0)	2 (0)	2 (0)
72	し尿処理施設	24 (0)	4 (0)	28 (0)
73	下水道終末処理施設	3 (0)	0 (0)	3 (0)
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
—	法第 5 条 3 項の有害物質使用特定施設			8 —
計	工場・事業場数	68 (19)	279 (15)	355 (34)

備考：一つの工場で二種類以上の施設がある工場は、代表する施設で示し、() 内の数字は、一つの工場で二種類以上の施設がある工場・事業場数である。

2 検査、指導

令和4年度は、水質汚濁防止法に基づき55の工場等に対して延べ76回の立入検査を行いました。

その結果、排水基準に係る立入検査では2件の不適合事例があり、事業場に対し、文書により排水処理施設の改善や維持管理体制の強化などの指導を行いました。

表2-21 水質汚濁防止法対象工場等に対する立入検査実施状況（令和4年度）

区分	50m ³ ／日以上 of 事業場		50m ³ ／日未満 of 事業場		合計
	一般項目関係	有害物質関係	一般項目関係	有害物質関係	
延べ立入件数	42 (6)	27 (2)	0	7	76 (8)
立入事業場数	32 (3)	17 (1)	0	6	55 (4)

〔 () 内は早朝夜間の立入件数・事業場数 〕

表2-22 水質汚濁防止法 業種・施設別不適合状況（令和4年度）

対象となる特定施設	不適合件数	不適合項目
電気めっき施設	1	ふっ素及びその化合物
し尿処理施設	1	大腸菌群数
合計	2	

3 その他の取組

(1) 大規模工場排水の常時監視

市内の大規模な7つの工場と締結している公害防止協定に基づき、自主検査結果の報告を受け状況を確認するとともに、テレメータシステムを用いて排出水の常時監視（4工場）を行っています。

（公害防止協定については、資料編4を参照）

（テレメータシステムについては、第1章大気汚染 図1-2を参照）

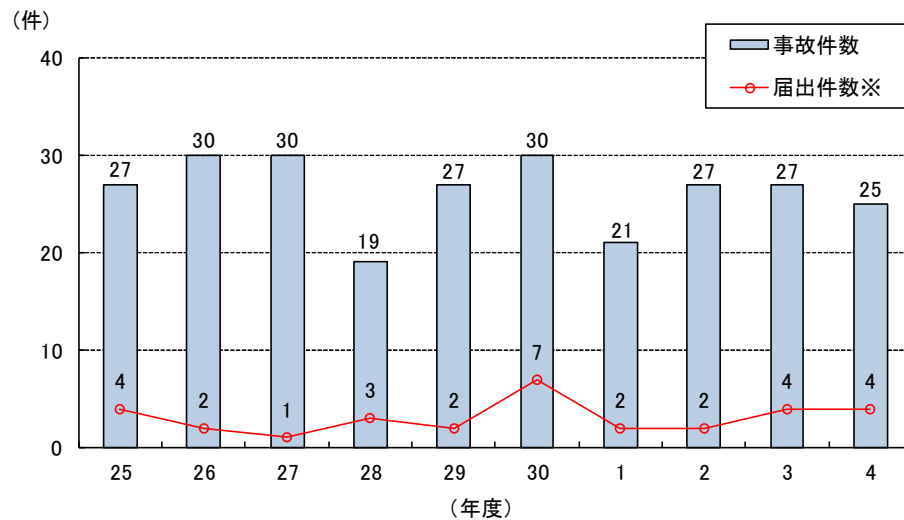
(2) 環境保全協定に関する取組

市内の7つのゴルフ場と締結している環境保全協定に基づき、農薬の使用状況の報告を受け状況を確認しています。

（環境保全協定については、資料編を参照）

4 水質汚濁事故

令和4年度の水質汚濁事故は25件ありましたが、関係機関と連携して、発生源の特定、発生源者や管理者等に対する応急措置の指示のほか、オイルフェンスの設置および油の回収等を実施し、水質汚濁の拡大防止に努めました。



※水質汚濁防止法に基づく事故の届出(届出対象事業場)

図 2-5 水質汚濁事故の発生状況の推移

表 2-23 水質汚濁事故原因者の内訳

事故原因 \ 年度	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
事業者	6	5	10	8	7	8	6	7	8	9
個人	7	14	12	7	16	10	6	11	12	11
自然由来	1	3	3	2	1	2	1	1	2	1
その他	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0
不明	12	6	4	2	3	9	8	8	5	4
計	27	30	30	19	27	30	21	27	27	25

第7節 土壌汚染対策

1 届出状況

「土壌汚染対策法」ではいくつかの契機に土壌の汚染を調査することとされています。市長は調査結果による汚染の状況に応じて、「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定します。

土壌の汚染状況の調査等に係る法の規定内容を表2-24に示します。

令和4年度は、第3条第1項のただし書きの確認申請が3件、第3条第8項の調査命令に係る報告が1件提出されました。なお、当該調査結果から、土地の特定有害物質による汚染は確認されませんでした。また、第14条第1項の指定の申請が1件提出されました。

表2-24 土壌の汚染状況の調査

規 定 条 文	規 定 内 容
第3条第1項※1	有害物質使用特定施設廃止時調査
ただし書	土地の利用方法から人の健康に係る被害が生ずるおそれがない場合について、調査時期を延期することができる「ただし書の確認申請」
第3条第8項※1	【ただし書の確認に係る土地の形質変更時】調査命令
第4条第2項※1	【3000㎡以上の土地の形質の変更時※2】特定有害物質による汚染状況調査
第4条第3項※1	【3000㎡以上の土地の形質の変更時※2】調査命令
第5条※1	調査命令
第14条第1項	事業者が土壌汚染状況調査の適用を受けない土地について実施した、申請に係る調査の結果に応じた指定区域の申請

※1 土壌汚染対策法における調査の契機として「土壌汚染状況調査」と規定されています。

※2 現に水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設等が設置されている工場・事業場又は使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場は、900㎡以上

2 指定区域

令和4年度は形質変更時要届出区域の指定が1件ありました。令和4年度末における「形質変更時要届出区域」の指定は10件です。なお、本市に「要措置区域」の指定はありません。

（指定区域の詳細は資料編を参照）

また、土壌汚染の対策として、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場からの有害物質を含む水の適切な管理・処理を指導しています。

要措置区域

その土地が有害物質によって汚染されており、土壌の汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域のこと。

形質変更時要届出区域

その土地が有害物質によって汚染されているが、人の健康に係る被害が生じるおそれがないため当該汚染の除去等の措置は求められないが、汚染の拡散を防止するため土地の形質を変更するときに届出をしなければならない区域のこと。

第3章 騒音・振動

第1節 騒音・振動調査の概要

第2節 道路交通騒音調査

第3節 一般環境騒音調査

第4節 道路交通振動調査

第5節 騒音・振動防止対策

- 1 規制、届出
- 2 検査、指導
- 3 その他の取組

第3章 騒音・振動

第1節 騒音・振動調査の概要

秋田市では、市内における騒音や振動の状況を把握するため、各種調査を実施しており、令和4年度に行った調査の概要は表3-1、調査地点は図3-1のとおりです。

表3-1 騒音・振動調査の概要（令和4年度）

調 査		調査地点数
道路交通騒音調査	点的評価	15 地点、24 時間連続、1 日
	面的評価	17 路線、4,466 戸、評価区間延長 49.2 km
一般環境騒音調査		5 地点、24 時間連続、1 日
道路交通振動調査		10 地点、時間帯毎 1 回、1 日

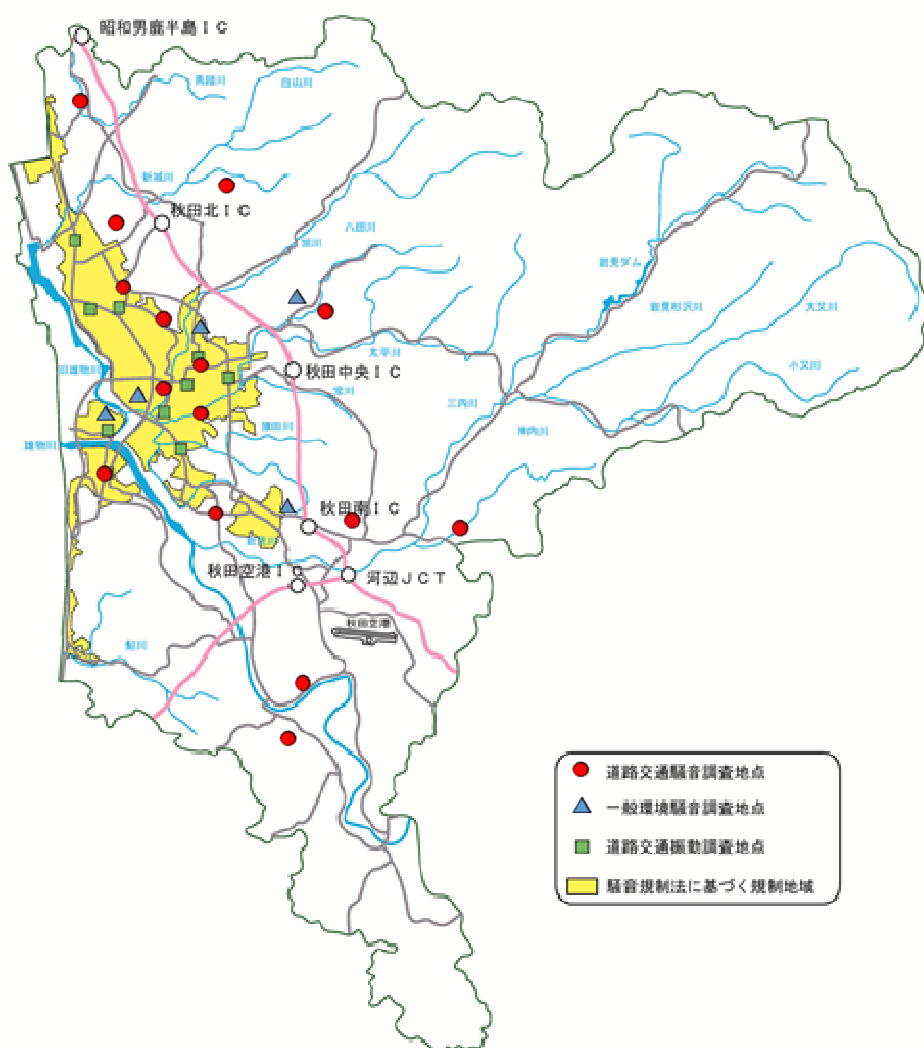


図3-1 騒音・振動状況調査地点図（令和4年度）

第2節 道路交通騒音調査

市内主要幹線道路沿線における騒音の実態とその推移を把握するために、市内主要幹線道路沿いの15地点で調査を行いました。

その結果は表3-2のとおりであり、昼の時間区分で環境基準を達成したのは13地点、夜の時間区分で達成したのは13地点、昼夜の両時間区分で達成したのは13地点でした（図3-2）。

上記結果をもとに、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値とを比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を実施しました。4,466戸について評価した結果は、表3-3に示すとおり、昼の時間区分で環境基準を達成したのは4,432戸で、夜の時間区分で環境基準を達成したのは4,436戸となりました。

表3-2 道路交通騒音調査結果（点的評価）（令和4年度）

No.	調査地点	用途 地域	類型	測定 年月日	道路名	車 線 数	Leq (dB)		環境基準			
							昼	夜	基準値		判定	
							間	間	昼	夜	昼	夜
1	下新城中野字琵琶沼343地内	準工	C	4月5日	一般国道7号	4	69	64	70	65	○	○
2	河辺神内字太田面地内	—	B	4月11日	一般国道13号	2	71	67			×	×
3	雄和相川字高野地内	—	B	4月19日	秋田雄和本荘線	2	65	54			○	○
4	大町三丁目3-4	商業	C	4月27日	秋田停車場線	8	66	58			○	○
5	檜山登町5-36	近商	C	10月5日	秋田岩見船岡線	4	66	59			○	○
6	広面字谷地沖33-1	二住	B	4月27日	秋田昭和線	4	69	63			○	○
7	上新城道川字家ノ下56-1	—	B	4月19日	秋田昭和線	2	66	56			○	○
8	雄和妙法字糠塚43-8	—	B	4月19日	秋田空港線	2	64	52			○	○
9	新屋表町11-2	商業	C	4月11日	秋田天王線	2	66	58			○	○
10	旭北錦町3-39-1	近商	C	10月5日	秋田天王線	4	69	63			○	○
11	八橋鯨沼町9-46	準工	C	4月27日	秋田天王線	4	72	67			×	×
12	御野場五丁目18地内	一低	A	4月11日	秋田御所野雄和線	2	67	60			○	○
13	河辺北野田高屋字上前田表45-1	二住	B	4月11日	秋田北野田線	2	61	53			○	○
14	外旭川字野村5-1	準工	C	4月27日	秋田北インター線	4	68	62			○	○
15	飯島飯田一丁目8地内	一低	A	4月19日	上新城土崎港線	2	64	54			○	○

（判定） ○：達成 ×：未達成

備考：1 環境基準が当てはめられていない地域については、環境基準が当てはめられているものと見なして比較判定を行う。

2 昼間、夜間の範囲

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

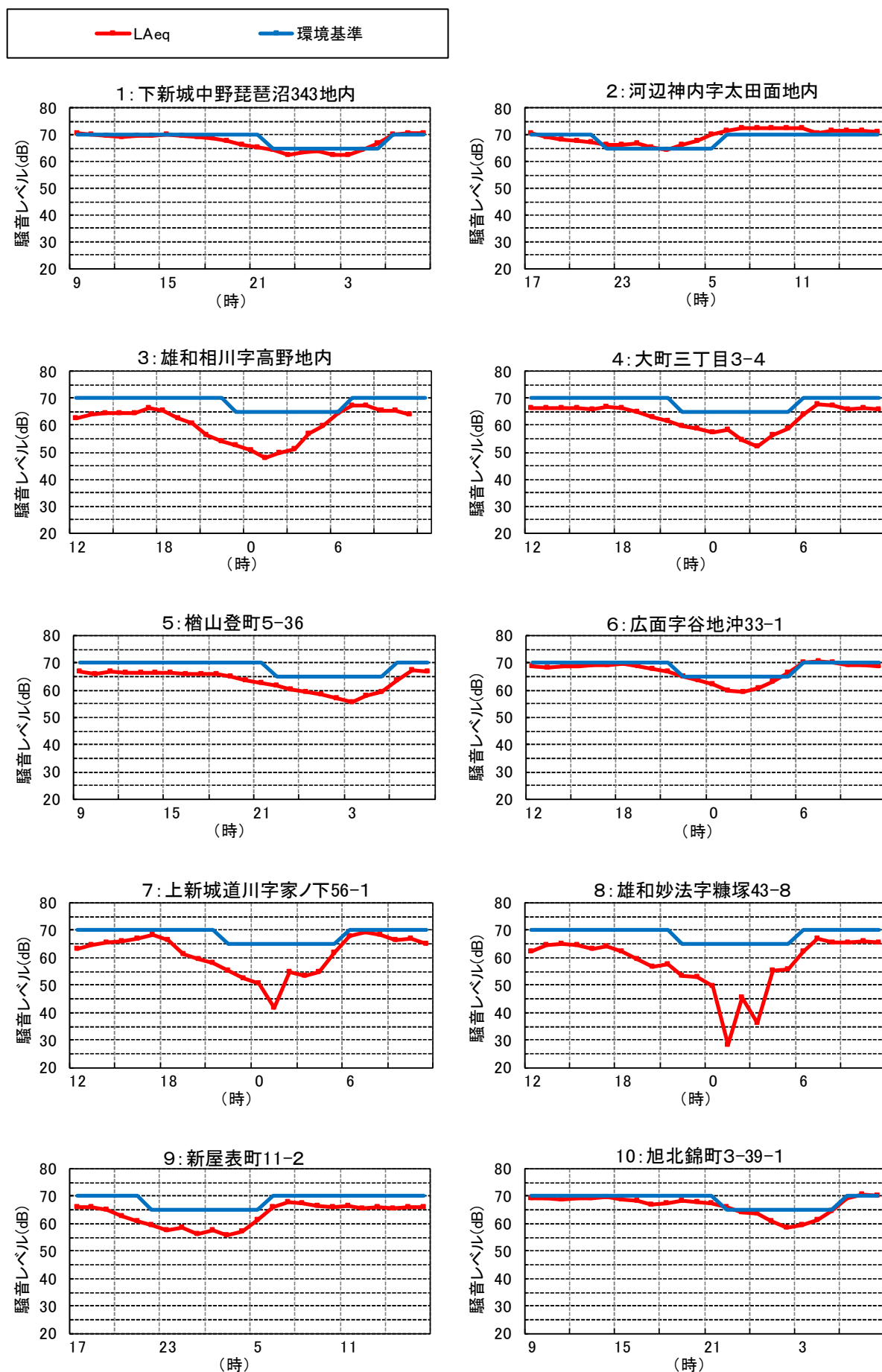


図 3 - 2 道路交通騒音の 24 時間推移(1) (令和 4 年度)

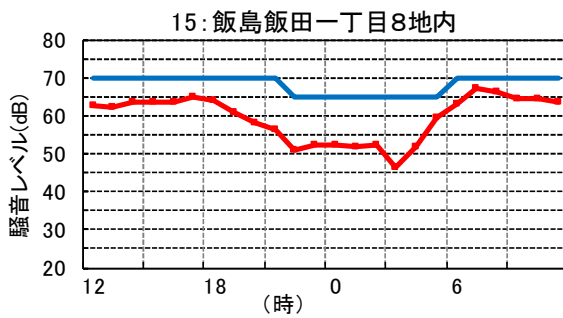
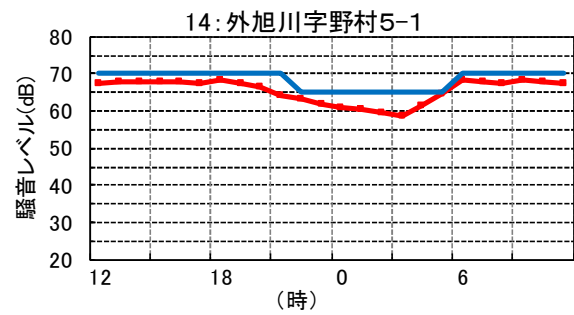
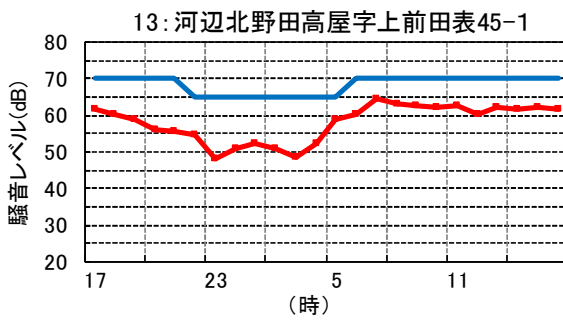
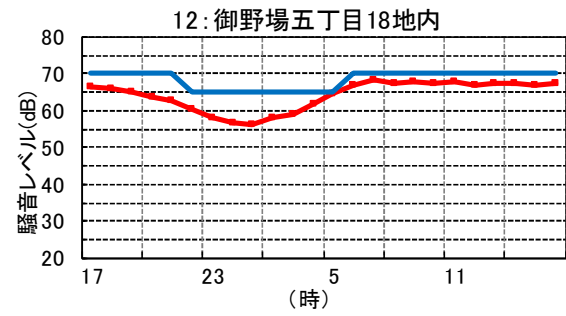
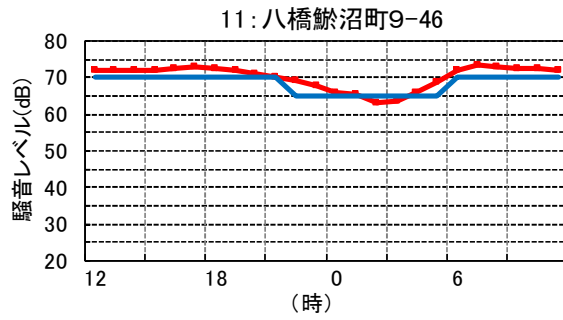


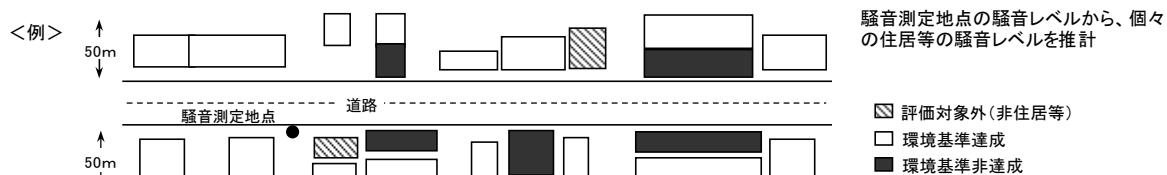
図3-2 道路交通騒音の24時間推移(2) (令和4年度)

表 3-3 道路交通騒音調査結果（面的評価）（令和4年度）

No.	路線名	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価 区間 延長	評価 対象 戸数	環境基準達成状況			
				km	戸	昼間	達成率	夜間	達成率
						戸	%	戸	%
1	一般国道7号	土崎港北七丁目2	下新城中野	4.8	410	403	98.3	403	98.3
2	一般国道13号	河辺神内	河辺神内	1.0	15	15	100.0	13	86.7
3	秋田雄和本荘線	雄和相川	雄和女米木	4.5	7	7	100.0	7	100.0
4	秋田停車場線	中通二丁目3	山王二丁目4	1.6	488	487	99.8	487	99.8
5	秋田岩見船岡線	卸町二丁目1	中通一丁目2	1.9	586	586	100.0	586	100.0
6	秋田昭和線	広面	広面	1.5	305	305	100.0	305	100.0
7	秋田昭和線	添川	金足片田	9.5	53	53	100.0	53	100.0
8	秋田空港線	雄和平尾島	雄和妙法	3.7	34	34	100.0	34	100.0
9	秋田天王線	浜田	茨島五丁目6	5.3	587	586	99.8	587	100.0
10	秋田天王線	茨島一丁目5	旭北錦町1	1.9	353	353	100.0	353	100.0
11	秋田天王線	旭北錦町1	泉北一丁目6	2.2	202	190	94.1	190	94.1
12	秋田御所野雄和線	仁井田新田二丁目16	四ツ小屋	2.6	281	269	95.7	273	97.2
13	秋田北野田線	河辺北野田高屋	河辺戸島	1.7	37	37	100.0	37	100.0
14	秋田北インター線	外旭川	外旭川	0.8	224	224	100.0	224	100.0
15	上新城土崎港線	上新城中	土崎港北七丁目2	5.1	608	607	99.8	608	100.0
16	秋田停車場線	中通七丁目1	中通二丁目3	0.3	166	166	100.0	166	100.0
17	秋田天王線	泉北一丁目6	寺内	0.8	110	110	100.0	110	100.0
計				49.2	4,466	4,432	99.2	4,436	99.3

面的評価

道路に面する地域に係る騒音の環境基準について、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準とを比較して、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法をいいます。表3-3は、表3-2の点的評価の調査結果を基にして評価したものになります。



第3節 一般環境騒音調査

市内の一般環境における騒音の実態とその推移を把握するため、市内5地点で調査を行いました。その結果は表3-4のとおりであり、昼および夜の時間区分においていずれも環境基準を達成しました（図3-3）。

表 3-4 一般環境騒音調査結果（令和4年度）

No.	調査地点	用途 地域	類型	測定 年月日	Leq (dB)		環境基準			
					昼間	夜間	基準値		判定	
							昼	夜	昼	夜
1	新屋朝日町15地内	一中	A	4月5日	42	41	55	45	○	○
2	泉中央五丁目周辺	二中	A	4月5日	47	38	55	45	○	○
3	川尻総社町14-6	一住	B	4月5日	45	40	55	45	○	○
4	手形山崎町10地内	近商	C	4月5日	41	36	55	45	○	○
5	御所野元町三丁目13番街区	一低	A	4月5日	43	38	55	45	○	○

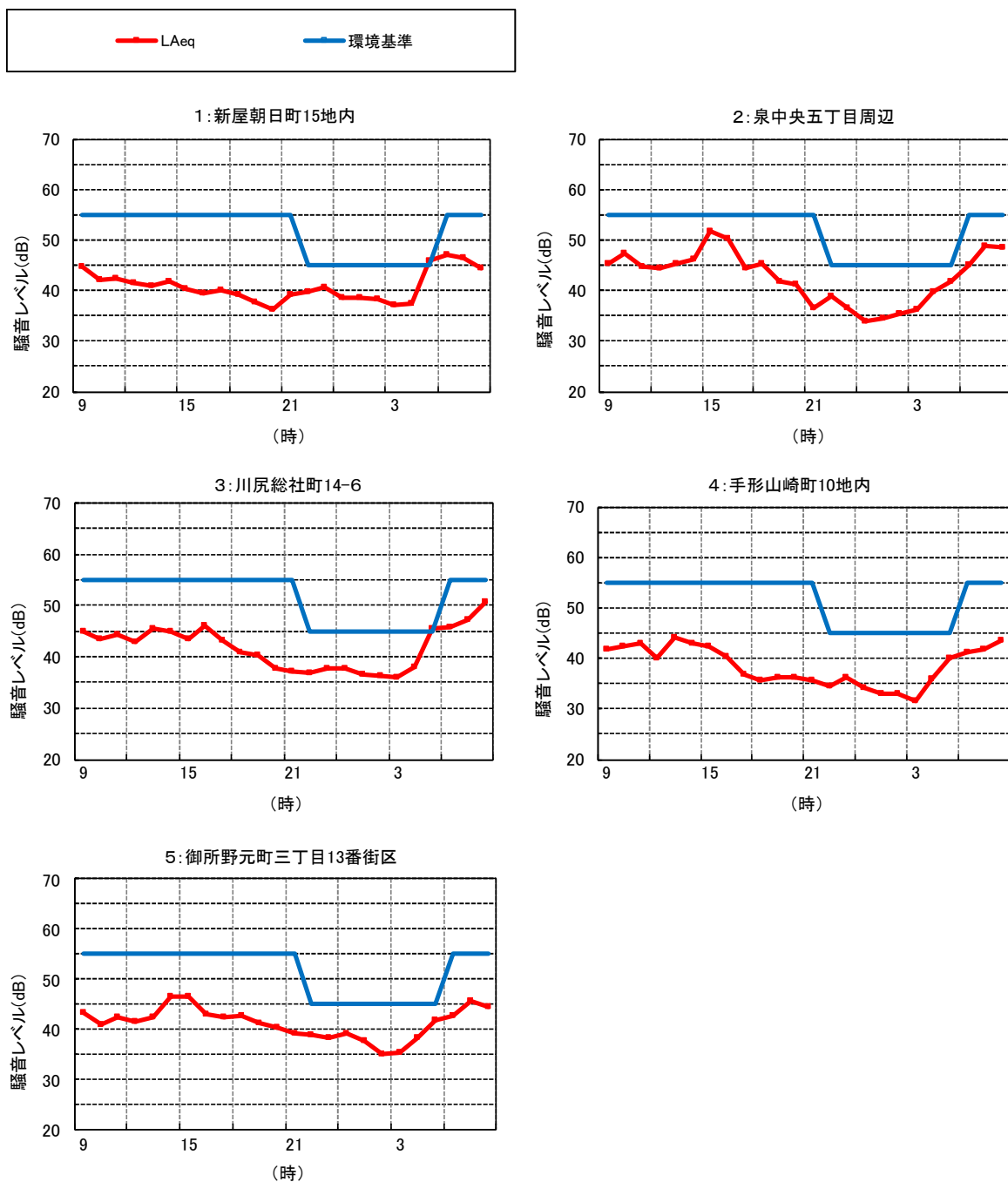


図3-3 一般環境騒音の24時間推移 (令和4年度)

第4節 道路交通振動調査

市内の道路交通振動の実態とその推移を把握するため、市内主要幹線道路沿いの10地点で調査を行いました。その結果は表3-5のとおりであり、全調査地点、全時間帯において要請限度を下回っていました。

表3-5 道路交通振動調査結果 (令和4年度)

No.	用途 地域	調査地点 道 路 名	測定日	時 間 区 分	振 動 測定値 L10	要 請 限 度	評 価	交通量(台/10分)		
								大型	小型	合計
1	商業	新屋町7番44号 秋田天王線	10月13日	夜①	40.9	65	○	6	80	86
				夜②	45.4		○	11	100	111
				昼①	41.9	70	○	8	98	106
				昼②	44.1		○	13	90	103
				昼③	43.7	65	○	8	110	118
				昼④	41.5		○	7	136	143
				夜③	36.4	65	○	1	66	67
				夜④	33.9		○	1	34	35
				夜①	48.4	60	○	4	57	61
				夜②	49.0		○	5	95	100
2	一住	新屋町10番5号 市道豊町日吉町線	10月13日	昼①	44.2	65	○	6	80	86
				昼②	48.8		○	8	108	116
				昼③	51.3	60	○	13	92	105
				昼④	47.7		○	6	114	120
				夜③	44.5	60	○	2	71	73
				夜④	40.8		○	1	60	61
				夜①	42.9	65	○	5	47	52
				夜②	47.2		○	9	184	193
				昼①	53.3	70	○	25	213	238
				昼②	55.2		○	30	217	247
3	準工	外旭川字野村10番地1 秋田北インター線	9月12日	昼③	50.7	65	○	17	223	240
				昼④	50.5		○	21	188	209
				夜③	46.3	65	○	6	168	174
				夜④	45.0		○	3	84	87
				夜①	29.8	65	○	6	45	51
				夜②	39.7		○	27	223	250
				昼①	39.1	70	○	30	214	244
				昼②	38.2		○	30	211	241
				昼③	38.3	65	○	18	217	235
				昼④	35.7		○	12	242	254
4	近商	土崎港南三丁目12番35号 秋田天王線	9月12日	夜③	28.5	65	○	3	136	139
				夜④	28.0		○	1	86	87
				夜①	50.5	65	○	20	210	230
				夜②	45.6		○	26	295	321
				昼①	48.6	70	○	30	266	296
				昼②	48.0		○	37	247	284
				昼③	48.9	65	○	28	231	259
				昼④	45.4		○	26	219	245
				夜③	37.6	65	○	2	116	118
				夜④	39.9		○	5	88	93
5	近商	土崎港北七丁目2番20号 国道7号線	9月12日	夜①	50.1	65	○	32	104	136
				夜②	45.2		○	44	359	403
				昼①	48.2	70	○	58	323	381
				昼②	51.0		○	65	353	418
				昼③	46.3	65	○	47	317	364
				昼④	48.1		○	37	325	362
				夜③	37.7	65	○	10	242	252
				夜④	40.7		○	8	139	147
				夜①	35.3	65	○	1	60	61
				夜②	41.4		○	7	246	253
6	工業	榎山川口境1番1号 秋田岩見船岡線	10月6日	昼①	42.4	70	○	19	189	208
				昼②	42.3		○	14	217	231
				昼③	38.4	65	○	10	225	235
				昼④	39.1		○	5	238	243
				夜③	35.5	65	○	1	101	102
				夜④	36.2		○	1	79	80
				夜①	41.8	65	○	4	27	31
				夜②	42.9		○	6	93	99
				昼①	41.3	70	○	6	143	149
				昼②	43.7		○	11	148	159
7	商業	中通六丁目3番20号 市道中通本線	10月6日	昼③	41.1	65	○	3	178	181
				昼④	43.8		○	8	156	164
				夜③	40.7	65	○	1	98	99
				夜④	38.1		○	0	76	76
				夜①	41.6	60	○	3	64	67
				夜②	46.7		○	8	114	122
				昼①	47.6	65	○	15	119	134
				昼②	44.8		○	6	103	109
				昼③	44.9	60	○	6	105	111
				昼④	46.1		○	7	117	124
8	一中高	手形学園町1番1号 秋田八郎潟線	10月18日	夜③	42.8	60	○	0	72	72
				夜④	41.3		○	0	61	61
				夜①	37.1	60	○	10	76	86
				夜②	39.5		○	19	211	230
				昼①	38.5	65	○	19	271	290
				昼②	41.5		○	25	288	313
				昼③	36.6	60	○	13	240	253
				昼④	39.6		○	21	284	305
				夜③	34.3	60	○	3	194	197
				夜④	31.9		○	0	136	136
9	二住	広面字樋ノ沖76番地1 秋田昭和線	10月18日	夜①	37.1	60	○	10	76	86
				夜②	39.5		○	19	211	230
				昼①	38.5	65	○	19	271	290
				昼②	41.5		○	25	288	313
				昼③	36.6	60	○	13	240	253
				昼④	39.6		○	21	284	305
				夜③	34.3	60	○	3	194	197
				夜④	31.9		○	0	136	136

注1) 時間区分 昼：午前8時～午後7時、夜：午後7時～翌日の午前8時
 注2) 評価とは L10と要請限度との比較で、○は達成、×は未達成を示す。

第5節 騒音・振動防止対策

1 規制、届出

秋田市域では、表3－6および表3－7に示す法令等に基づき、騒音や振動を防止するための規制が行われています。それぞれの届出状況は表3－8から表3－10のとおりです。

表3－6 秋田市における騒音に関する規制

関係法令等	規制の内容	届 出	規制基準
騒音規制法	騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域を市長が指定することとなっています。 本市では、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けた地域のうち工業専用地域と臨港地区を除く地域を指定地域としています。 また、この指定地域内における工場、事業場の事業活動と特定建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音の規制をしています。	要（特定工場） 要（特定建設作業）	資料編参照
秋田県公害防止条例	深夜営業騒音および拡声機使用等についての制限を定めています。（秋田市が秋田県から権限移譲を受けて実施）	不要	資料編参照
秋田市公害防止条例	騒音規制法で定める指定地域内において、同法で対象とならない工場、事業場と指定建設作業を対象に規制基準を定め、発生する騒音を規制しています。	不要	資料編参照

表3－7 秋田市における振動に関する規制

関係法令等	規制の内容	届 出	規制基準
振動規制法	振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域を市長が指定することとなっています。 本市では、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けた地域のうち工業専用地域と臨港地区を除く地域を指定地域としています。 また、この指定地域内における工場、事業場の事業活動と特定建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる振動の規制をしています。	要（特定工場） 要（特定建設作業）	資料編参照
秋田市公害防止条例	振動規制法で定める指定地域内において、同法で対象とならない工場、事業場と指定建設作業を対象に規制基準を定め、発生する振動を規制しています。	不要	資料編参照

表 3-8 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況 (令和5年3月31日現在)

特定施設	区 域				合計
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
1. 金属加工機械			21	52	73
イ 圧延機械				1	1
ロ 製管機械					
ハ ベンディングマシン				2	2
ニ 液圧プレス			5	18	23
ホ 機械プレス			7	30	37
ヘ せん断機			6	1	7
ト 鍛造機			2		2
チ ワイヤフォーミングマシン					
リ プラスト					
ヌ タンブラー					
ル 切断機			1		1
2. 空気圧縮機及び送風機	17	149	538	250	954
空気圧縮機	7	7	122	42	178
送風機	10	142	416	208	776
3. 土石用又は鉱物用の			2		2
破碎機			2		2
摩砕機					
ふるい					
分級機					
4. 織 機					
5. 建設用資材製造機械		1	1	3	5
イ コンクリートプラント		1	1	3	5
ロ アスファルトプラント					
6. 穀物用製粉機					
7. 木材加工機械		3	2	9	14
イ ドラムパーカー					
ロ チッパー		1		2	3
ハ 碎木機					
ニ 帯のこ盤		1	1	7	9
ホ 丸のこ盤					
ヘ かんな盤		1	1		2
8. 抄 紙 機					
9. 印 刷 機 械	10	12	50	19	91
10. 合成樹脂用射出成形機		6		11	17
11. 鋳 型 造 型 機					
施 設 数	27	171	614	344	1156
(工場・事業場数)	(5)	(23)	(126)	(20)	(174)

※特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法に定めるものをいう。

※区域の区分は、第1種区域は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域は、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域は、工業地域

表 3-9 振動規制法に基づく特定施設の届出状況 (令和5年3月31日現在)

特定施設 \ 区 域	第 1 種区域	第 2 種区域	合 計
1. 金属加工機械		106	106
イ 液圧プレス		23	23
ロ 機械プレス		70	70
ハ セン断機		11	11
ニ 鍛造機		2	2
ホ ワイヤーフォーミングマシン			
2. 圧 縮 機	11	172	183
3. 土石用又は鉱物用の		2	2
破砕機		2	2
摩砕機			
ふるい			
分級機			
4. 織 機			
5. コンクリートブロックマシン等			
コンクリートブロックマシン			
コンクリート管製造機械			
コンクリート柱製造機械			
6. 木工加工機械			
イ ドラムパーカー			
ロ チッパー			
7. 印 刷 機 械	10	44	54
8. ゴム練用又は合成樹脂用のロール機			
9. 合成樹脂用射出成形機		17	17
10. 鋳 型 造 型 機			
施 設 数	21	341	362
(工場・事業場数)	(7)	(80)	(87)

※特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、振動規制法に定めるものをいう。

※区域の区分は、第1種区域は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-10 特定建設作業の届出状況（令和 4 年度）

種 類	騒 音									振 動				
項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	小計	1	2	3	4	小計
H30	1	0	11	2	0	1	0	0	15	1	0	0	9	10
R 1	3	0	16	1	0	0	0	0	20	3	0	0	11	14
2	4	0	24	1	0	0	0	0	29	4	0	0	14	18
3	5	0	19	1	0	0	0	0	25	5	0	1	11	17
4	1	0	11	1	0	0	0	0	13	1	0	0	5	6

※特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、騒音規制法および振動規制法に定めるものをいう。
※項目の番号は、下記の作業を示す。

騒 音	振 動
1：くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	1：くい打機、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業
2：びょう打機を使用する作業	
3：さく岩機を使用する作業	2：鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業
4：空気圧縮機を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く）	
5：コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	3：舗装版破砕機を使用する作業
6：バックホウを使用する作業	
7：トラクターショベルを使用する作業	4：ブレーカーを使用する作業
8：ブルドーザーを使用する作業	

2 検査、指導

令和 4 年度に行った指導等は、表 3-11 のとおりです。

表 3-11 騒音、振動に係る立入検査および指導状況（令和 4 年度）

区 分	概 要
施設設置に係る届出審査	騒音関係：5 事業場 21 施設に係る 5 件の届出を受理し審査を行いました。 振動関係：4 事業場 18 施設に係る 4 件の届出を受理し審査を行いました。
建設作業関係に係る 届出審査	騒音関係：13 件の届出を受理し審査を行いました。 振動関係：6 件の届出を受理し審査を行いました。
公害苦情発生源調査・指導	騒音関係：5 工場・事業場および 10 建設作業に対して立入調査・指導を 行いました。 振動関係：2 建設作業に対して立入調査・指導を行いました。

3 その他の取組

団地造成等の開発行為をはじめ、工場の新増設や新たな施設の設置、大規模な小売店舗の新増設などに伴う騒音・振動公害を未然に防止するため、庁内関係部課と連携し、事業者との事前協議や情報提供等を通じて、自主的な環境への配慮を行うよう指導しています。指導状況は表 3-12 のとおりです。

表 3-12 指導状況（令和 4 年度）

区 分	件 数
開 発 行 為	5
大規模小売店舗	0

第4章 悪 臭

第1節 悪臭調査の概要

第2節 悪臭防止対策

第4章 悪臭

第1節 悪臭調査の概要

秋田市では、市内で悪臭の状況等を把握する必要がある場合、次の二つの方法で調査を行います。

表4-1 悪臭調査の概要

調 査	根拠法令等	調査方法等
特定悪臭物質濃度調査	悪臭防止法	悪臭発生源に係る物質濃度規制基準の遵守状況の把握
臭気指数調査	秋田市公害防止条例	嗅覚測定法による悪臭実態把握のための補完的な調査

【参考】悪臭防止法に基づき「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として次の22物質が政令で定められています。

表4-2 特定悪臭物質一覧

物 質 名	化 学 式	に お い
アンモニア	NH_3	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	CH_3SH	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	H_2S	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	CH_3SCH_3	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	CH_3CHO	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレールアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレールアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOCH}_2\text{CH}_3$	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリンのようなにおい
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのようなにおい
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい

第2節 悪臭防止対策

秋田市では、都市計画法に基づく市街化区域とその近隣地域を悪臭防止法に基づく指定地域に指定しています。

規制方法としては、物質濃度規制の手法を用いており、特定悪臭物質に指定されている 22 物質全てについて法令の規定上定めることのできる最も厳しい値を規制基準としています。

また、食品加工工場や飲食店等からの悪臭については原因物質が特定できず、物質濃度規制では十分な対応ができないため、平成 15 年 3 月に秋田市公害防止条例の一部を改正し、生活環境に著しい影響のある悪臭を発生する事業場等の悪臭対策として臭気指数による指導基準を追加しました。（施行は平成 15 年 10 月 1 日）

特定悪臭物質：アンモニア、メチルメルカプタン等政令で 22 物質を指定しています。

臭気強度：においの強さを表示するもので、6 段階臭気強度表示法による臭気強度が、悪臭防止法の規制の考え方の基本尺度に用いられています。

嗅覚測定法：人間の嗅覚を用いて、ある臭気の強さを数量的に把握しようとする方法です。

臭気濃度：においのある気体を臭気を感じられなくなるまで無臭の空気で希釈した場合の希釈倍率をいいます。

臭気指数：臭気濃度を対数で表示したものです。「臭気指数＝ $10 \times \log(\text{臭気濃度})$ 」

物質濃度規制：悪臭の原因となる特定の物質の排出濃度に着目した規制方法をいいます。

臭気指数規制：臭気指数を用いた規制方法をいいます。

1号規制基準：事業場の敷地境界線の地表における規制基準をいいます。

2号規制基準：気体排出口における規制基準をいいます。

3号規制基準：排水中における規制基準をいいます。

表４－３ 特定悪臭物質濃度（ppm）と臭気強度の関係

臭気強度 物 質 名	1	2	2.5	3	3.5	4	5	主な発生源
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10	畜産農業、複合肥料製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2	クラフトパルプ製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8	畜産農業、クラフトパルプ製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10	クラフトパルプ製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3	クラフトパルプ製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3	畜産農業、複合肥料製造業、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10	アセトアルデヒド製造工場、複合肥料製造工場等
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2	
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5	
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6	
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³	
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²	
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10	
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²	スチレン製造工場、化粧合板製造工場等
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10	
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10	（トルエンに同じ）
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造業、でんぷん工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04	
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3	

※二重枠内は、秋田市が設定している規制基準です。

表４－４ 秋田市公害防止条例における悪臭の指導内容

指導基準：臭気指数 21 以下（臭気強度 3.5 に相当）
 評価地点：敷地境界
 対象地域：市内全域
 対象業種：工場・事業場のうち、食料品製造工場、小売店、飲食店、娯楽場
 罰則等：なし

第5章 化学物質汚染

第1節 ダイオキシン類調査結果

- 1 大気
- 2 公共用水域の水質
- 3 公共用水域の底質
- 4 地下水水質
- 5 土壌

第2節 ダイオキシン類対策

- 1 規制、届出
- 2 検査、指導

第5章 化学物質汚染

第1節 ダイオキシン類調査結果

秋田市では、ダイオキシン類による汚染状況や環境基準の達成状況を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき大気や河川等の環境調査を行っています（図5-2）。令和4年度の調査結果は、表5-1のとおりであり、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

表5-1 ダイオキシン類常時監視調査結果（令和4年度）

調査対象	区 分	測 定 地点数	評価	測 定 結 果				環 境 基 準
				最低値	最高値	平均値	単 位	
大 気	一般環境	1	◎	0.0045	0.046	0.017	pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	発生源周辺	1	◎	0.0048	0.0073	0.0062		
水 質	河 川	2	◎	0.15	0.17	0.16	pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下
	海 域	1	◎	－	－	0.043		
底 質	河 川	2	◎	0.80	3.6	2.2	pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g 以下
	海 域	1	◎	－	－	0.27		
地下水質	－	1	◎	－	－	0.034	pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下
土 壌	一般環境	2	◎	0.0013	0.10	0.051	pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g 以下
	発生源周辺	2	◎	0.0012	1.8	0.90		
(評価) ◎ : (全測定地点) 環境基準達成 △ : (一部測定地点) 環境基準達成 × : (全測定地点) 環境基準値非達成								

備考：1 大気については年4回測定しており、全回数の最低値、最大値、平均値を示した。それ以外の水質、底質、地下水質、土壌については、年1回測定しており、全地点の最低値、最大値、平均値を示した。

2 土壌については、環境基準を達成した場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することと定められている。

【ダイオキシン類の測定結果について】

- ※ ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき定められ、平成12年1月15日から適用されています。
- ※ ダイオキシン類の測定値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性に換算された値を用いています。（下欄【TEQについて】参照）

【TEQについて（Toxicity Equivalency Quantity：毒性等量）】

ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれに異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性に換算して表わしていることを示す符号です。

ダイオキシン類の調査結果では、一般に実測した異性体の濃度に、2,3,7,8-TCDDの毒性を基準（1とする。）にした係数（1.0、0.5、0.1、0.05、0.01など）を乗じて、その合計値で表します。

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうちポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。ダイオキシン類のうち、PCDFには135種類、PCDDには75種類の異性体があり、Co-PCBは、209種類のPCB異性体のうち扁平構造をもつものである。

1 大気

令和4年度の大気汚染に係るダイオキシン類の調査結果は表5-2のとおりであり、いずれの地点でも環境基準を達成しました。また、大気中のダイオキシン類濃度の推移を図5-1に示します。

表5-2 大気中のダイオキシン類調査結果 (令和4年度)

No.	調 査 地 点				測 定 結 果 (pg-TEQ/m ³)				備考
	地点名	所在地	時期	採取日	PCDFs	PCDDs	Co-PCBs	ダイオキシン類	
1	将軍野局	土崎港北 二丁目 18番18号	春期	R4. 5. 9	0. 0069	0. 0028	0. 0012	0. 011	一般環境
			夏期	R4. 7. 19	0. 020	0. 026	0. 00098	0. 046	
			秋期	R4. 11. 14	0. 0019	0. 0024	0. 00020	0. 0045	
			冬期	R5. 1. 17	0. 0025	0. 0023	0. 00020	0. 0050	
			年平均値		0. 0078	0. 0084	0. 00065	0. 017	
2	御所野 小学校	御所野元町 五丁目 1番1号	春期	R4. 5. 9	0. 0034	0. 0026	0. 00057	0. 0065	発生源周辺
			夏期	R4. 7. 19	0. 0027	0. 0041	0. 00057	0. 0073	
			秋期	R4. 11. 14	0. 0023	0. 0024	0. 00020	0. 0048	
			冬期	R5. 1. 17	0. 0035	0. 0024	0. 00020	0. 0060	
			年平均値		0. 0030	0. 0029	0. 00039	0. 0062	
環境基準 0. 6pg-TEQ/m ³ 以下									

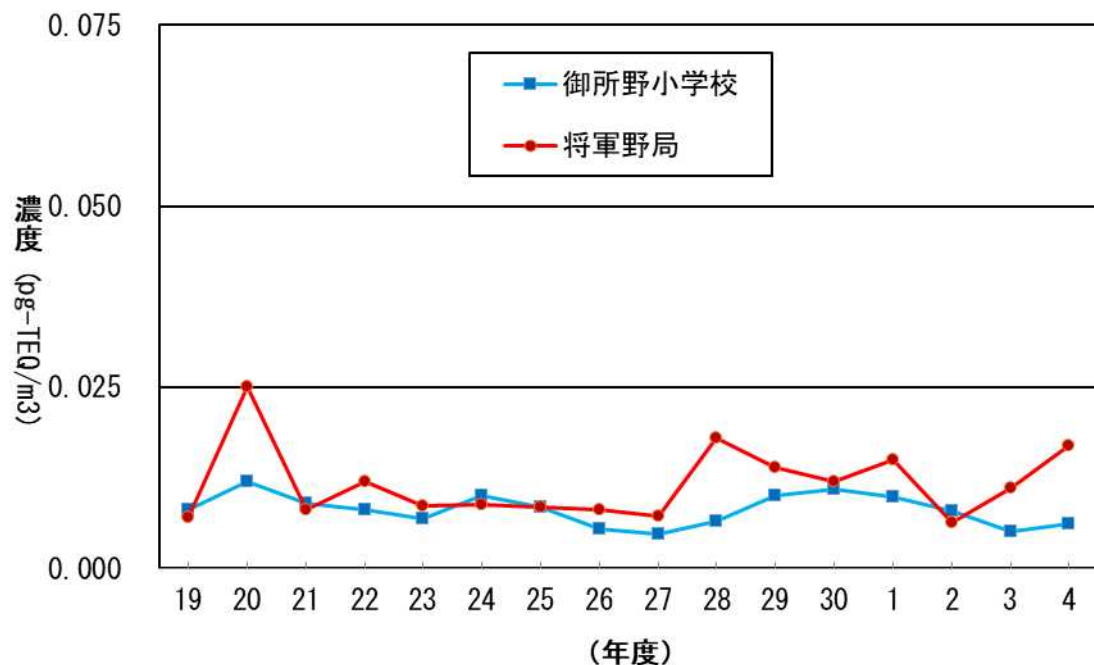


図5-1 大気中のダイオキシン類濃度の推移

2 公共用水域の水質

令和4年度に河川2地点、海域1地点で公共用水域の水質に係るダイオキシン類の調査を行った結果は表5-3のとおりであり、全ての地点で環境基準を達成しました。

表5-3 公共用水域の水質に係るダイオキシン類の調査結果（令和4年度）

No.	測定地点		採取日	評価	測定結果 (pg-TEQ/L)			
	水域名	地点名			PCDFs	PCDDs	Co-PCBs	ダイオキシン類
1	太平川下流	太平川橋	R4.9.6	◎	0.024	0.12	0.0046	0.15
2	神内川	宮崎橋	R4.9.6	◎	0.014	0.15	0.0014	0.17
3	海域	雄物川河口沖 4km	R4.9.26	◎	0.012	0.029	0.0024	0.043
(評価) ◎: 環境基準達成 ×: 環境基準非達成 環境基準 1pg-TEQ/L (水質の環境基準値は年間平均値)								

3 公共用水域の底質

令和4年度に河川2地点、海域1地点の底質に係るダイオキシン類の調査を行った結果は表5-4のとおりであり、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

表5-4 公共用水域の底質に係るダイオキシン類調査結果（令和4年度）

No.	測定地点		採取日	評価	測定結果 (pg-TEQ/g)			
	水域名	地点名			PCDFs	PCDDs	Co-PCBs	ダイオキシン類
1	太平川下流	太平川橋	R4.9.6	◎	0.48	3.0	0.088	3.6
2	神内川	宮崎橋	R4.9.6	◎	0.10	0.67	0.022	0.80
3	海域	雄物川河口沖 4km	R4.9.26	◎	0.041	0.23	0.0069	0.27
(評価) ◎: 環境基準達成 ×: 環境基準非達成 環境基準 150pg-TEQ/g								

4 地下水水質

令和4年度は、地下水の水質に係るダイオキシン類の調査を1地点で行った結果は表5-5のとおりであり、環境基準を達成しました。

表5-5 地下水に係るダイオキシン類の調査結果（令和4年度）

No.	測定地点		採取日	評価	測定結果 (pg-TEQ/L)			
	地点名	所在地			PCDFs	PCDDs	Co-PCBs	ダイオキシン類
1	寺内	寺内高野	R4.9.6	◎	0.0086	0.024	0.0014	0.034
(評価) ◎: 環境基準達成 ×: 環境基準非達成 環境基準 1pg-TEQ/L								

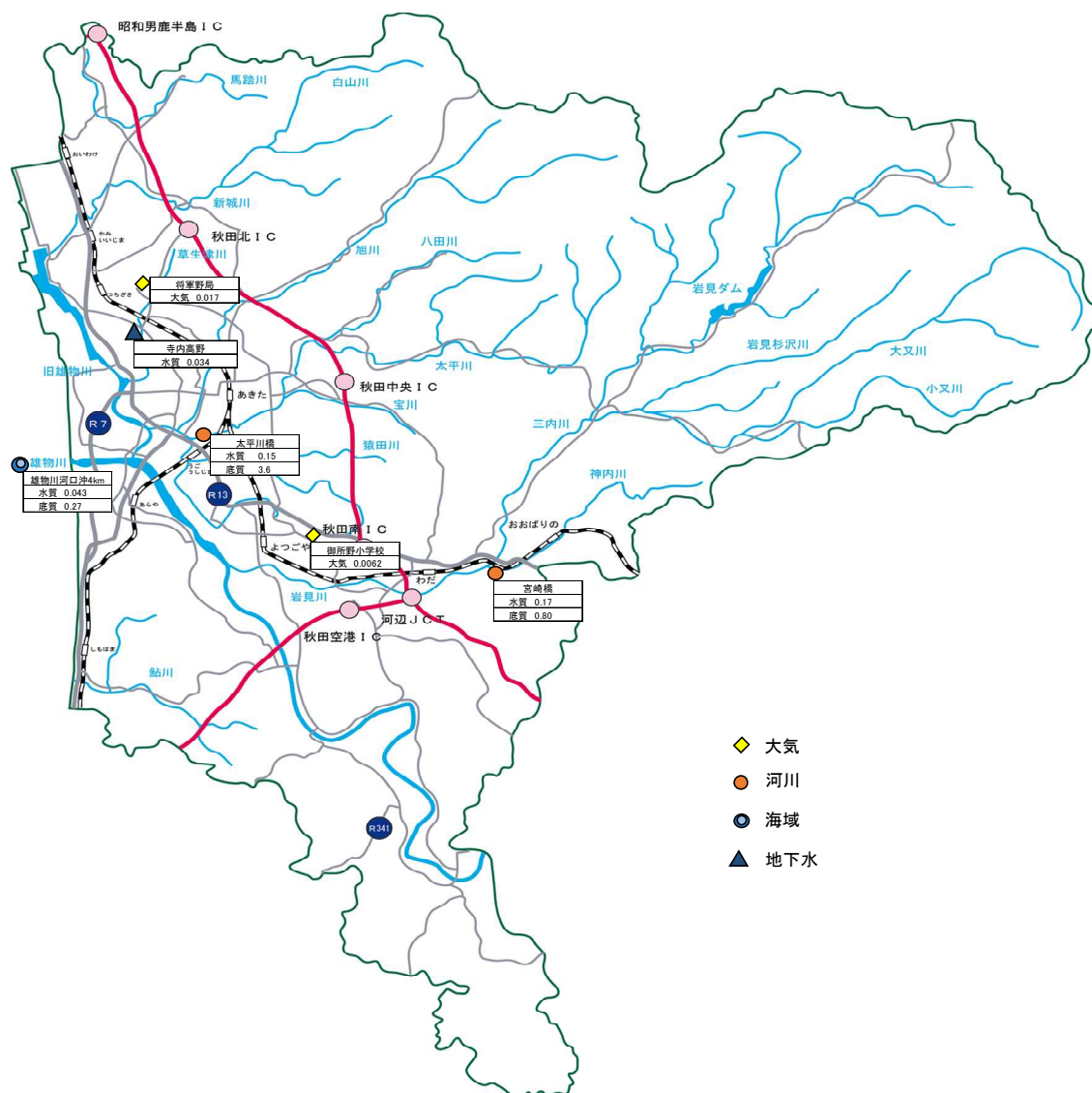


図 5-2 環境中のダイオキシン類測定地点図（大気・水質関係）（令和 4 年度）

5 土 壌

令和4年度は、土壌に係るダイオキシン類の調査を市内の公共用地を中心とした一般環境2地点、発生源周辺2地点（図5-3）で行いました。その結果は表5-6のとおりです。

全ての地点で環境基準を達成しており、土壌にのみ設定されている調査指標値（250pg-TEQ/g）も達成しました。

表5-6 土壌に係るダイオキシン類測定結果（令和4年度）

No.	測定地点		採取日	評価	測定結果（pg-TEQ/g）			
	地 点 名	所 在 地			PCDFs	PCDDs	Co-PCBs	ダイオキシン類
1	明德小学校	千秋公園1番13号	R4. 10. 4	◎	0	0. 0013	0	0. 0013
2	河辺小学校	河辺和田字岡村 164番地1	R4. 10. 4	◎	0	0. 10	0	0. 10
3	寺庭地内神社	太平寺庭字寺庭	R4. 10. 4	◎	1. 0	0. 65	0. 13	1. 8
4	御所野学院高等学校	御所野地蔵田 四丁目1番1号	R4. 10. 4	◎	0	0. 0011	0. 000072	0. 0012
（評価） ◎：環境基準達成 △：調査指標値非達成 ×：環境基準非達成 環境基準 1,000pg-TEQ/g 調査指標値 250pg-TEQ/g								

（備考：No. 1～No. 2 は一般環境、No. 3～No. 4 は発生源周辺である。）

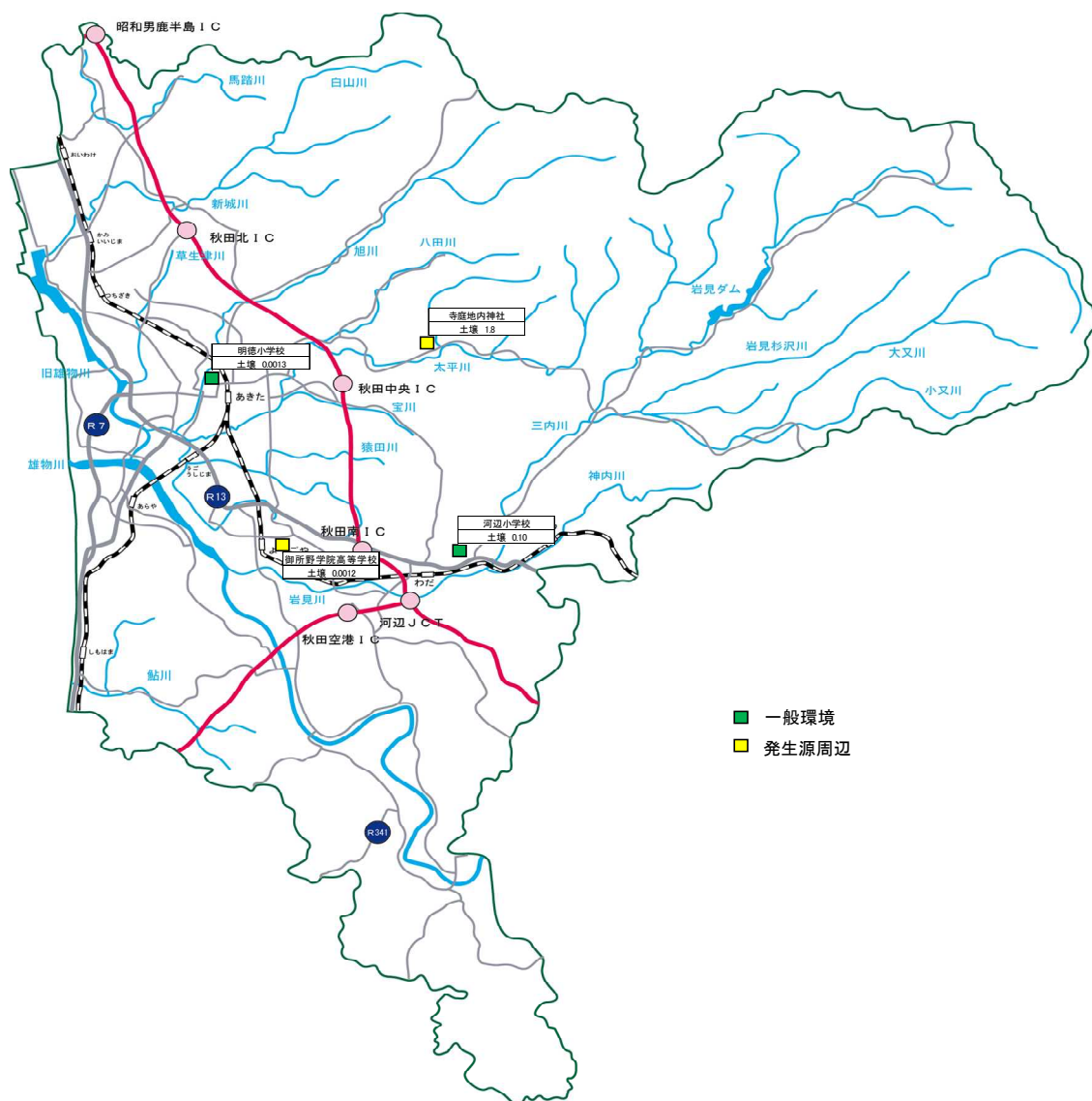


図 5 - 3 環境中のダイオキシン類測定地点図（土壌関係）（令和 4 年度）

第2節 ダイオキシン類対策

1 規制、届出

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設数は表5-7のとおりです。また、令和4年度の届出件数は表5-8のとおりです。

表5-7 ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設数（令和5年3月31日現在）

施行令 号番号		施設名		事業場数	施設数
大気基準適用施設 (別表第二)	5号	廃棄物焼却炉	4t/h 以上	2	3
			2t/h 以上～4t/h 未満	2	4
			200kg/h 以上～2t/h 未満	5	5
			100kg/h 以上～200kg/h 未満	2	3
			50kg/h 以上～100kg/h 未満	0	0
			50kg/h 未満（火床面積 0.5m ² 以上）	0	0
			計	10	15
水質基準適用施設 (別表第二)	1号	パルプ漂白施設		1	1
	15号	廃棄物焼却炉に係る廃ガス 洗浄施設、湿式集じん施設 及び灰の貯留施設	4t/h 以上	2	2
			2t/h 以上～4t/h 未満	1	3
			200kg/h 以上～2t/h 未満	4	5
			100kg/h 以上～200kg/h 未満	0	0
			50kg/h 以上～100kg/h 未満	0	0
			50kg/h 未満（火床面積 0.5m ² 以上）	0	0
			計	7	10
	18号	下水道週末処理施設		1	1

表5-8 届出件数（令和5年3月31日現在）

項目	設置	使用	構造等変更	氏名変更等	廃止	承継
件数	0	0	0	1	1	0

2 検査、指導

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設の設置者は、排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度の排出基準を守るとともに、排出ガスや排出水等のダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、結果を市長に報告しなければなりません。また、その結果は市長が公表することとなっています。

(1) 自主測定結果の概要

自主測定義務のある11工場・事業場のうち、規制対象施設が休止中の3工場・事業場を除く8工場・事業場から報告があり、全ての工場・事業場で排出基準に適合していました。

① 大気関係

排出ガス中のダイオキシン類については11施設（8工場・事業場）から自主測定結果の報告があり、全て排出基準に適合していました（表5-9）。

表5-9 排出ガス中のダイオキシン類自主測定結果（令和4年度）

施設の種類	廃棄物焼却炉			その他
	2t/h 未満	2t/h 以上 4t/h 未満	4t/h 以上	
対象施設数	8	4	3	0
自主測定施設数	4	4	3	0
最小～最大値 (ng-TEQ/m ³ N)	0.00000016 ～1.8	0.000050 ～0.23	0.000000069 ～0.00020	—
平均値 (ng-TEQ/m ³ N)	0.71	0.080	0.00011	—
排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	10(新設 5)	5(新設 1)	1(新設 0.1)	—
休止中施設数	4	—	—	—

廃棄物焼却炉のうち、ばいじん中のダイオキシン類については、7施設（5工場・事業場）、焼却灰その他の燃え殻中のダイオキシン類については、4施設（4工場・事業場）から自主測定結果の報告があり、いずれも処理基準を下回っていました（表5-10）。

表5-10 廃棄物焼却炉の焼却灰等のダイオキシン類自主測定結果（令和4年度）

測定媒体	ばいじん	焼却灰その他の燃え殻
対象施設数	9	9
自主測定施設数	7	5
最小～最大値 (ng-TEQ/g)	0～0.59	0～1.1
平均値 (ng-TEQ/g)	0.12	0.23
処理基準 (ng-TEQ/g)	3	
休止中施設数	2	4

② 水質関係

水質基準適用事業場のうち、排出水中のダイオキシン類については、4事業場から自主測定結果の報告があり、全て排出基準に適合していました（表5－11）。

表5－11 排出水中のダイオキシン類自主測定結果（令和4年度）

対象	水質基準適用事業場
対象事業場数	5
自主測定事業場数	4
最小～最大値（pg-TEQ/L）	0.00018～0.015
平均値（pg-TEQ/L）	0.0043
排出基準値（pg-TEQ/L）	10
休止中事業場数	1

(2) 立入検査結果の概要

特定施設の排出基準適合状況や維持管理状況を把握するため、令和4年度は廃棄物焼却炉1施設で立入検査を行い、ばいじんの処理基準に適合していることを確認しました（表5－12）。

表5－12 ばいじん・焼却灰等検査結果（令和4年度）

施設の種類	施設規模 (焼却能力)	検査施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	1	0.0000030	3
	2t/h 以上～4t/h 未満	—	—	
	2t/h 未満	—	—	

第6章 公害に関する苦情

第1節 公害苦情発生状況

第2節 近隣公害の状況

第3節 公害苦情の処理状況

第6章 公害に関する苦情

第1節 公害苦情発生状況

秋田市の令和4年度の新規受付苦情件数は61件で、前年度に比べ6件減少しました。

事象別に見ると、ほぼすべてが典型7公害と呼ばれているものでした。件数の多いものは騒音の27件、大気汚染の17件および悪臭の13件で、これらを合わせると全体の約93%を占めております。

表6-1 年度別苦情発生件数

事象 年度	典型7公害のうち					その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭		
H25	34	2	22	7	30	5	100
H26	39	3	23	3	27	7	102
H27	33	0	16	4	14	13	80
H28	22	3	33	1	19	9	87
H29	22	4	24	2	17	7	76
H30	36	4	21	1	21	4	87
R 1	51	3	23	1	21	1	100
R 2	21	0	29	3	24	0	77
R 3	18	0	29	4	13	3	67
R 4	17	2	27	0	13	2	61

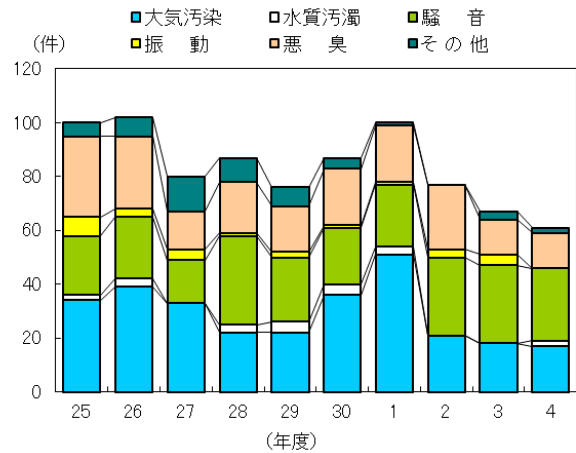


図6-1 年度別苦情発生件数

典型7公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

(環境基本法第2条第3項)

表６－２の発生源別苦情発生件数を見ると、家庭生活に係るものが１３件と最も多く、次いで建築・土木工事および農作業に係るものがそれぞれ１２件となっています。

事象別に見ると、大気汚染に関する苦情は１７件で、農作業（稲わら・もみ殻焼き）に関するものが７割近くを占めています。

騒音に関する苦情は２７件で、建設・解体現場での重機による作業音や、家庭生活に伴う機械（ボイラーや室外機等）稼働音、事業場・店舗から発生する機械の作業音などに対する苦情が主なものとなっています。

悪臭に関する苦情は１３件で、生活排水や浄化槽の悪臭、商店・飲食店等の事業に伴う臭気に対する苦情が主なものとなっています。

表６－２ 発生源別苦情発生件数 （令和４年度）

種 類 発 生 源		大 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計	比 率
製 造 業	食料品等	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	木材・木製品・家具	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	パルプ、紙製品	1	0	0	0	0	0	1	1.6%
	窯業・土石製品	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	鉄鋼・非鉄金属	0	0	0	0	0	0	0	0.1%
	機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	その他の製造事業所	0	0	0	0	1	0	1	1.6%
	小 計	1	0	0	0	1	0	2	3.3%
修 理 工 場		0	0	1	0	0	0	1	1.6%
建 築 ・ 土 木 工 事		1	0	11	0	0	0	12	19.7%
交 通 機 関		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
牧 畜 ・ 養 豚 ・ 養 鶏 場		0	0	0	0	1	0	1	1.6%
家 庭 生 活		2	1	4	0	5	1	13	21.3%
商店・飲食サービス業		0	0	3	0	1	0	4	6.6%
事 務 所		0	0	1	0	1	0	2	3.3%
そ の 他	洗濯・理美容・浴場業	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	教育関連施設	0	0	1	0	0	0	1	1.6%
	農 作 業	12	0	0	0	0	0	12	19.7%
	そ の 他	1	1	4	0	0	0	6	9.8%
	小 計	13	1	5	0	0	0	19	31.1%
不 明		0	0	2	0	4	1	7	11.5%
合 計		17	2	27	0	13	2	61	100.0%

苦情の発生源を用途地域別に見ると、表６－３のとおり住居地域が最も多く、続いて市街化調整区域、近隣商業地域などとなっています。

表 6－3 用途地域別苦情発生件数 （令和４年度）

種 類 用途地域	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計	比率（％）	
住居地域	3	1	15	0	7	1	27	44.2％	96.7％
近隣商業地域	0	0	4	0	0	0	4	6.6％	
商業地域	0	0	4	0	0	0	4	6.6％	
準工業地域	1	0	2	0	1	0	4	6.6％	
工業地域	0	0	0	0	0	0	0	0.0％	
工業専用地域	1	0	1	0	1	0	3	4.9％	
市街化調整区域	12	1	1	0	2	1	17	27.8％	
市街化区域その他	0	0	0	0	0	0	0	0.0％	
都市計画区域外（不明含む）	0	0	0	0	2	0	2	3.3％	3.3％
合 計	17	2	27	0	13	2	61	100.0％	

第2節 近隣公害の状況

公害苦情の対象となった発生源は表6-2のとおり、製造業、建築・土木工事、家庭生活、商店・飲食サービス業と多岐にわたっています。この中で、飲食店の深夜営業騒音や薪ストーブの使用に伴う悪臭など、日常生活に密着している飲食店・商店・一般家庭等に起因するものを近隣公害と呼び、表6-4に分類しています。

令和4年度における近隣公害苦情は7件と前年度に比べ3件減少しています。近隣公害苦情の申立てに対しては、現地の確認等を行い、状況を調査した上で、苦情対象者への指導や、当事者間での話し合いをお願いするなどの対応をしています。

表6-4 近隣公害苦情発生状況

年 度			H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
区 分												
騒音	家庭 生活	ペットの鳴き声	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		ピアノ、ステレオ	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
		人声	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
		ボイラー、浄化槽	2	3	2	4	4	0	1	1	3	1
	拡声器		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カラオケ		1	1	2	0	0	0	3	0	1	0
	深夜営業		0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	柏手		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大気	小規模焼却炉		2	1	2	0	0	0	1	1	0	0
	野焼き		6	3	8	1	1	1	1	0	1	0
	薪ストーブ		2	4	6	6	6	7	3	1	0	3
悪臭	堆肥（人糞を含む）		4	1	0	0	0	1	2	0	2	0
	換気扇		3	0	0	0	0	0	1	3	2	0
	動物		1	2	2	1	1	0	0	0	0	0
水質	浄化槽		3	8	2	1	1	0	0	0	1	2
	雑排水		8	5	9	2	2	0	0	0	0	1
その他			9	6	6	13	9	4	0	0	0	0
合 計			44	34	42	32	24	14	13	8	10	7
総件数に対する割合(%)			44	33	53	37	32	16	13	10	15	11

第3節 公害苦情の処理状況

令和4年度における公害苦情の処理状況を図6-2に示します。

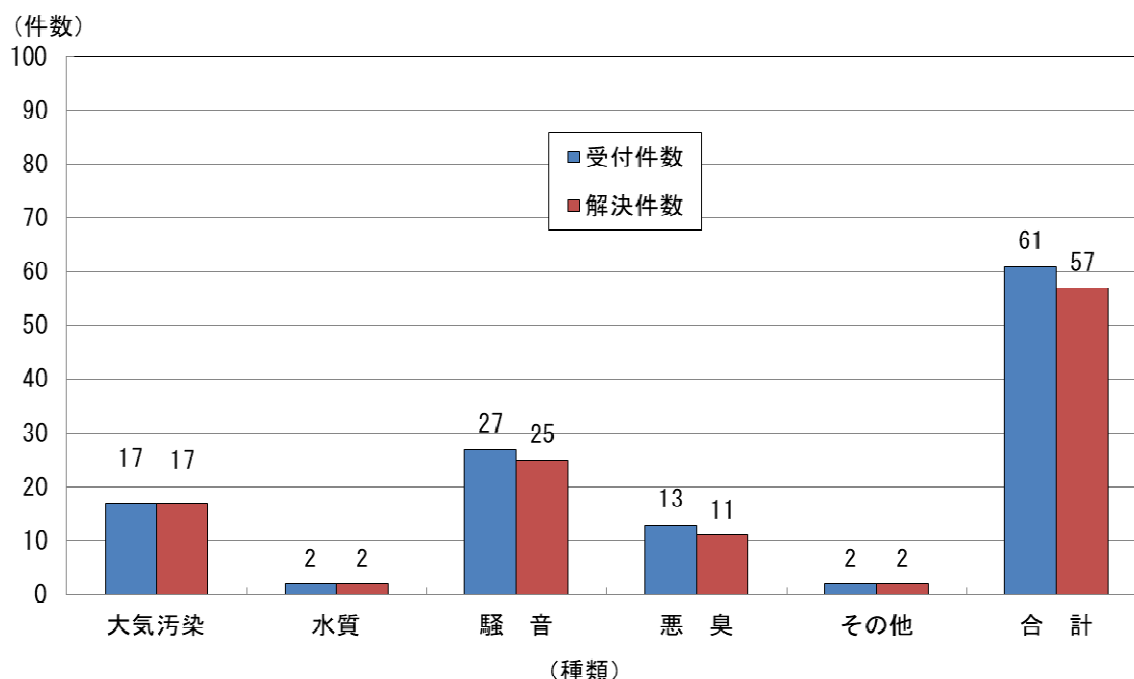


図6-2 公害苦情の処理状況（令和4年度）

令和4年度に市に寄せられた公害苦情のうち、約11%が近隣公害苦情でしたが、法律や条例に基づいて解決できる事例は少なかったものの、日常生活の中で他人への思いやりを持ち、作業方法や時間の変更等、簡単な改善や対策を行うことにより解決できる事例が多くみられました。

近隣公害の場合、被害者が直接苦情対象者に申し出ると、近隣関係がうまくいかなくなると考え、行政による解決を希望する事例がありますが、この中には当事者間の利害関係、あるいは人間関係のトラブルが絡んでいる場合もあり、根本的な解決を妨げています。

また、市街地周辺部の土地が住宅地として開発されたため、昔からの居住者と新たに居住を始めた住人の習慣、考え方の違いによるトラブルも増えています。

苦情の未然防止や早期解決には、近隣に対する細かな配慮が必要であり、特に事業者については、積極的に地域住民との良き相隣関係を保ち対話を図り、情報を公開するなど、近隣公害に対する意識の向上が望まれます。

第 7 章 自然環境の保全

第 1 節 秋田市自然環境保全条例

- 1 条例の目的
- 2 自然環境保全のための施策
- 3 開発行為の届出

第 2 節 市民活動計画の推進

- 1 大学病院前の水辺環境を守る会（愛称：ホータル会）
- 2 日本野鳥の会秋田県支部
- 3 高清水町内会 緑を守る会
- 4 NPO 法人秋田水生生物保全協会

第 3 節 自然環境現況調査

- 1 秋田市自然環境調査

第 7 章 自然環境の保全

第 1 節 秋田市自然環境保全条例

本市の豊かな自然環境を守り育てるとともに、後世に引き継ぐため、自然環境の保全等に関する事項を定めた「秋田市自然環境保全条例」を、平成 15 年 3 月に公布し、同年 4 月 1 日から施行しました。

1 条例の目的

本条例は、優れた自然環境および身近で良好な自然環境の確保を目的としています。



2 自然環境保全のための施策

条例の目的を達成するために、自然環境保全地区指定、市民等との協働による「市民活動計画」、開発行為等への指導・助言および事業者等の自主的な環境への配慮などの制度を設けています。

3 開発行為の届出

令和 4 年度には、自然環境保全条例第 18 条第 2 項に係る「みなし届」（秋田市宅地開発に関する条例第 7 条に係る事前協議）が 6 件あり、書類の審査（助言・指導）を行いました。

表 7 - 1 開発行為の届出件数

年 度	届出件数
R 1	13
2	12
3	8
4	6

第 2 節 市民活動計画の推進

市民活動計画とは、例えばホテルの飛び交う水辺を取り戻したい・・・など一定の区域内において、市民等が自然環境の保全等を行うために定める自主的な活動計画のことをいい、本市では秋田市自然環境保全条例に基づき「自然環境保全市民活動計画」として認定するとともに、これを公表し、広く周知を図り、その活動を支援します。

1 大学病院前の水辺環境を守る会（愛称：ホテル会）

本市では、市民等との協働により身近で良好な自然環境を保全・回復・創出するため、平成 15 年度にモデル事業を実施しました。この事業において、自然環境保全のために自主的な活動を行う市民団体「大学病院前の水辺環境を守る会」が結成され、平成 16 年 2 月、市ではその団体が策定した計画を条例に基づく「市民活動計画」第 1 号として認定し、市民と行政が協働で活動を行っています。

(1) 活動の経緯

平成 15 年 5 月、生活排水などにより汚濁が進行し、夏場には悪臭を放つような団地内の身近な水路を、再びホタルが飛び交うような親水空間に再生することを目的に、市民有志により「大学病院前の水辺環境を守る会」愛称「ホータル会」が結成されました。

市でも、この活動を「市民活動計画」の市民協働モデル事業と位置づけ、水路の再生工事を行いました。

現在、ホータル会では、水路の草刈りや清掃活動、生物の観察会等の活動を行っています。

(2) 主な活動内容

水路の清掃と草刈り(年 3 回)、会報の発行(年 2 回)



水路の草刈り



ホタルの観察会

2 日本野鳥の会秋田県支部

平成 17 年 3 月、本市では、日本野鳥の会秋田県支部（佐々木均支部長、会員約 200 名）の高清水公園における野鳥の観察会などの活動を、条例に基づく「市民活動計画」の第 2 号として認定しました。

高清水公園は、天平 5（733）年に東北地方の日本海側（出羽国）の大規模な地方官庁である秋田城が置かれた場所で、古代の政治・軍事・文化の中心地でした。同支部では、昭和 54 年より高清水公園において毎月 1 回観察会を開催しており、認定は、こうした野鳥の観察を通じてその生息状況調査や生息環境の監視（モニタリング）を行っていることを評価したことによります。令和 2 年 7 月までに総計 173 種の野鳥を確認しました。

また、平成 18 年度には高清水公園の自然環境を未来の子供たちに引き継いでいくためには、行政や地域、大学、民間保護団体などが連携した市民活動として取り組む事が必要と考え、「高清水の森の再生」（提案書）を作成し、聖霊女子短期大学、秋田県護国神社、秋田市の関係課所室へ提案しました。

(1) 主な活動内容（高清水公園における活動）

☆月例探鳥会 年 24 回 （高清水公園：毎月第 1 日曜日、千秋公園：毎月第 3 日曜日）



高清水公園の月例探鳥会



千秋公園の月例探鳥会

3 高清水町内会 緑を守る会

平成 27 年 3 月、本市では、高清水町内会緑を守る会の藤見池周辺の自然環境を整備する活動を、条例に基づく「市民活動計画」の第 4 号として認定しました。

会では、秋田城跡北側の一角で、1,300 年以上前から現存すると言われる自然豊かな藤見池周辺の自然環境を整備することにより、地域住民の憩いの場として親睦を図り、地域の絆を深めるとともに、自然環境の中に身を置くことにより、心身ともに健康の増進を図ることを目的として、植樹や草刈りなどの活動を行っています。

(1) 主な活動内容

- ☆植樹、花の植え付け
- ☆藤見池周辺の草刈り、花の手入れ
- ☆桜祭り、藤見の会等の親睦行事開催
- ☆親子向け環境学習会開催
- ☆町内会広報への記事掲載

4 NPO法人 秋田水生生物保全協会

令和 3 年 5 月 31 日付けで「NPO法人秋田水生生物保全協会」の活動を、条例に基づく「市民活動計画」の第 6 号として認定しました。

大森山動物園と協力し、園内の塩曳潟にすむゼニタナゴやシナイモツゴなどの魚類やゲンゴロウ類、トンボ類などの絶滅のおそれのある野生生物を保全することを目的として活動を行っています。

(1) 主な活動内容

- ☆塩曳潟に生息する魚類、水生昆虫、二枚貝類などの生息実態調査
- ☆塩曳潟のウシガエル、アメリカザリガニなど外来生物の駆除活動
- ☆市民とともに実施する調査活動
- ☆小・中学生向けの「塩曳潟の生き物」に関する小冊子の制作・配布

第3節 自然環境現況調査

1 秋田市自然環境調査

平成 16 年度に実施した旧秋田市域自然環境現況調査の経年変化を調査・把握するため、専門家によるアドバイスを受けながら、モニタリング調査を実施しました。

○調査対象地域 千秋公園

○調査期間 令和4年5月、10月

○調査項目 春季および秋季の水生生物（魚類および底生動物）

○調査結果

確認種別：魚類 4目6科13種

底生動物 8目16科18種

希少種：5種確認された。

外来種：生態系被害防止外来種はタイリクバラタナゴ、モツゴ、緊急対策外来種はアメリカザリガニ（R4.6.1～条件付特定外来生物）が確認された。

（凡例）

希少種…環境省レッドリスト 2020 および秋田県版レッドデータブック 2020 に記載されている、絶滅するおそれのある生物種。

外来種…もともとはその地域に生存していなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた種、生態系や経済に重大な影響を与えることがある。